

令和3年度 第3回三重県地域医療対策協議会 事項書

日時 令和4年3月16日(水)
18時00分～
オンライン開催

議 題

1 協議事項

- (1) 公衆衛生医師の確保に係る医師修学資金貸与制度の改正について
- (2) 三重県地域医療支援センターキャリア形成プログラムの改訂について
- (3) 地域枠制度の現状について
- (4) 臨床研修募集定員の設定について
- (5) 「第7次三重県医療計画」(へき地医療対策)に係る実績評価について

2 報告事項

- (6) キャリア形成プログラム運用指針の改訂について
- (7) 医師少数区域経験認定医師制度について

3 協議事項【非公開】

- (8) 地域枠医師のキャリア支援(派遣調整)について

資料1	公衆衛生医師の確保に係る医師修学資金貸与制度の改正について	・・・	P11
資料2-1	三重県地域医療支援センターキャリア形成プログラムの改訂について	・・・	P17
資料2-2	改定内容一覧・新旧対照表	・・・	P23
資料2-3	令和4年度版改定案、別冊ローテーションモデル(例)	・・・	P39
資料3	地域枠制度の現状について	・・・	P91
資料4	臨床研修募集定員の設定について	・・・	P113
資料5	「第7次三重県医療計画」(へき地医療対策)に係る実績評価について	・・・	P123
資料6	キャリア形成プログラム運用指針の改訂について	・・・	P129
資料7	医師少数区域経験認定医師制度について	・・・	P135
資料8-1	地域枠医師のキャリア支援(派遣調整)について	・・・	P143
資料8-2	地域枠医師の勤務計画表	・・・	別冊

【別 冊】

- 参考資料1 「キャリア形成プログラム運用指針」の一部改正について
(令和3年12月1日付け医政発第1201第1号 厚生労働省医政局長通知)
- 参考資料2 医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行について(通知)
(一部改正令和2年12月25日付け医政発第1225第9号 厚生労働省医政局長通知)
※ 医師少数区域経験認定医師制度の手続きに係る参考資料
- 参考資料3 第40回 医師需給分科会第5次中間とりまとめ(案)(概要)

三重県地域医療対策協議会委員

No	役職	委員名	出身団体等名称・役職	法令において掲げる者	地域	備考
1	委員	伊藤 正明	三重大学 学長	大学その他の 医療従事者の 養成に関する機関	-	
2	委員	竹田 寛	三重県病院協会 理事長	地域の医療関係団体	-	
3	委員	伊佐地 秀司	三重大学医学部附属病院 院長	特定機能病院	-	
4	委員	新保 秀人	三重県立総合医療センター 院長	地域医療支援病院	三河	
5	委員	勝峰 康夫	三重県立志摩病院 院長		伊勢	
6	委員	森 拓也	鈴鹿中央総合病院 院長	公的医療機関	鈴鹿	
7	委員	藤井英太郎	名張市立病院 院長		伊賀	
8	委員	三田 孝行	松阪中央総合病院 院長		松阪	
9	委員	小薮 助成	尾鷲総合病院 院長		尾鷲	
10	委員	加藤 弘幸	紀南病院 院長		尾鷲	
11	委員	相田 直隆	いなべ総合病院 院長	臨床研修病院	桑名	
12	委員	金城 昌明	市立四日市病院 院長		三河	
13	委員	清水 敦哉	済生会松阪総合病院 院長		松阪	
14	委員	楠田 司	伊勢赤十字病院 院長		伊勢	
15	委員	武内 操	武内病院 院長	民間病院	津	
16	委員	二井 栄	三重県医師会 会長	診療に関する学識経験者の団体	-	
17	委員	湊藤 啓広	三重大学 医学部長	大学その他の 医療従事者の 養成に関する機関	-	
18	委員	伊佐地 秀司	NPO法人MMC卒後臨床研修センター 理事長		-	(再掲)
19	委員	猪木 達	岡波総合病院 院長	社会医療法人	伊賀	
20	委員	田中 滋己	三重中央医療センター 院長	独立行政法人国立病院機構	津	
21	委員	住田 安弘	四日市羽津医療センター 院長	独立行政法人地域医療機能推進機構	三河	
22	委員	谷 眞澄	三重県看護協会 会長	地域の医療関係団体	-	
23	委員	亀井 利克	三重県市長会	関係市町村	-	名張市長
24	委員	大畑 覚	三重県町村会		-	御碑市長
25	委員	秋山 則子	三重みなみ子どもネットワーク 理事長	地域住民を代表する 団体	伊勢	
26	委員	山下 美恵	志摩地域医療を考える会 会長		伊勢	
27	委員	加太 竜一	三重県 医療保健部長	県	-	
28	オブザーバー	堀 浩樹	三重大学医学部 医学・看護学教育センター長		-	
29	オブザーバー	成田 正明	三重大学医学部入試委員長		-	

三重県地域医療対策協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の23の規定に基づき、三重県における医師確保対策に関する事項について協議、調整を行う三重県地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議、調整を行う。

- (1) キャリア形成プログラム（医師不足地域に派遣される医師の能力開発及び向上を図るための計画）に関すること
- (2) 医師の派遣に関すること
- (3) 医師不足地域に派遣された医師のキャリア形成支援及び負担軽減の措置に関すること
- (4) 医師法の規定によりその権限が属せられた事項に関すること
- (5) 医師確保のために大学と県が連携して行う取組に関すること
- (6) その他医療計画において定める医師の確保を図るために必要なこと

(組織)

第3条 協議会は、医療法の規定に基づき次に掲げる者の管理者その他の関係者をもって組織し、知事が任命する。

- (1) 医療機関
 - (2) 医療関係団体
 - (3) 大学その他医療従事者養成に係る機関
 - (4) 関係市町
 - (5) 住民を代表する団体等
 - (6) その他知事が必要と認める者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は、これを妨げない。

(会長)

第4条 協議会に会長1名、副会長1名をそれぞれ置く。

- 2 会長は委員のうちから互選し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時には、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(部会)

第6条 協議会は、専門的な事項の調査や実務的な調整等のため、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会を構成する委員は、会長が指名する。
- 3 部会には、部会長1名、副部会長1名を置く。
- 4 部会長は、部会の委員のうちから互選し、副部会長は部会長が指名する。
- 5 部会長は、部会の会務を総理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 部会長は、必要があると認めるときは、部会に属する委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 8 部会長は、部会が決定した事項について、その内容を協議会に報告または提案するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、三重県医療保健部に協議会の事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この要綱は平成30年12月27日から施行する。

附 則 この要綱は令和2年12月14日から施行する。

Web会議システムを利用した会議への出席について

〔 令和 2 年 12 月 14 日
三重県地域医療対策協議会 〕

- 1 三重県地域医療対策協議会（以下、「協議会」という。）において、会長が必要と認めるときは、委員（議事に関係のある臨時の出席者を含む。以下同じ。）は、Web会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。
- 2 Web会議システムによる出席は、三重県地域医療対策協議会運営要綱（平成30年12月27日）第5条に規定する出席に含めるものとする。Web会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。
- 3 Web会議システムの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合には、当該Web会議システムを利用する委員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。
- 4 Web会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。
なお、会議が非公開で行われる場合は、会長が議事に関係があると認めた者以外の者に視聴させてはならない。

議題の概要

1 協議事項（公開部分）

（1）公衆衛生医師の確保に係る医師修学資金貸与制度の改正について【前回からの継続協議】

保健所等における公衆衛生医師の確保を図るため、三重県医師修学資金貸与制度の返還免除施設に保健所等の公衆衛生行政を所管する機関を追加したい。また、これまでの議論をふまえ、入学枠ごとの取扱いを定めたい。

【改正内容】

- ①追加施設：三重県の8保健所、四日市保健所、三重県医療保健部等（公衆衛生行政を所管する機関）
- ②入学枠ごとの取扱い：
 - ・地域枠B：推薦地域の意見をふまえ、臨床を優先することとし、保健所勤務は不可とする。
 - ・地域枠A、地域医療枠：保健所勤務を可とする。また、医師少数区域等での保健所勤務は義務勤務（地域貢献）の対象として扱う。
 - ・一般枠：保健所勤務を可とし、勤務した場合は医師少数区域等での義務を免除するインセンティブを設ける。

（2）三重県地域医療支援センターキャリア形成プログラムの改訂について【毎年度の改訂事項】

令和4年度版の改訂案に、既存モデルの時点更新を行うほか、次の3つのモデル例を新規追加したい。
 新規追加：①伊勢赤十字病院麻酔科、②県立総合医療センター麻酔科、③鈴鹿回生病院整形外科

（3）地域枠制度の現状について【新規の協議事項】

平成21年度より開始された現在の地域枠制度について、現在の状況をグラフ等により報告する。
 地域枠医師は多様な診療科を選択しており、診療科によっては地域貢献が難しいなどの課題が生じている。このため、これらの状況を共有するとともに、地域枠医師の地域貢献に係る課題を改善するため、制度改正や運用の見直しを進めることについて、地域医療対策協議会で協議を行っていききたい。

【検討内容】

- 検討課題は、大きく①②に分けて検討したい
 - ①キャリア形成プログラム等における課題（県が所管する制度）
 - ②地域枠制度等における課題（大学が所管する制度）
- 検討体制については、実務を所掌する地域医療支援センター及び大学等において課題や対応案等を整理し、令和4年11月～12月を目途に地域医療対策協議会に対応案を提示したい。

議題の概要	
(4) 臨床研修募集定員の設定について【毎年度の協議事項】	令和5年度に臨床研修を開始する募集定員の上限について、本県は172名が配分された。このため、上限の範囲内で、県内の15研修病院に募集定員枠を配分したい。配分の考え方については、昨年度に引き続き各病院の希望する募集定員に沿って配分し、合計160名の定員を配分することとしたい。
(5) 「第7次三重県医療計画」(へき地医療対策)に係る実績評価について【毎年度の協議事項】	第7次三重県医療計画におけるへき地医療対策について、令和3年度の実績評価案を協議したい。
2 報告事項(公開部分)	
(6) 「キャリア形成プログラム運用指針」の一部改訂について【報告事項】	令和3年12月1日付けで、国のキャリア形成プログラム運用指針が改正された。今回の改正で卒前教育に地域医療に関する実習や講義を行うなどの「キャリア形成卒前支援プラン」の策定(令和5年度以降の適用)が求められている。このため、今後三重大学を中心として協議しつつ、対応を行っていきたい。
(7) 医師少数区域経験認定医師制度について【報告事項】	平成30年の改正医療法により、医師少数区域等で勤務した医師を評価する制度として「医師少数区域経験認定医師制度」が開始された。厚生労働省が認定する。今後、医師少数区域等の勤務を促進するため、県においても周知を図りたい。
3 協議事項(非公開部分)	
(8) 地域枠医師のキャリア支援(派遣調整)について【毎年度の協議事項】	臨床研修を修了した地域枠医師にについて、勤務実績、今後の勤務予定について一覧表により提示したい。 また、調整結果については、本協議会において協議のうえ、公表したい。

資料 1

令和3年度第3回
三重県地域医療対策協議会
令和4年3月16日

公衆衛生医師の確保に係る医師修学資金貸与制度の改正について

保健所等に勤務する公衆衛生医師の確保について①

令和3年度第2回三重県地域医療対策協議会
(令和3年10月1日) 資料2

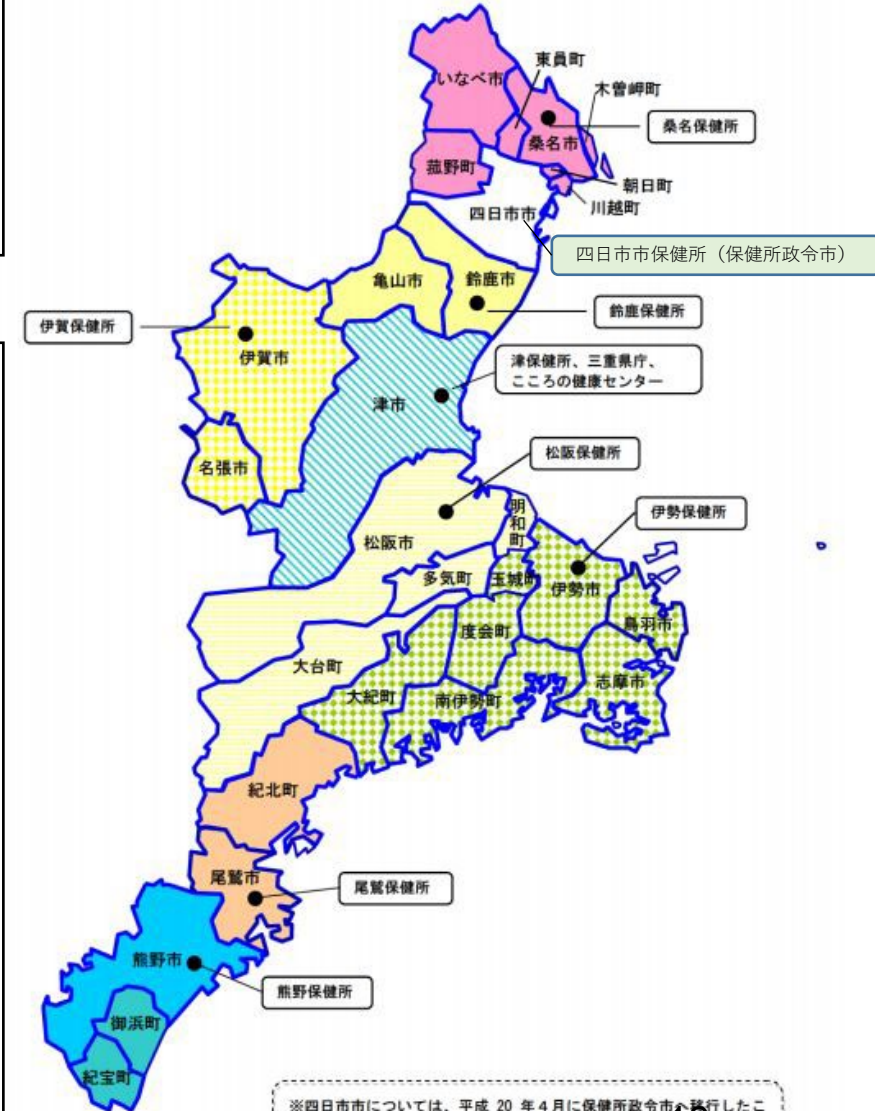
県内の状況

- ◎保健所は、地域住民の健康を支える中核となる施設であり、疾病の予防、衛生の向上など、地域住民の健康の保持増進に関する業務を行っている。
- ◎地域保健法に基づいて、本県は県内に8保健所を設置しているほか、保健所政令市として四日市市が保健所を設置している。

課題

- ①令和元年度より新型コロナウイルス感染症患者が発生し、感染拡大が続く中、公衆衛生を担う保健所の役割が重要となっている。
- ②保健所の所長は、地域保健法施行令第4条に基づき原則として医師であることが必要であるが、公衆衛生医師が少なく欠員の状態が続いている。
 - ※ 松阪保健所、熊野保健所は欠員のため他管内の保健所長が兼務
 - ※ 鈴鹿保健所は医師以外の職員が所長として就任（施行令第4条第2項の特例）
- ③今後の新型コロナウイルス感染症の対応や、新たな感染症への対応を含め、公衆衛生医師の確保は本県にとって喫緊の課題である。
- ④本県の医師の確保対策として医師師修学資金貸与制度があるが、資金の返還免除条件が医療機関での臨床に限定しているため、貸与者が公衆衛生医師として保健所に勤務した場合、返還免除の対象とはならない。

三重県の保健所所管区域の状況



第1回医師派遣検討部会における協議結果の概要

- **地域枠Bの取扱いについては、推薦病院の意見が重要**ではないか
- 松阪地区出身の地域枠Bは、松阪保健所での勤務をもって医師不足地域の貢献とすることについては調整が必要ではないか
- 公衆衛生と臨床との間で義務の取扱いに不公平感がないよう配慮すべき
- 社会医学系専門研修をふまえたキャリア形成への配慮が必要
- 自治医の義務との整合性について検討してはどうか

第2回地域医療対策協議会における協議結果の概要

- 保健所等の勤務を返還免除施設に追加する提案について特に意見は無かった。
ただし、地域枠B医師の取扱いについて次のとおり意見があった。

○地域枠B医師の取扱いについての意見（出席委員の推薦市町・推薦病院の意見）

- ・ 臨床だけでなく保健所勤務も可とすべき
- ・ 臨床を優先すべき。ただし希望者がいれば保健所勤務も可
- ・ 推薦地域内に保健所が無いことから、推薦病院での勤務を優先すべき
- ・ 臨床優先だが、希望者がいれば検討すべき
- ・ 病院勤務医が不足している状況があることから、推薦病院での勤務を優先すべき
- ・ 臨床を優先すべきだが、本人が希望したものでかつキャリア支援に配慮できれば保健所勤務も可

 **結果、地域枠B医師の保健所勤務について、「可とすべき」との意見と「臨床を優先すべき」との意見に分かれた。**

1 対応案

保健所等における公衆衛生医師の確保を図るため、医師修学資金貸与制度の返還免除施設に「公衆衛生行政を所管する機関」を追加したい。また、地域枠制度及び地域の実情等をふまえ、入学枠ごとの取扱いを設けたい。

2 改正案

(1) 三重県医師修学資金の返還免除施設に次の保健所等の機関を加える

①保健所等

- ・ 県の8保健所（桑名、鈴鹿、津、松阪、伊勢、伊賀、尾鷲、熊野）および三重県医療保健部等（※）
 - ・ 四日市市保健所
- （※）県において公衆衛生行政を所管する機関を指す。

②勤務期間

- ・ 追加機関における勤務は、**常勤で1年以上とする**。この場合、臨床経験の継続を目的に週1回程度、県内の医療機関（返還免除施設とする）において診療業務を行うことを可とする。

(2) 入学枠ごとの取扱いについて

①**地域枠B**：推薦市町、推薦病院からの推薦を受けて入学しており、推薦病院における臨床が期待されていることから、推薦地域での臨床を優先することとし、保健所等での勤務は従事要件の対象外とする。

②**地域枠A、地域医療枠**：保健所等での勤務を可とする。

③**地域枠以外（一般枠）**：保健所等での勤務を可とする。

【特例措置について】

地域枠以外の入学者については、公衆衛生医師の確保を促進する観点から特例措置を設けることとし、保健所等（地域を問わない）において常勤で1年以上勤務した場合は医師少数区域等での勤務（1年以上）は義務としない。

入学枠ごとの取扱い

区分	① 地域枠B	② 地域枠A・地域医療枠	③ 地域枠以外（一般枠）
保健所等の勤務の可否	不可	可	可（特例措置あり）
医師少数区域等の義務勤務（地域貢献）の取扱い	推薦地域の医療機関において2年以上勤務する （従来どおりの取扱い）	医師少数区域等の 医療機関又は保健所等 において、1年以上勤務する	医師少数区域等の医療機関 又は保健所等 において1年以上勤務する。 ただし、保健所等（地域を問わない）において常勤で1年以上勤務した場合は、医師少数区域等¹⁴の勤務は義務としない。

制度改正に係るスケジュールについて

- 1 改正案の反映にあたっては、三重県医師修学資金貸与制度における規則改正や、キャリア形成プログラムを改訂することとなるが、**地域枠医師に係る従事要件の取扱いについては、三重大学における地域枠制度と整合を図る必要がある。**
- 2 このため、**今後三重大学と協議を行い、協議が整った上で県の制度改正を行いたい。**
- 3 キャリア形成プログラムの改訂については、制度改正後の地域医療対策協議会（令和4年12月頃）において協議したい。

改正手続きについてのスケジュール（予定）

令和4年度

9月

10月

11月

12月

三重県医師修学資金
貸与制度の改正

※1

運用開始

地域医療対策協議会
(キャリア形成プログラムの
改訂を協議)

※2

※1 三重大学との協議を経て、県の修学資金貸与制度を改正する予定

※2 キャリア形成プログラムの改訂による保健所等勤務の取扱いについては、修学資金制度改正時に遡及して適用したい

第2回 三重県地域医療対策協議会医師派遣検討部会における本案の協議結果

日時：令和4年2月17日（オンライン開催）

（意見の概要）

- ① 既に入学した対象者については、入学時の制度と異なることとなるため、改正時は十分に周知していただきたい。
また、対象医師が医師少数区域等の保健所において勤務した場合でも、「医師少数区域経験認定医」の認定対象とならないことが見込まれる。また、非常勤の地域貢献（週1回×4年など）も認定対象とならないため、このような留意事項も含め、対象者に十分周知していただきたい。
- ② 地域枠医師の委員2名（地域枠B、地域医療枠）に、本案について意見を伺ったところ、特に異論は無かった。

（協議結果）

協議の結果、本改正案については了承された。

資料 2-1

令和 3 年度第 3 回
三重県地域医療対策協議会
令和 4 年 3 月 1 6 日

三重県地域医療支援センター キャリア形成プログラムの改訂について

改訂の流れ

- 1、三重県地域医療支援センターキャリア形成プログラムは、毎年度見直しを行うこととしており、手続きは法令等の規定に沿って行う**
 - ・キャリア形成プログラム本文 13管理運営体制（毎年度見直しを行う）
- 2、改訂内容は、関係医療機関（専門研修基幹施設）に依頼しとりまとめた（10月～11月）**
本年度は、主として麻酔科専門研修プログラム（2件）の新規追加を反映したもの
 - ・キャリア形成プログラム運用指針第1、2（2）（専門研修プログラムと整合的なものとなるよう留意）
- 3、改訂案はキャリア形成プログラムの適用者、予定者に意見照会を実施した（11月～12月）**
 - ・医療法施行規則第30条の33第の13（意見を聴くこと、意見の反映に努めなければならない）
- 4、令和4年度改訂版の公表**
 - ・医療法第30条の23第1項（協議が整った事項について公表しなければならない）

第2回 三重県地域医療対策協議会医師派遣検討部会での協議結果

日時：令和4年2月17日（オンライン開催）

（意見の概要）

新規モデルの追加（3件）及び既存モデルの内容更新、返還免除医療機関の更新を反映した令和4年度改定案について、特に意見は無かった。

（協議結果）

改定案については了承された。

令和4年度版「三重県地域医療支援センターキャリア形成プログラム」改訂案に係る意見募集結果

- 1 意見募集期間 令和3年11月19日から12月20日まで
- 2 対象者 三重県医師修学資金貸与者のうち、キャリア形成プログラム適用者および対象予定者（471名）
- 3 意見募集方法 三重県ホームページに改訂案を掲載したうえで、対象者に文書またはメールで意見募集案内を通知
- 4 結果 2名から2件の意見がありました

(対応区分)

- ① 反映する 改訂案に意見や提案内容を反映させていただくもの
- ② 反映済み 意見や提案内容がすでに反映されているもの
- ③ 参考にする 改訂案には取り入れないが、今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの
- ④ 反映又は参考に
させていただく
ことが難しい 県の考え方や施策の取組方向等と異なるもの
事業主体が県以外のもの
法令などで規定されており、県として実施できないもの
- ⑤ その他 (①から④に該当しないもの)

番号	改訂案の項目	入学枠	対象者	学年等	項目	意見の概要	対応	意見に関する考え方
1	その他	地域枠A	医師	2年目	経過措置	<p>平成29年度以前に貸与決定を受けた地域枠について、<u>県の制度では制度改正前の勤務コースが選択できるにも関わらず、大学側から9年間コースを選択することを求められており、同様の境遇にある医師や医学生が疑問を呈している。</u></p> <p>また、<u>専門研修プログラムは、原則は三重大学のプログラムを選択する一文が加えられているが、こちらに関しても、制度改正前の地域枠入学者に周知していただくと、困惑や疑念が晴れるものと感じている。</u></p>	③ 参考にする	<p>①平成30年7月に改正された医療法において、都道府県は、医師修学資金を貸与した地域枠医師等の対象者に、同意を得てキャリア形成プログラムを適用することが義務化されました。</p> <p>また、三重大学において策定された『三重大学医学部地域枠制度で入学した者の初期臨床研修終了後の研修・勤務のあり方について』（2018.3.19）において、専門研修開始以降の7年間（卒後3～9年目）の間に、医師不足地域での一定期間の勤務が求められています。</p> <p>三重県医師修学資金貸与制度においては、平成29年度以前に貸与決定を受けた方に対して制度改正に係る経過措置を設けています。このため、新設された9年間コースに加えて、制度改正前の返還免除コースを選択することが制度上可能ですが、<u>地域枠入学者の方は、医療法改正の内容や三重大学の方針をふまえ、キャリア形成プログラムに基づく9年間の勤務を行うことを求めています。</u></p> <p>②専門研修については、平成30年度から開始された新専門医制度に対応したキャリア形成プログラムを策定するため、大学、医療機関、医師会、市町等で構成する<u>三重県地域医療対策協議会において内容を協議し、地域枠制度の趣旨等をふまえた取扱いを定めたところ。</u></p> <p>また、キャリア形成プログラムの適用予定者には説明会の開催や資料送付により説明、周知を図っているところです。</p>
2	その他	一般枠	学生	5年生	情報発信	<p>県外の大学生としては、三重大学の各医局の様子等がわかりにくい部分があるため、選択・検討のために<u>何らかの情報や医局説明会等に参加させていただきたい。</u></p>	③ 参考にする	<p>県外の方であっても県内の情報収集が行える機会を提供するため、<u>研修病院合同説明会の開催情報を周知するなど、情報発信に努めています。</u></p>

三重県地域医療支援センター
キャリア形成プログラム
令和4年度改訂案

改訂内容一覧
新旧対照表

令和4年3月16日
三重県地域医療対策協議会

『三重県地域医療支援センターキャリア形成プログラム』令和4年度改訂案一覧

No	専門研修プログラム			キャリア形成プログラムモデル例	
	専門研修基幹施設	基本領域	R4年度追加プログラム	R3年度版策定状況	R4改訂案
1	三重大学医学部附属病院	内科		○	-
2		小児科		○	-
3		皮膚科		○	-
4		精神科		○	-
5		外科		○	-
6		整形外科		○	-
7		産婦人科		○	モデル例の改訂
8		眼科		○	-
9		耳鼻咽喉科		○	-
10		泌尿器科		○	モデル例の改訂
11		脳神経外科		○	-
12		放射線科		○	-
13		麻酔科		○	-
14		病理		○	モデル例の改訂
15		臨床検査		○	-
16		救急科		○	-
17		リハビリテーション科		○	-
18		総合診療		○	-
19	市立四日市病院	内科		○	モデル例の改訂
20		外科		○	-
21		麻酔科		○	-
22	藤田医科大学七栗記念病院	リハビリテーション科		○	-
23	岡波総合病院	内科		○	-
24	伊勢赤十字病院	内科		○	-
25		外科		○	-
26		産婦人科		○	-
27		麻酔科	○		新規策定
28	三重県地域医療研修センター（紀南病院）	総合診療		○	モデル例の改訂
29	県立総合医療センター	麻酔科	○		新規策定
30	鈴鹿回生病院	整形外科			新規策定
31	三重県立こころの医療センター	精神科			
32	松阪中央総合病院	麻酔科（休止中）			
			2	27	30

改訂内容一覧

区分	ページ番号	改訂箇所	改訂理由及び内容
キャリア形成プログラム 本文	P3	■ 5 医師少数区域等での勤務	・別冊モデル例の追加により、ページ番号の表記を更新しました。
	P4	■ 6 コースの選択	別冊モデル例の追加により、病院数、プログラム数の表記を更新しました。
別紙 1	P7	知事が認める医療機関一覧	へき地診療所の内容を更新しました。 ・削除： 霧生診療所 ・追加： 鏡浦診療所今浦分室 ・追加： 坂手診療所（過疎地域等の公立医療機関の欄から移行）
			過疎地域等の公立医療機関の内容を更新しました。 ・削除： 坂手診療所（へき地診療所欄へ移行）
参考資料	P10	医師少数区域等（3群の医療機関）での常勤・非常勤一覧表（専門研修プログラム別）	別冊モデル例の追加により、内容を更新しました。

区分	ページ番号	改訂箇所	改訂理由及び内容
別冊 キャリア形成プログラム 専門研修プログラム別ローテーションモデル (例)	P11	7 三重大学医学部附属病院 産婦人科	ローテーションモデル（例）を更新及び追加を行いました。 内容は、次ページ以降を参照。
	P14	10 三重大学医学部附属病院 泌尿器科	
	P19	14 三重大学医学部附属病院 病理	
	P27	19 市立四日市病院 内科	
	P35	27 伊勢赤十字病院 麻酔科	
	P36	28 三重県地域医療研修センター 総合診療科	
	P37	29 三重県立総合医療センター 麻酔科	
	P38	30 鈴鹿回生病院 整形外科	

改定案

三重県地域医療支援センター
キャリア形成プログラム

令和4年度版

令和 年 月改訂
三重県地域医療支援センター

現行

三重県地域医療支援センター
キャリア形成プログラム

令和3年度版

令和2年12月改訂
三重県地域医療支援センター

■ 5 医師少数区域等での勤務

(1) 勤務の取扱い

医師少数区域等での勤務は、三重県医師確保計画で設定する医師少数区域及び医師少数スポットにある医療機関（別紙2参照）において、**常勤での勤務を原則**とします。

別冊モデル例においては、非常勤勤務での地域貢献のみのモデルとなっているプログラムがあります。そのようなプログラムを専攻する際には、専門研修初期の段階で、医師少数区域等において、一定期間、内科、総合診療科などにおいて、常勤の勤務を行うことを求めます（別冊 **P21** 臨床検査、**P24** および **P30** リハビリテーション科のモデル例を参照）。

なお、地域・診療科の特性や家庭の事情等により常勤の勤務が難しい場合は、非常勤での勤務を、地域医療対策協議会で協議、決定します。

(2) 勤務先の選定について

医師少数区域等の勤務先の選定については、医師少数区域を最優先とし、次いで医師少数スポット（地域枠B推薦地域）、医師少数スポット（その他の地域）の順に調整を行うものとします（別紙2参照）。

地域枠B医師については、推薦地域を最優先するものとします。

(3) 非常勤勤務の考え方

地域医療対策協議会の協議の結果、非常勤勤務による地域貢献を認めることとなった場合は、週1回の勤務を4年行うことで、常勤1年とみなします。週2回の場合は、常勤2年とみなします。

なお、1回とは、日勤、夜間当直、日直のことをいいます。

■ 5 医師少数区域等での勤務

(1) 勤務の取扱い

医師少数区域等での勤務は、三重県医師確保計画で設定する医師少数区域及び医師少数スポットにある医療機関（別紙2参照）において、**常勤での勤務を原則**とします。

別冊モデル例においては、非常勤勤務での地域貢献のみのモデルとなっているプログラムがあります。そのようなプログラムを専攻する際には、専門研修初期の段階で、医師少数区域等において、一定期間、内科、総合診療科などにおいて、常勤の勤務を行うことを求めます（別冊 **P20** 臨床検査、**P23** および **P29** リハビリテーション科のモデル例を参照）。

なお、地域・診療科の特性や家庭の事情等により常勤の勤務が難しい場合は、非常勤での勤務を、地域医療対策協議会で協議、決定します。

(2) 勤務先の選定について

医師少数区域等の勤務先の選定については、医師少数区域を最優先とし、次いで医師少数スポット（地域枠B推薦地域）、医師少数スポット（その他の地域）の順に調整を行うものとします（別紙2参照）。

地域枠B医師については、推薦地域を最優先するものとします。

(3) 非常勤勤務の考え方

地域医療対策協議会の協議の結果、非常勤勤務による地域貢献を認めることとなった場合は、週1回の勤務を4年行うことで、常勤1年とみなします。週2回の場合は、常勤2年とみなします。

なお、1回とは、日勤、夜間当直、日直のことをいいます。

■6 コースの選択

○ 原則として専門医の資格の取得を目指して、次の3コースのいずれかを選択します。

- A:三重大学医学部附属病院専門研修コース
- ・三重大学医学部附属病院及び関連施設で研修を行い、専門医を目指すコース。
 - ・18領域の中から専門研修プログラムを選択。
 - ・三重大学医学部の地域枠A・B・地域医療枠の医師は、原則として本コースを選択するものとします。
- B:三重県内基幹病院専門研修コース
- ・三重県内の基幹病院及び関連施設で研修を行い、専門医を目指すコース。
 - ・7病院12専門研修プログラムのなかから選択。
- C:三重県へき地医療支援コース
- ・自治医科大学卒業生を対象としたコース。

○ 規模別・地域別等の種別に応じて以下のような医療機関群を設定し、種々の医療機関で勤務するものとします。

- 1 群：専門研修プログラムの基幹施設
- 2 群：地域の中核病院等
- 3 群：医師少数区域等の医療機関

※各専門研修プログラム別のローテーションモデル（例）は別冊を参照。

■6 コースの選択

○ 原則として専門医の資格の取得を目指して、次の3コースのいずれかを選択します。

- A:三重大学医学部附属病院専門研修コース
- ・三重大学医学部附属病院及び関連施設で研修を行い、専門医を目指すコース。
 - ・18領域の中から専門研修プログラムを選択。
 - ・三重大学医学部の地域枠A・B・地域医療枠の医師は、原則として本コースを選択するものとします。
- B:三重県内基幹病院専門研修コース
- ・三重県内の基幹病院及び関連施設で研修を行い、専門医を目指すコース。
 - ・5病院9専門研修プログラムのなかから選択。
- C:三重県へき地医療支援コース
- ・自治医科大学卒業生を対象としたコース。

○ 規模別・地域別等の種別に応じて以下のような医療機関群を設定し、種々の医療機関で勤務するものとします。

- 1 群：専門研修プログラムの基幹施設
- 2 群：地域の中核病院等
- 3 群：医師少数区域等の医療機関

※各専門研修プログラム別のローテーションモデル（例）は別冊を参照。

別紙1

* 印は、医師少数数区および医師少数スポット内の医療機関

① 救急病院等

ア 救急告示病院等	
④ へき地医療拠点病院及びへき地診療所	
1	桑名市総合医療センター
2	青木記念病院
3	ヨリハ総合病院
4	毛呂えい総合病院
*	三重県厚生連 三南北医療センターいなべ総合病院
*	尾鷲総合病院
*	尾鷲市上野町5番25号
5	伊勢赤十字病院
6	医療法人 桑名病院
*	いなべ市北勢町阿下番680
7	独立行政法人国立病院機構 三重病院
8	三重県立総合医療センター
9	四日市市永5450番地132
10	四日市市芝田2丁目2番37号
11	三重県厚生連 三南北医療センターいなべ総合病院
12	三重県厚生連 三重北医療センター福村75番地
13	小田記念温泉病院
14	四日市市富田浜町26-14
15	医療法人社団 山中胃腸科病院
16	主体会病院
17	四日市市消化器病センター
18	医療法人尚豊会 みたき総合病院
19	三重県厚生連 鈴鹿中央総合病院
20	鈴鹿市安塚町山之花1275-53
*	鈴鹿市国府町字味子里112番地の1
21	亀山市立医療センター
22	亀山市亀田町466-1
23	高木病院
24	鈴鹿市高岡町550番地
25	鈴鹿市平田1-3-7
26	村瀬病院
27	鈴鹿市神戸3-12-10
28	武内病院
29	津市江戸橋2-174
30	津市北丸之内82番地
31	津市西丸之内29-29
32	津市新町17-22
33	津市栗真山中町下沢19-5
34	津市大門番3号
35	津市岩崎病院
36	津市船頭町1721
37	津市神原町1033-4
38	津市神原町1033-4
39	津市神原町1033-4
40	津市神原町1033-4
41	津市神原町1033-4
42	津市神原町1033-4
43	津市神原町1033-4
44	津市神原町1033-4
45	津市神原町1033-4
46	津市神原町1033-4
47	津市神原町1033-4
48	津市神原町1033-4
49	津市神原町1033-4
50	津市神原町1033-4
51	津市神原町1033-4
52	津市神原町1033-4
53	津市神原町1033-4

イ 小児救急医療拠点病院及び精神科救急医療施設

ア 救急告示病院等	
④ へき地医療拠点病院及びへき地診療所	
1	桑名市寿町3丁目11番地
2	桑名市中央町5丁目7
3	桑名市和泉8丁目264-3
4	桑名市内堀28番地1
*	いなべ市北勢町阿下番771
5	桑名市京橋町30
6	いなべ市北勢町阿下番680
7	独立行政法人国立病院機構 三重病院
8	三重県立総合医療センター
9	四日市市永5450番地132
10	四日市市芝田2丁目2番37号
11	三重県厚生連 三南北医療センターいなべ総合病院
12	三重県厚生連 三重北医療センター福村75番地
13	小田記念温泉病院
14	四日市市富田浜町26-14
15	医療法人社団 山中胃腸科病院
16	主体会病院
17	四日市市消化器病センター
18	医療法人尚豊会 みたき総合病院
19	三重県厚生連 鈴鹿中央総合病院
20	鈴鹿市安塚町山之花1275-53
*	鈴鹿市国府町字味子里112番地の1
21	亀山市立医療センター
22	亀山市亀田町466-1
23	高木病院
24	鈴鹿市高岡町550番地
25	鈴鹿市平田1-3-7
26	村瀬病院
27	鈴鹿市神戸3-12-10
28	武内病院
29	津市江戸橋2-174
30	津市北丸之内82番地
31	津市西丸之内29-29
32	津市新町17-22
33	津市栗真山中町下沢19-5
34	津市大門番3号
35	津市岩崎病院
36	津市船頭町1721
37	津市神原町1033-4
38	津市神原町1033-4
39	津市神原町1033-4
40	津市神原町1033-4
41	津市神原町1033-4
42	津市神原町1033-4
43	津市神原町1033-4
44	津市神原町1033-4
45	津市神原町1033-4
46	津市神原町1033-4
47	津市神原町1033-4
48	津市神原町1033-4
49	津市神原町1033-4
50	津市神原町1033-4
51	津市神原町1033-4
52	津市神原町1033-4
53	津市神原町1033-4

別紙1

* 印は、医師少数数区および医師少数スポット内の医療機関

② へき地医療機関等

ア へき地医療拠点病院及びへき地診療所	
1	三重県立総合医療センター
2	青木記念病院
3	ヨリハ総合病院
4	毛呂えい総合病院
*	三重県厚生連 三南北医療センターいなべ総合病院
*	尾鷲総合病院
*	尾鷲市上野町5番25号
5	伊勢赤十字病院
6	医療法人 桑名病院
*	いなべ市北勢町阿下番680
7	独立行政法人国立病院機構 三重病院
8	三重県立総合医療センター
9	四日市市永5450番地132
10	四日市市芝田2丁目2番37号
11	三重県厚生連 三南北医療センターいなべ総合病院
12	三重県厚生連 三重北医療センター福村75番地
13	小田記念温泉病院
14	四日市市富田浜町26-14
15	医療法人社団 山中胃腸科病院
16	主体会病院
17	四日市市消化器病センター
18	医療法人尚豊会 みたき総合病院
19	三重県厚生連 鈴鹿中央総合病院
20	鈴鹿市安塚町山之花1275-53
*	鈴鹿市国府町字味子里112番地の1
21	亀山市立医療センター
22	亀山市亀田町466-1
23	高木病院
24	鈴鹿市高岡町550番地
25	鈴鹿市平田1-3-7
26	村瀬病院
27	鈴鹿市神戸3-12-10
28	武内病院
29	津市江戸橋2-174
30	津市北丸之内82番地
31	津市西丸之内29-29
32	津市新町17-22
33	津市栗真山中町下沢19-5
34	津市大門番3号
35	津市岩崎病院
36	津市船頭町1721
37	津市神原町1033-4
38	津市神原町1033-4
39	津市神原町1033-4
40	津市神原町1033-4
41	津市神原町1033-4
42	津市神原町1033-4
43	津市神原町1033-4
44	津市神原町1033-4
45	津市神原町1033-4
46	津市神原町1033-4
47	津市神原町1033-4
48	津市神原町1033-4
49	津市神原町1033-4
50	津市神原町1033-4
51	津市神原町1033-4
52	津市神原町1033-4
53	津市神原町1033-4

イ 通称地域等の公立医療機関(7)

ア へき地医療拠点病院及びへき地診療所	
1	北勢病院
2	医療法人社団福会 多度あやめ病院
3	大仲さつき病院
4	総合心療センターひなが
5	水沢病院
6	三重県厚生連 鈴鹿厚生病院
7	鈴鹿さくら病院
8	三重県立こころの医療センター
9	独立行政法人国立病院機構 三重病院
10	医療法人 久居病院
11	一般財団法人 信貴山病院分府上野病院
12	南勢病院
13	松阪厚生病院
14	医療法人紀南会 熊野病院

別紙1

* 印は、医師少数数区および医師少数スポット内の医療機関

① 救急病院等

ア 救急告示病院等	
④ へき地医療拠点病院及びへき地診療所	
1	桑名市寿町3丁目11番地
2	桑名市中央町5丁目7
3	桑名市和泉8丁目264-3
4	桑名市内堀28番地1
*	いなべ市北勢町阿下番771
5	桑名市京橋町30
6	いなべ市北勢町阿下番680
7	独立行政法人国立病院機構 三重病院
8	三重県立総合医療センター
9	四日市市永5450番地132
10	四日市市芝田2丁目2番37号
11	三重県厚生連 三南北医療センターいなべ総合病院
12	三重県厚生連 三重北医療センター福村75番地
13	小田記念温泉病院
14	四日市市富田浜町26-14
15	医療法人社団 山中胃腸科病院
16	主体会病院
17	四日市市消化器病センター
18	医療法人尚豊会 みたき総合病院
19	三重県厚生連 鈴鹿中央総合病院
20	鈴鹿市安塚町山之花1275-53
*	鈴鹿市国府町字味子里112番地の1
21	亀山市立医療センター
22	亀山市亀田町466-1
23	高木病院
24	鈴鹿市高岡町550番地
25	鈴鹿市平田1-3-7
26	村瀬病院
27	鈴鹿市神戸3-12-10
28	武内病院
29	津市江戸橋2-174
30	津市北丸之内82番地
31	津市西丸之内29-29
32	津市新町17-22
33	津市栗真山中町下沢19-5
34	津市大門番3号
35	津市岩崎病院
36	津市船頭町1721
37	津市神原町1033-4
38	津市神原町1033-4
39	津市神原町1033-4
40	津市神原町1033-4
41	津市神原町1033-4
42	津市神原町1033-4
43	津市神原町1033-4
44	津市神原町1033-4
45	津市神原町1033-4
46	津市神原町1033-4
47	津市神原町1033-4
48	津市神原町1033-4
49	津市神原町1033-4
50	津市神原町1033-4
51	津市神原町1033-4
52	津市神原町1033-4
53	津市神原町1033-4

② 小児救急医療拠点病院及び精神科救急医療施設

ア 救急告示病院等	
④ へき地医療拠点病院及びへき地診療所	
1	北勢病院
2	医療法人社団福会 多度あやめ病院
3	大仲さつき病院
4	総合心療センターひなが
5	水沢病院
6	三重県厚生連 鈴鹿厚生病院
7	鈴鹿さくら病院
8	三重県立こころの医療センター
9	独立行政法人国立病院機構 三重病院
10	医療法人 久居病院
11	一般財団法人 信貴山病院分府上野病院
12	南勢病院
13	松阪厚生病院
14	医療法人紀南会 熊野病院

別紙1

* 印は、医師少数数区および医師少数スポット内の医療機関

③ へき地医療拠点病院及びへき地診療所等

ア 救急告示病院等	
④ へき地医療拠点病院及びへき地診療所	
1	三重県立総合医療センター
2	三重県立志摩病院
3	紀南病院
4	尾鷲総合病院
*	伊勢赤十字病院
5	伊勢赤十字病院
6	独立行政法人国立病院機構 三重病院
7	尾鷲財団済生会 松阪総合病院
8	松阪市民病院
9	三重県立一志病院
10	三重県厚生連 松阪中央総合病院

④ 通称地域等の公立医療機関(8)

ア 救急告示病院等	
④ へき地医療拠点病院及びへき地診療所	
1	坂手診療所
2	西山診療所
3	荒坂診療所
4	宮前診療所
5	竹原診療所
6	飯南眼科クリニック
7	小松南伊勢病院
8	小松診療所

別紙1

* 印は、医師少数数区および医師少数スポット内の医療機関

④ 通称地域等の公立医療機関(8)

ア 救急告示病院等	
④ へき地医療拠点病院及びへき地診療所	
1	坂手診療所
2	西山診療所
3	荒坂診療所
4	宮前診療所
5	竹原診療所
6	飯南眼科クリニック
7	小松南伊勢病院
8	小松診療所

医師少数区域等（3群の医療機関）での常勤・非常勤一覧表（専門研修プログラム別）

現 行

参考資料

別冊頁	地域枠A・地域医療枠・一般枠			地域枠B			別冊頁	常勤のみ			非常勤のみ			常勤+非常勤		
	常勤のみ	非常勤のみ	常勤+非常勤	常勤のみ	非常勤のみ	常勤+非常勤		常勤のみ	非常勤のみ	常勤+非常勤	常勤のみ	非常勤のみ	常勤+非常勤	常勤のみ	非常勤のみ	常勤+非常勤
■三重大学医学部附属病院																
1	内科	モデルI	1	○	-	-	○	-	-							
		モデルII	2	○（専門研修後）	-	-	○（専門研修後）	-	-							
		モデルIII	3	-	-	○	-	-	○							
2	小児科	モデルI	4	○	-	-	○	-	-							
		モデルII	5	○（専門研修後）	-	-	○（専門研修後）	-	-							
3	皮膚科		6	-	○	-	○（専門研修後）	○	-							
4	精神科		7	○	-	-	○	-	○							
5	外科	モデルI	8	○	-	-	○	-	-							
		モデルII	9	-	-	○	-	-	○							
6	整形外科		10	○	△（専門研修後）	-	○	-	△（専門研修後）							
7	産婦人科		11	-	○	-	-	○	-							
8	眼科		12	○	-	-	○	-	-							
9	耳鼻咽喉科		13	-	○	-	-	○	-							
10	泌尿器科		14	○（専門研修後）	-	-	○（専門研修後）	-	-							
11	脳神経外科		15	○	○	-	○	-	○							
12	放射線科		17	○	-	-	○	-	-							
13	麻酔科		18	-	○	-	-	○	-							
14	病理		19	-	○	-	-	○	-							
15	臨床検査		20	○（専門研修前）	-	-	○（専門研修前）	-	-							
16	救急科	モデルI	21	○	-	-	○	-	-							
		モデルII	22	○（専門研修後）	-	-	○（専門研修後）	-	-							
17	リハビリテーション科		23	○（専門研修の前・後）	-	-	○（専門研修の前・後）	-	-							
			24	-	○	-	-	○	-							
18	総合診療科		25	○	-	-	○	-	-							
■市立四日市病院																
19	内科		26	○（専門研修後）	-	-										
20	外科		27	○（専門研修後）	-	-										
21	麻酔科		28	○（専門研修後）	-	-										
■藤田医科大学七栗記念病院																
22	リハビリテーション科		29	○（専門研修の前・後）	-	-										
■岡波総合病院																
23	内科		30	○	-	-										
■伊勢赤十字病院																
24	内科		31	○	-	-										
25	外科		32	○	-	-										
26	産婦人科		33	-	○（専門研修後）	-										
■三重県地域医療研修センター（紀南病院）																
27	総合診療科		34	○	-	-										

△・・・常勤勤務が行えない場合に非常勤となる場合があるもの

医師少数区域等（3群の医療機関）での常勤・非常勤一覧表（専門研修プログラム別）

改訂案

参考資料

別冊頁	地域枠A・地域医療枠・一般枠			地域枠B			別冊頁	常勤のみ			非常勤のみ			常勤+非常勤		
	常勤のみ	非常勤のみ	常勤+非常勤	常勤のみ	非常勤のみ	常勤+非常勤		常勤のみ	非常勤のみ	常勤+非常勤	常勤のみ	非常勤のみ	常勤+非常勤	常勤のみ	非常勤のみ	常勤+非常勤
■三重大学医学部附属病院																
1	内科	モデルI	1	○	-	-	○	-	-							
		モデルII	2	○（専門研修後）	-	-	○（専門研修後）	-	-							
		モデルIII	3	-	-	○	-	-	○							
2	小児科	モデルI	4	○	-	-	○	-	-							
		モデルII	5	○（専門研修後）	-	-	○（専門研修後）	-	-							
3	皮膚科		6	-	○	-	○（専門研修後）	○	-							
4	精神科		7	○	-	-	○	-	○							
5	外科	モデルI	8	○	-	-	○	-	-							
		モデルII	9	-	-	○	-	-	○							
6	整形外科		10	○	△（専門研修後）	-	○	-	△（専門研修後）							
7	産婦人科		11	-	○	-	-	○	-							
8	眼科		12	○	-	-	○	-	-							
9	耳鼻咽喉科		13	-	○	-	-	○	-							
10	泌尿器科		14	○（専門研修後）	-	-	○（専門研修後）	-	-							
11	脳神経外科		15	○	○	-	○	-	○							
12	放射線科		17	○	-	-	○	-	-							
13	麻酔科		18	-	○	-	-	○	-							
14	病理		19	-	○	-	-	○	-							
			20	○（専門研修前）	-	-	○（専門研修前）	-	-							
15	臨床検査		21	○（専門研修前）	-	-	○（専門研修前）	-	-							
16	救急科	モデルI	22	○	-	-	○	-	-							
		モデルII	23	○（専門研修後）	-	-	○（専門研修後）	-	-							
17	リハビリテーション科		24	○（専門研修の前・後）	-	-	○（専門研修の前・後）	-	-							
			25	-	○	-	-	○	-							
18	総合診療科		26	○	-	-	○	-	-							
■市立四日市病院																
19	内科		27	○（専門研修後）	-	-										
20	外科		28	○（専門研修後）	-	-										
21	麻酔科		29	○（専門研修後）	-	-										
■藤田医科大学七栗記念病院																
22	リハビリテーション科		30	○（専門研修の前・後）	-	-										
■岡波総合病院																
23	内科		31	○	-	-										
■伊勢赤十字病院																
24	内科		32	○	-	-										
25	外科		33	○	-	-										
26	産婦人科		34	-	○（専門研修後）	-										
27	麻酔科		35	-	○（専門研修後）	-										
■三重県地域医療研修センター（紀南病院）																
28	総合診療科		36	○	-	-										
■三重県立総合医療センター																
29	麻酔科		37	○（専門研修後）	-	-										
■鈴鹿回生病院																
30	整形外科		38	○	△（専門研修後）	-										

△・・・常勤勤務が行えない場合に非常勤となる場合があるもの

7 三重大学医学部附属病院 産婦人科

現 行

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠A 地域医療枠 一般枠	三重県内で臨床研修		専門研修 1群病院	専門研修 2群病院	専門研修 1群病院	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務
						3群の病院で外来勤務(週1回)			

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠B	地域枠B推薦病院又は 三重大学医学部附属病院 で臨床研修		専門研修 1群病院	専門研修 2群病院	専門研修 1群病院	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務
						3群の病院で外来勤務(週2回)			

- 三重県内の研修先医療機関群
- 1群：三重大学医学部附属病院
 - 2群：県立総合医療センター、三重中央医療センター、伊勢赤十字病院など
 - 3群：伊賀市立上野総合市民病院、尾鷲総合病院、紀南病院

7 三重大学医学部附属病院 産婦人科

改訂案

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠A 地域医療枠 一般枠	三重県内で臨床研修		専門研修 1群病院	専門研修 2群病院	専門研修 2群病院	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務
					3群の病院で外来勤務(週1回)				

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠B	地域枠B推薦病院又は 三重大学医学部附属病院 で臨床研修		専門研修 1群病院	専門研修 2群病院	専門研修 2群病院	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務
					3群の病院で外来勤務(週2回)				

- 三重県内の研修先医療機関群
- 1群：三重大学医学部附属病院
 - 2群：県立総合医療センター、三重中央医療センター、伊勢赤十字病院など
 - 3群：名張市立病院、伊賀市立上野総合市民病院、尾鷲総合病院、紀南病院

10 三重大学医学部附属病院 泌尿器科

現行

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠A 地域医療枠 一般枠	三重県内で臨床研修		専門研修 1群病院	専門研修 1群病院	専門研修 2群病院	専門研修 2群病院	3群の病院で 12カ月勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠B	地域枠B推薦病院又は 三重大学医学部附属病院 で臨床研修		専門研修 1群病院	専門研修 1群病院	専門研修 2群病院	専門研修 2群病院	3群の病院で 24カ月勤務		1群、2群の 病院で勤務

■三重県内の研修先医療機関群

- 1群：三重大学医学部附属病院
- 2群：県立総合医療センター、四日市羽津医療センター、鈴鹿中央総合病院、三重中央医療センター、松阪市民病院、済生会松阪総合病院、伊勢赤十字病院、市立伊勢総合病院
- 3群：伊賀市立上野総合市民病院、名張市立病院、県立志摩病院、尾鷲総合病院、紀南病院

10 三重大学医学部附属病院 泌尿器科

改訂案

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠A 地域医療枠 一般枠	三重県内で臨床研修		専門研修 1群病院	専門研修 2群病院	専門研修 2群病院	専門研修 2群病院	3群の病院で 12カ月勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠B	地域枠B推薦病院又は 三重大学医学部附属病院 で臨床研修		専門研修 1群病院	専門研修 2群病院	専門研修 2群病院	専門研修 2群病院	3群の病院で 24カ月勤務		1群、2群の 病院で勤務

■三重県内の研修先医療機関群

- 1群：三重大学医学部附属病院
- 2群：県立総合医療センター、四日市羽津医療センター、鈴鹿中央総合病院、三重中央医療センター、松阪市民病院、済生会松阪総合病院、伊勢赤十字病院、市立伊勢総合病院
- 3群：伊賀市立上野総合市民病院、名張市立病院、県立志摩病院、尾鷲総合病院、紀南病院

14 三重大学医学部附属病院 病理

現行

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠A 地域医療枠 一般枠	三重県内で臨床研修		専門研修 1群病院	専門研修 2群病院	専門研修 1群病院	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務
						3群の病院で、週1回、4年～週2回、2年を非常勤勤務			

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠B	地域枠B推薦病院又は 三重大学医学部附属病院 で臨床研修		専門研修 1群病院	専門研修 2群病院	専門研修 1群病院	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務
						3群の病院で、週2回、4年を非常勤勤務			

■三重県内の研修先医療機関群

- 1群：三重大学医学部附属病院
- 2群：桑名市総合医療センター、四日市羽津医療センター、県立総合医療センター、鈴鹿中央総合病院、鈴鹿回生病院、松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、松阪市民病院、三重中央医療センター、伊勢赤十字病院、市立伊勢総合病院
- 3群：尾鷲総合病院、紀南病院、伊賀市立上野総合市民病院、名張市立病院、岡波総合病院

改訂案

14 三重大学医学部附属病院 病理

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠A 地域医療枠 一般枠	三重県内で臨床研修		専門研修 2群病院	専門研修 1群病院	専門研修 1群病院	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務
						3群の病院で、週1回、4年～週2回、2年を非常勤勤務			

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠B	地域枠B推薦病院又は 三重大学医学部附属病院 で臨床研修		専門研修 2群病院	専門研修 1群病院	専門研修 1群病院	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務
						3群の病院で、週2回、4年を非常勤勤務			

改訂案

三重大学医学部附属病院 病理

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠A 地域医療枠 一般枠	三重県内で臨床研修		3群の病院で 12カ月勤務 (内科など)	専門研修 2群病院	専門研修 1群病院	専門研修 1群病院	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠B	地域枠B推薦病院又は 三重大学医学部附属病院 で臨床研修		3群(推薦地 域) の病院で 12カ月勤務 (内科など)	3群(推薦地 域) の病院で 12カ月勤務 (内科など)	専門研修 2群病院	専門研修 1群病院	専門研修 1群病院	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務

■三重県内の研修先医療機関群

- 1群：三重大学医学部附属病院
- 2群：桑名市総合医療センター、四日市羽津医療センター、県立総合医療センター、鈴鹿中央総合病院、鈴鹿回生病院、松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、松阪市民病院、三重中央医療センター、伊勢赤十字病院、市立伊勢総合病院
- 3群：三重県医師確保計画で設定する医師少数区域等にある医療機関
尾鷲総合病院、紀南病院、伊賀市立上野総合市民病院、名張市立病院、岡波総合病院など

注) 3群病院での病理診断科非常勤勤務は確約するものではありません。他科での常勤・非常勤勤務となる可能性があります。

19 市立四日市病院 内科

現 行

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
医師 修学資金 貸与者	三重県内で臨床研修		専門研修 1群、2群の病院	専門研修 1群、2群の病院	専門研修 1群、2群の病院	3群の病院 (6～9年目のいずれか の1年間)	1群の病院	1群の病院	1群の病院

■三重県内の研修先医療機関群

- 1群：市立四日市病院
- 2群：三重大学医学部附属病院、青木記念病院、主体会病院、みたき総合病院、小山田温泉記念病院、鈴鹿病院、
- 3群：菰野厚生病院、岡波総合病院、名張市立病院、

19 市立四日市病院 内科

改訂案

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
医師 修学資金 貸与者	三重県内で臨床研修		専門研修 1群、2群の病院 および3群※の病院	専門研修 1群、2群の病院 および3群※の病院	専門研修 1群、2群の病院 および3群※の病院	3群の病院 (6～9年目のいずれか の1年間)	1群の病院	1群の病院	1群の病院

■三重県内の研修先医療機関群

- 1群：市立四日市病院
- 2群：三重大学医学部附属病院、青木記念病院、主体会病院、みたき総合病院、小山田温泉記念病院、鈴鹿病院、
- 3群：※菰野厚生病院、岡波総合病院、名張市立病院、いなべ総合病院

27 伊勢赤十字病院 麻酔科

新規

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
医師修学資金貸与者 (一般枠)	三重県内で臨床研修		専門研修 1群病院	専門研修 1群、2群病院	専門研修 1群、2群病院	専門研修 1群、2群病院	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務
							3群の病院で、週2回、2年を 非常勤勤務		

■三重県内の研修先医療機関群

- 1群：伊勢赤十字病院
- 2群：県立総合医療センター、鈴鹿中央総合病院、三重中央医療センター、松阪中央総合病院、
済生会松阪総合病院、松阪市民病院、市立伊勢総合病院
- 3群：名張市立病院

27 三重県地域医療研修センター 総合診療科

現 行

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	
	臨床研修		専門研修							
医師修学資金貸与者	三重県内で臨床研修		専門研修 3群の医療機関	専門研修 3群の医療機関	専門研修 2群病院 3群の医療機関	県内の医療機関				

■ 三重県内の研修先医療機関群

- 1群：紀南病院（総合診療Ⅱ、内科、小児科）
- 2群：伊勢赤十字病院（救急科）
- 3群：県立志摩病院（総合診療Ⅱ・内科）、町立南伊勢病院（総合診療Ⅰ・Ⅱ）、熊野市立紀和診療所（総合診療Ⅰ）、鳥羽市立神島診療所（総合診療Ⅰ）、鳥羽市立桃取診療所（総合診療Ⅰ）

28 三重県地域医療研修センター 総合診療科

改訂案

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	
	臨床研修		専門研修							
医師修学資金貸与者	三重県内で臨床研修		専門研修 3群の医療機関	専門研修 3群の医療機関	専門研修 2群病院 3群の医療機関	県内の医療機関				

■ 三重県内の研修先医療機関群

- 1群：紀南病院（総合診療Ⅱ、内科、小児科）
- 2群：伊勢赤十字病院（救急科）
- 3群：県立志摩病院（総合診療Ⅱ・内科）、町立南伊勢病院（総合診療Ⅰ・Ⅱ）、熊野市立紀和診療所（総合診療Ⅰ）、鳥羽市立神島診療所（総合診療Ⅰ）、鳥羽市立桃取診療所（総合診療Ⅰ）、**県立一志病院（総合診療Ⅰ）**

29 三重県立総合医療センター 麻酔科

新規

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
医師修学資金貸与者 (一般枠)	三重県内で臨床研修		専門研修 1、2群の病院	専門研修 1、2群の病院	専門研修 1、2群の病院	専門研修 1、2群の病院	1、2群の病院	1、2群の病院	3群の病院

■三重県内の研修先医療機関群

1群：県立総合医療センター

2群：三重中央医療センター、鈴鹿中央総合病院、松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、松阪市民病院、伊勢赤十字病院
市立伊勢総合病院、市立四日市病院、三重大学医学部附属病院

3群：名張市立病院

30 鈴鹿回生病院 整形外科

新規

※ 鈴鹿回生病院 整形外科プログラムを選択する場合のローテーションモデル例は、「6 三重大学医学部附属病院 整形外科（一般枠）」と同じ内容です（下記を参照）。

【参考】

6 三重大学医学部附属病院整形外科（一般枠）のローテーションモデル例

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
医師修学資金貸与者（一般枠）	三重県内で臨床研修		専門研修 1群病院	専門研修 2群病院	専門研修 2群or3群病院	専門研修 1群or2群病院	1群or2群病院 (但し5年目で3群病院選択しなければ 1年間は3群病院従事)		
						1群or2群病院 (但し5年目で3群病院選択しなければ、4年間は1群or2群に所属 して3群病院に非常勤で従事(週1回程度外来・当直に従事))			

■三重県内の研修先医療機関群

1群：三重大学医学部附属病院

2群：桑名市総合医療センター、四日市羽津医療センター、県立総合医療センター、富田済病院、主体会病院、鈴鹿中央総合病院、鈴鹿回生病院、三重中央医療センター、三重病院、県立子ども心身発達医療センター、永井病院、榊原温泉病院、済生会松阪総合病院、松阪市民病院、伊勢赤十字病院、市立伊勢総合病院

3群：日下病院、菰野厚生病院、上野総合市民病院、名張市立病院、大台厚生病院、県立志摩病院、尾鷲総合病院、紀南病院

三重県地域医療支援センター
キャリア形成プログラム

令和4年度版

改定案

令和 年 月改訂

三重県地域医療支援センター

目 次

■はじめに

■1 策定趣旨

■2 適用対象者

■3 プログラム期間等

■4 勤務する医療機関

■5 医師少数区域等での勤務

■6 コースの選択

■7 勤務計画について

■8 勤務計画の提出

■9 キャリア形成プログラムの中断

■10 大学講座への所属

■11 学位の取得

■12 適用対象者の身分等

■13 管理・運営体制

■14 相談・問い合わせ

◇別 冊 専門研修プログラム別ローテーションモデル（例）

◇別紙1 知事が認める医療機関一覧

◇別紙2 医師少数区域等

◇別紙3 キャリア形成プログラムに基づく勤務計画書（様式）

参考資料 医師少数区域等（3群の医療機関）での常勤・非常勤一覧表
（専門研修プログラム別）

■ はじめに

三重県は、人口10万人あたり医師数が全国平均を下回っており、医師の確保が課題となっています。このため、医学部における地域枠の設定や医師修学資金貸与制度など医師確保対策を総合的に進めてきた結果、県内医療機関で勤務する医師数は、着実に増えてきましたが、医師の偏在解消には至っていません。

県では、平成30年7月の医療法改正を受けて、地域における医療提供体制の整備を図るため、平成31年2月に、県内の医療関係者等による「三重県地域医療対策協議会」を設置しました。また、令和元年度には「三重県医師確保計画」を策定し、医師の地域偏在等の解消に向けた取組を進めていくこととしています。

このような動きに合わせ、三重県地域医療支援センターでは、平成25年に策定した「三重専門医研修プログラム」を新たに「三重県地域医療支援センターキャリア形成プログラム」として改訂しました。

今後、三重県医師修学資金貸与制度や医学部の地域枠制度の拡充により、多くの若手医師が県内での勤務を行います。三重県地域医療支援センターは、キャリア形成プログラムに基づき、若手医師が、キャリア形成に不安を持つことなく、地域の医療機関と中核病院をローテーションしながら専門医を取得できるようなキャリア形成支援と、地域貢献の両立が図れるよう、三重県の地域医療を担う皆さんを支援してまいります。

■ 1 策定趣旨

医療法第30条の25第1項第5号の規定に基づき、三重県医師修学資金（以下、「修学資金」という。）の貸与を受けた医師や地域枠制度により医学部に入学し卒業した医師等について、円滑な地域貢献と医師の能力開発・向上を両立させるため、三重県地域医療支援センター（以下、「支援センター」という。）において、キャリア形成プログラムを策定します。

■ 2 適用対象者

このキャリア形成プログラムは、次に掲げる医師に対し適用します。

（令和3年度に卒後3年目になる医師から適用）

（1）三重大学医学部を次の選抜区分により入学し、三重県医師修学資金の貸与を受けた医師

- ① 地域枠A
- ② 地域枠B
- ③ 地域医療枠

（2）三重県医師修学資金の貸与を受けた医師（（1）の者を除く。）（※）

（※）9年間コース選択者

（3）自治医科大学医学部を卒業した医師（令和元年度入学者から適用）

（4）その他、本キャリア形成プログラムの適用を希望する医師

■ 3 プログラム期間等

キャリア形成プログラムは、卒後9年間のキャリア形成を定めたもので、このうち、卒後3年目以降に医師少数区域等での地域貢献を行います。

キャリア形成プログラム（9年間）													
臨床研修 （2年間）	後述のコースに基づき県内の医療機関で勤務 （7年間）												
県内の基幹型臨床 研修病院で研修	<p>【医師少数区域等での勤務期間】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>（1）①地域枠A</td> <td>1年以上</td> </tr> <tr> <td>②地域枠B</td> <td>2年以上※</td> </tr> <tr> <td>③地域医療枠</td> <td>1年以上</td> </tr> <tr> <td>（2）修学資金貸与者 （地域枠以外）</td> <td>1年以上</td> </tr> <tr> <td>（3）自治医大</td> <td>別途定めます</td> </tr> <tr> <td>（4）その他</td> <td>1年以上</td> </tr> </tbody> </table>	（1）①地域枠A	1年以上	②地域枠B	2年以上※	③地域医療枠	1年以上	（2）修学資金貸与者 （地域枠以外）	1年以上	（3）自治医大	別途定めます	（4）その他	1年以上
（1）①地域枠A	1年以上												
②地域枠B	2年以上※												
③地域医療枠	1年以上												
（2）修学資金貸与者 （地域枠以外）	1年以上												
（3）自治医大	別途定めます												
（4）その他	1年以上												

※ 地域枠Bの医師少数区域等の勤務は原則、推薦地域で行います。

■ 4 勤務する医療機関

勤務対象の県内医療機関は、各専門研修プログラムで指定される機関（別冊参照）及び知事が認める機関（別紙1参照）とします。

■ 5 医師少数区域等での勤務

（1）勤務の取扱い

医師少数区域等での勤務は、三重県医師確保計画で設定する医師少数区域及び医師少数スポットにある医療機関（別紙2参照）において、**常勤での勤務を原則**とします。

別冊モデル例においては、非常勤勤務での地域貢献のみのモデルとなっているプログラムがあります。そのようなプログラムを専攻する際には、専門研修初期の段階で、医師少数区域等において、一定期間、内科、総合診療科などにおいて、常勤の勤務を行うことを求めます（別冊 P21 臨床検査、P24 および P30 リハビリテーション科のモデル例を参照）。

なお、地域・診療科の特性や家庭の事情等により常勤の勤務が難しい場合は、非常勤での勤務を、地域医療対策協議会で協議、決定します。

（2）勤務先の選定について

医師少数区域等の勤務先の選定については、医師少数区域を最優先とし、次いで医師少数スポット（地域枠B 推薦地域）、医師少数スポット（その他の地域）の順に調整を行うものとします（別紙2参照）。

地域枠B 医師については、推薦地域を最優先するものとします。

（3）非常勤勤務の考え方

地域医療対策協議会の協議の結果、非常勤勤務による地域貢献を認めることとなった場合は、週1回の勤務を4年行うことで、常勤1年とみなします。週2回の場合は、常勤2年とみなします。

なお、1回とは、日勤、夜間当直、日直のことをいいます。

■6 コースの選択

○ 原則として専門医の資格の取得を目指して、次の3コースのいずれかを選択します。

A:三重大学医学部附属病院専門研修コース

- ・三重大学医学部附属病院及び関連施設で研修を行い、専門医を目指すコース。
- ・18領域の中から専門研修プログラムを選択。
- ・三重大学医学部の地域枠A・B・地域医療枠の医師は、原則として本コースを選択するものとします。

B:三重県内基幹病院専門研修コース

- ・三重県内の基幹病院及び関連施設で研修を行い、専門医を目指すコース。
- ・7病院12専門研修プログラムの中から選択。

C:三重県へき地医療支援コース

- ・自治医科大学卒業生を対象としたコース。

○ 規模別・地域別等の種別に応じて以下のような医療機関群を設定し、種々の医療機関で勤務するものとします。

- 1群：専門研修プログラムの基幹施設
- 2群：地域の中核病院等
- 3群：医師少数区域等の医療機関

※各専門研修プログラム別のローテーションモデル（例）は別冊を参照。

■7 勤務計画について

適用対象者が翌年度に勤務する医療機関は、支援センターにおいて次の手順で調整します。

- (1) 適用対象者及び専門研修プログラム責任者と、勤務先・勤務期間を検討
 - *一つの医療機関での勤務期間は3か月以上を原則とします。
 - *医師少数地域等の勤務については、県が実施する医師需要調査等を踏まえて勤務先を検討。
- (2) 適用対象者全体の翌年度の勤務計画案を策定
- (3) 医師派遣検討部会及び三重県地域医療対策協議会で協議
- (4) 協議が整った内容について、個人情報保護を図った上で、医療機関で勤務する人数等を公表

なお、医師少数区域等における非常勤勤務にあたっては、これを医師少数区域等の勤務期間（■3参照）とみなすかどうかについて、地域医療対策協議会で協議が必要となります。

■8 勤務計画の提出

適用対象者は、3のプログラム期間における勤務が終了するまで、年1回、指定日までにプログラム期間の勤務計画を支援センターに提出してください。（別紙3の様式）

■9 キャリア形成プログラムの中断

次の事由によりキャリア形成プログラムを履行できない期間がある場合は、プログラムの中断を願い出すことができます。

なお、中断に当たっては、事前に三重県医師修学資金貸与制度の規定に基づく手続きや、専門研修プログラム責任者との協議、大学との協議（地域枠制度により医学部に入学し卒業した医師）が必要です。

- (1) 疾病、災害、育児等^{*}による休職、休業等
 - ^{*}産前産後休業については勤務期間とみなし、育児休業については中断とみなします。
- (2) 専門知識の習得を目的とする県外研修、留学等（原則2年以内で知事が認めた場合）

■10 大学講座への所属

- (1) 大学講座への所属については、特に制限はありません。
- (2) 勤務先医療機関の選定に当たっては、プログラム適用対象者が所属する大学講座の系列病院に限定するものではありません。

■11 学位の取得

大学院への進学（学位の取得）については、可能とします。

なお、キャリア形成プログラムでは、1年間に200日以上臨床医としての勤務が

必要です。

(上記日数に満たない見込みのあるときは、9のキャリア形成プログラムの中断手続きが必要です)

■12 適用対象者の身分等

- (1) 雇用契約は、プログラム適用対象者と勤務先医療機関との間で調整するものとしてします。
- (2) 勤務先医療機関の就業規則等に基づき勤務します。

■13 管理・運営体制

- (1) キャリア形成プログラムは、支援センターが作成・改訂し、毎年度見直しを行います。
- (2) 適用対象者に関する研修先、勤務先等の情報は、支援センターにおいて一元的に管理します。
- (3) 支援センターは、専門研修プログラムを受ける適用対象者について、適宜、専門研修プログラム責任者との情報共有を図ります。

■14 相談・問い合わせ

本プログラムに関する相談対応については、三重県地域医療支援センターにおいて行います。

三重県地域医療支援センター

◇三重県医療介護人材課

電話：059-224-2326 FAX：059-224-2340
Eメール：iryokai@pref.mie.lg.jp

◇三重県医学部附属病院 臨床研修・キャリア支援部 地域医療支援センター

(三重大学医学部附属病院内)

電話：059-231-5529 FAX：059-231-5114
Eメール：iryousien-t@clin.medic.mie-u.ac.jp

別紙1

知事が認める医療機関一覧

* 印は、医師少数区域および医師少数スポット内の医療機関

令和 年 月改訂

① 救急病院等

ア 救急告示病院(53)

1	桑名市総合医療センター	桑名市寿町3丁目11番地
2	青木記念病院	桑名市中央町5丁目7
3	ヨナハ総合病院	桑名市和泉8丁目264-3
4	もりえい病院	桑名市内堀28番地1
*	三重県厚生連 三重北医療センターいなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜771
6	医療法人 桑名病院	桑名市京橋町30
*	7 日下病院	いなべ市北勢町阿下喜680
8	三重県立総合医療センター	四日市市日永5450番地132
9	市立四日市病院	四日市市芝田2丁目2番37号
10	四日市羽津医療センター	四日市市羽津山町10-8
*	11 三重県厚生連 三重北医療センター菟野厚生病院	三重郡菟野町大字福村75番地
12	小山田記念温泉病院	四日市市山田町5538番地の1
13	医療法人 富田浜病院	四日市市富田浜町26-14
14	医療法人社団 山中胃腸科病院	四日市市小古曾3丁目5番33号
15	主体会病院	四日市市城北町8-1
16	四日市消化器病センター	四日市市下海老高松185番3
17	医療法人尚豊会 みたき総合病院	四日市市生桑町菟池458-1
18	三重県厚生連 鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花1275-53
19	鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町字保子里112番地の1
*	20 亀山市立医療センター	亀山市亀田町466-1
21	高木病院	鈴鹿市高岡町550番地
22	医療法人誠仁会 塩川病院	鈴鹿市平田1-3-7
23	村瀬病院	鈴鹿市神戸3-12-10
24	国立大学法人 三重大学医学部附属病院	津市江戸橋2-174
25	武内病院	津市北丸之内82番地
26	医療法人 永井病院	津市西丸之内29-29
27	遠山病院	津市南新町17-22
28	医療法人 吉田クリニック	津市栗真中山町下沢79-5
29	岩崎病院	津市一身田町333番地
30	大門病院	津市大門1番3号
31	津生協病院	津市船頭町1721
32	独立行政法人国立病院機構 三重中央医療センター	津市久居明神町2158-5
33	榊原温泉病院	津市榊原町1033-4
34	若葉病院	津市南中央28番13号
*	35 三重県立一志病院	津市白山町南家城616
*	36 伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町831
*	37 社会医療法人畿内会 岡波総合病院	伊賀市上野桑町1734
*	38 名張市立病院	名張市百合が丘西1番町178番地
39	松阪市民病院	松阪市殿町1550番地
40	三重県厚生連 松阪中央総合病院	松阪市川井町字小望102
41	恩賜財団済生会 松阪総合病院	松阪市朝日町一区15番地の6
*	42 三重県厚生連 大台厚生病院	多気郡大台町上三瀬663-2
43	医療法人三重ハートセンター	多気郡明和町大字大淀2227番地1
44	伊勢赤十字病院	伊勢市船江1丁目471番2
45	市立伊勢総合病院	伊勢市楠部町3038
*	46 三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方1257
47	医療法人全心会 伊勢慶友病院	伊勢市常磐2丁目7-28
*	48 町立南伊勢病院	度会郡南伊勢町船越2545
*	49 国民健康保険志摩市民病院	志摩市大王町波切1941-1
50	伊勢田中病院	伊勢市大世古4丁目6番47号
*	51 尾鷲総合病院	尾鷲市上野町5番25号
*	52 長島回生病院	北牟婁郡紀北町東長島2番地
*	53 紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和4750

イ 小児救急医療拠点病院及び精神科救急医療施設

◆ 小児救急医療拠点病院(1)

1	独立行政法人国立病院機構 三重病院	津市大里窪田町357
---	-------------------	------------

◆ 精神科救急医療施設(14)

*	1 北勢病院	いなべ市北勢町麻生田1525
2	医療法人社団橋会 多度あやめ病院	桑名市多度町柚井1702
*	3 大仲さつき病院	員弁郡東員町穴太2000
4	総合心療センターひなが	四日市市大字日永5039番地
5	水沢病院	四日市市水沢町638番地の3
6	三重県厚生連 鈴鹿厚生病院	鈴鹿市岸岡町589-2
7	鈴鹿さくら病院	鈴鹿市中富田町中谷518番地
8	三重県立こころの医療センター	津市城山1丁目12-1
9	独立行政法人国立病院機構榊原病院	津市榊原町777
10	医療法人 久居病院	津市戸木町5043
*	11 一般財団法人 信貴山病院分院上野病院	伊賀市四十九町2888
12	南勢病院	松阪市山室町2275
13	松阪厚生病院	松阪市久保町1927-2
*	14 医療法人紀南会 熊野病院	熊野市久生屋町868

② へき地医療機関等

ア へき地医療拠点病院及びへき地診療所

◆ へき地医療拠点病院(10)

1	三重県立総合医療センター	四日市市日永5450番地132
*	2 三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方1257
*	3 紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和4750
*	4 尾鷲総合病院	尾鷲市上野町5番25号
5	伊勢赤十字病院	伊勢市船江1丁目471番2
6	独立行政法人国立病院機構 三重病院	津市大里窪田町357
7	恩賜財団済生会 松阪総合病院	松阪市朝日町一区15番地の6
8	松阪市民病院	松阪市殿町1550番地
*	9 三重県立一志病院	津市白山町南家城616
10	三重県厚生連 松阪中央総合病院	松阪市川井町字小望102

◆ へき地診療所(28)

*	1 津市家庭医療クリニック	津市美杉町奥津929
*	2 洗心福祉会美杉クリニック	津市美杉町下之川5299番地1
*	3 阿波診療所	伊賀市猿野1339番地の1
*	4 森診療所	松阪市飯高町森1410
*	5 波瀬診療所	松阪市飯高町波瀬148
*	6 報徳診療所	多気郡大台町江馬127
*	7 大杉谷診療所	多気郡大台町久豆266-1
*	8 長岡診療所	鳥羽市相差町1028-1
*	9 桃取診療所	鳥羽市桃取町219
*	10 菅島診療所	鳥羽市菅島町46
*	11 神島診療所	鳥羽市神島町85-2
*	12 鏡浦診療所	鳥羽市浦村町1373
*	13 鏡浦診療所石鏡分室	鳥羽市石鏡町341-6
*	14 鏡浦診療所今浦分室	鳥羽市浦村町244-4
*	15 宿田曾診療所	度会郡南伊勢町田曾浦3813
*	16 坂手診療所	鳥羽市坂手町178
*	17 阿曾浦診療所	度会郡南伊勢町阿曾浦73
*	18 古和浦へき地診療所	度会郡南伊勢町古和浦93-1
*	19 南島メディカルセンター	度会郡南伊勢町槌柄浦1-1
*	20 九鬼脳神経クリニック	尾鷲市九鬼町1080-1
*	21 五郷診療所	熊野市五郷町寺谷1065-4
*	22 神川へき地診療所	熊野市神川町神上869
*	23 育生へき地出張診療所	熊野市育生町長井362-2
*	24 紀和診療所	熊野市紀和町板屋81
*	25 上川診療所	熊野市紀和町和気709
*	26 楊枝出張診療所	熊野市紀和町楊枝295
*	27 尾呂志診療所	南牟婁郡御浜町上野70-1
*	28 相野谷診療所	南牟婁郡紀宝町井内123-19

イ 過疎地域等の公立医療機関(7)

*	1 西山診療所	熊野市紀和町長尾1335
*	2 荒坂診療所	熊野市二木島町349
*	3 宮前診療所	松阪市飯高町宮前1104
*	4 竹原診療所	津市美杉町竹原2777
*	5 飯南眼科クリニック	松阪市飯南町粥見3910-1
*	6 町立南伊勢病院	度会郡南伊勢町船越2545
*	7 小船診療所	熊野市紀和町小船214-2

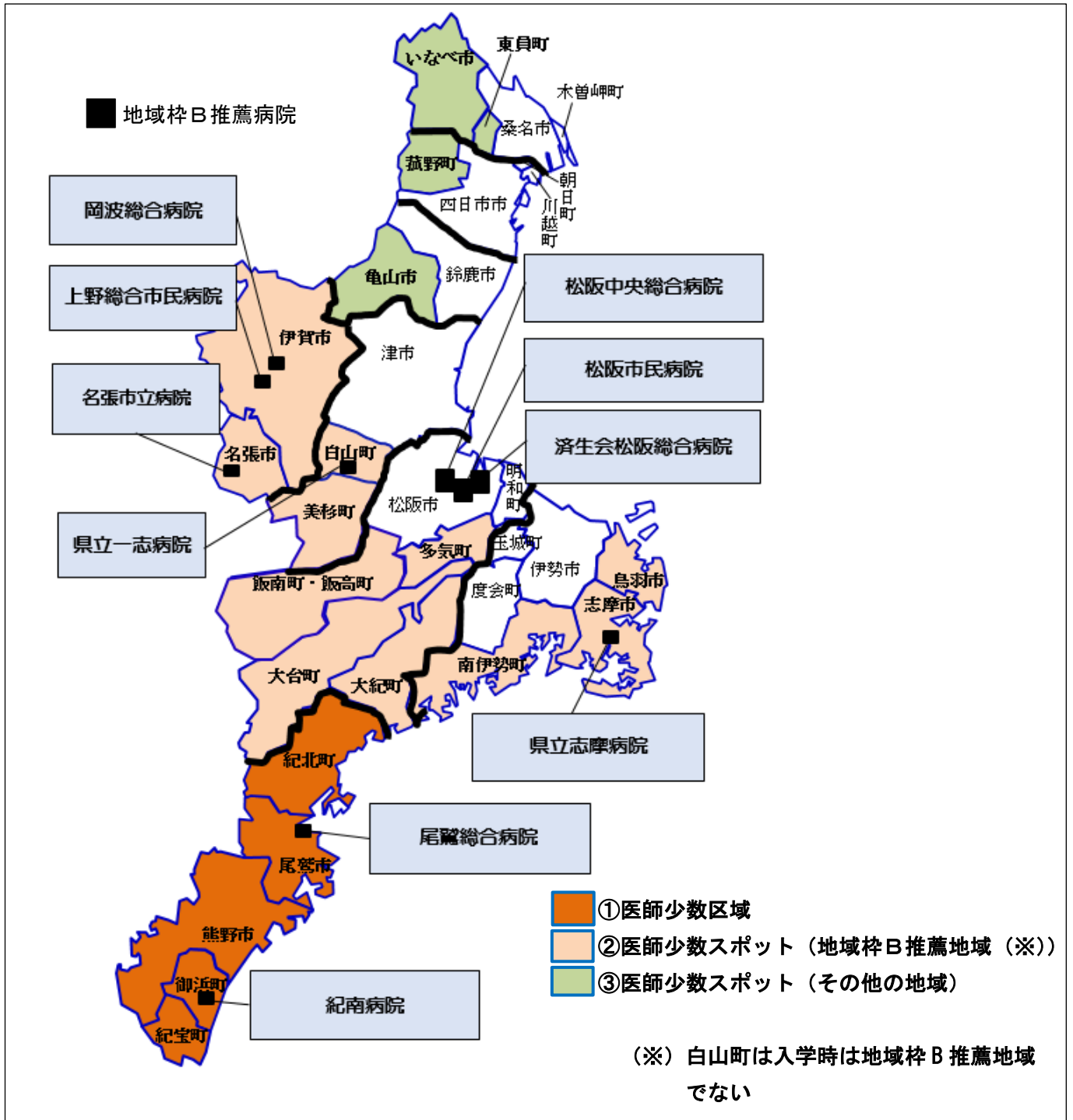
【医師少数区域・医師少数スポットに該当する市町・地域】

- ①医師少数区域
尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町
- ②医師少数スポット(地域枠B推薦地域)
津市(白山町※・美杉町に限る)、伊賀市、名張市、
松阪市(飯南町、飯高町に限る)、多気町、大台町、大紀町、
鳥羽市、志摩市、南伊勢町
※入学時は地域枠B推薦地域でない
- ③医師少数スポット(その他の地域)
いなべ市、東員町、菟野町、亀山市

一覧中、「*」印の医療機関が上記の対象医療機関です。

◎勤務対象となる医療機関について

キャリア形成プログラム適用者(9年間コース)が勤務する県内医療機関は、本表に掲げる医療機関のほか、別冊『専門研修プログラム別ローテーションモデル』の医療機関も対象となります。



○ 医師少数区域等（市町名）

①医師少数区域

- ・ 紀北町 ・ 尾鷲市 ・ 熊野市 ・ 御浜町 ・ 紀宝町

②医師少数スポット（地域枠B推薦地域）

- ・ 津市（白山町（※）、美杉町） ・ 伊賀市 ・ 名張市
- ・ 松阪市（飯南町、飯高町） ・ 多気町 ・ 大台町 ・ 大紀町
- ・ 鳥羽市 ・ 志摩市 ・ 南伊勢町

（※） 入学時は地域枠B推薦地域でない

③医師少数スポット（その他の地域）

- ・ いなべ市、東員町、菰野町、亀山市

別紙 3

年 月 日

三重県地域医療支援センターキャリア形成プログラムに基づく勤務計画書

このことについて、下記のとおり届け出ます。

氏名（フリガナ）

住 所	
自宅電話番号	
携帯電話番号	
メールアドレス	
大学卒業年月	
臨床研修病院	
キャリア形成プログラムのコース	
専門研修プログラム	
大 学 講 座	所属 [名称：] / 未所属
勤務経歴（臨床研修病院は記入不要）	
年度	
年度	
年度	
年度	
年度	
年度	
年度	
今年度の勤務計画	
* 期間、施設名、常勤・非常勤（非常勤の場合は週何回か）等を記載	

医師少数区域等（3群の医療機関）での常勤・非常勤一覧表（専門研修プログラム別）

参考資料

	別冊 頁	地域枠A・地域医療枠・一般枠			地域枠B		
		常勤のみ	非常勤のみ	常勤+非常勤	常勤のみ	非常勤のみ	常勤+非常勤
■三重大学医学部附属病院							
1 内科 モデルI	1	○	-	-	○	-	-
モデルII	2	○（専門研修後）	-	-	○（専門研修後）	-	-
モデルIII	3	-	-	○	-	-	○
2 小児科 モデルI	4	○	-	-	○	-	-
モデルII	5	○（専門研修後）	-	-	○（専門研修後）	-	-
3 皮膚科	6	-	○	-	○（専門研修後）	○	-
4 精神科	7	○	-	-	○	-	○
5 外科 モデルI	8	○	-	-	○	-	-
モデルII	9	-	-	○	-	-	○
6 整形外科	10	○	△（専門研修後）	-	○	-	△（専門研修後）
7 産婦人科	11	-	○	-	-	○	-
8 眼科	12	○	-	-	○	-	-
9 耳鼻咽喉科	13	-	○	-	-	○	-
10 泌尿器科	14	○（専門研修後）	-	-	○（専門研修後）	-	-
11 脳神経外科	15	○	○	-	○	-	○
12 放射線科	17	○	-	-	○	-	-
13 麻酔科	18	-	○	-	-	○	-
14 病理	19	-	○	-	-	○	-
	20	○（専門研修前）	-	-	○（専門研修前）	-	-
15 臨床検査	21	○（専門研修前）	-	-	○（専門研修前）	-	-
16 救急科 モデルI	22	○	-	-	○	-	-
モデルII	23	○（専門研修後）	-	-	○（専門研修後）	-	-
17 リハビリテーション科	24	○（専門研修の前・後）	-	-	○（専門研修の前・後）	-	-
	25	-	○	-	-	○	-
18 総合診療科	26	○	-	-	○	-	-

	別冊 頁	地域枠A・地域医療枠・一般枠			地域枠B		
		常勤のみ	非常勤のみ	常勤+非常勤	常勤のみ	非常勤のみ	常勤+非常勤
■市立四日市病院							
19 内科	27	○（専門研修後）	-	-	-	-	-
20 外科	28	○（専門研修後）	-	-	-	-	-
21 麻酔科	29	○（専門研修後）	-	-	-	-	-
■藤田医科大学七栗記念病院							
22 リハビリテーション科	30	○（専門研修の前・後）	-	-	-	-	-
■岡波総合病院							
23 内科	31	○	-	-	-	-	-
■伊勢赤十字病院							
24 内科	32	○	-	-	-	-	-
25 外科	33	○	-	-	-	-	-
26 産婦人科	34	-	○（専門研修後）	-	-	-	-
27 麻酔科	35	-	○（専門研修後）	-	-	-	-
■三重県地域医療研修センター（紀南病院）							
28 総合診療科	36	○	-	-	-	-	-
■三重県立総合医療センター							
29 麻酔科	37	○（専門研修後）	-	-	-	-	-
■鈴鹿回生病院							
30 整形外科	38	○	△（専門研修後）	-	-	-	-

△・・・常勤勤務が行えない場合に非常勤となる場合があるもの

別冊

キャリア形成プログラム

専門研修プログラム別ローテーションモデル（例）

令和4年度版 改定案

令和 年 月改訂

三重県地域医療支援センター

目

次

[Aコース] 三重大学医学部附属病院専門研修コース

■ 三重大学医学部附属病院

1	内科	— — — — — — — —	1
2	小児科	—————	4
3	皮膚科	— — — — — — — —	6
4	精神科	—————	7
5	外科	— — — — — — — —	8
6	整形外科	—————	10
7	産婦人科	— — — — — — — —	11
8	眼科	—————	12
9	耳鼻咽喉科	— — — — — — — —	13
10	泌尿器科	—————	14
11	脳神経外科	— — — — — — — —	15
12	放射線科	—————	17
13	麻酔科	— — — — — — — —	18
14	病理	—————	19
15	臨床検査	— — — — — — — —	21
16	救急科	—————	22
17	リハビリテーション科	— — — — — — — —	24
18	総合診療科	— — — — — — — —	26

[Bコース] 三重県内基幹病院専門研修コース

■ 市立四日市病院

19	内科	—————	27
20	外科	— — — — — — — —	28
21	麻酔科	—————	29

■ 藤田医科大学七栗記念病院

22	リハビリテーション科	— — — — —	30
----	------------	-----------	----

■ 岡波総合病院

23	内科	—————	31
----	----	-------	----

■ 伊勢赤十字病院

24	内科	— — — — — — — —	32
25	外科	—————	33
26	産婦人科	— — — — — — — —	34
27	麻酔科	—————	35

■ 三重県地域医療研修センター（紀南病院）

28	総合診療科	— — — — — — — —	36
----	-------	-----------------	----

■ 三重県立総合医療センター

29	麻酔科	—————	37
----	-----	-------	----

■ 鈴鹿回生病院

30	整形外科	— — — — — — — —	38
----	------	-----------------	----

※ 本冊子は、キャリア形成プログラムのローテーションモデルを例示したものであり、常勤勤務が原則となります。

[Aコース] 三重大学医学部附属病院専門研修コース

1 三重大学医学部附属病院 内科

■モデルⅠ 専門研修、及びその後の勤務で医師少数区域等の常勤勤務が見込まれる場合

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目		
	臨床研修		専門研修								
地域枠A 地域医療枠 一般枠	三重県内で臨床研修		専門研修 1群、2群の病院	専門研修 1群、2群の病院	専門研修 1群、 2群の 病院	3群の 病院で 6カ月 勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、 2群の 病院で 勤務	3群の 病院で 6カ月 勤務	1群、2群の 病院で勤務

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目		
	臨床研修		専門研修								
地域枠B	地域枠B推薦病院又は 三重大学医学部附属病院 で臨床研修		専門研修 1群、2群の病院	専門研修 1群、2群の病院	専門研修 1群、 2群の 病院	3群 (推薦地 域)の 病院で 6カ月 勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	3群(推薦地域)の 病院で 12カ月勤務	3群 (推薦地 域)の 病院で 6カ月 勤務	1群、2 群の病院 で 勤務

■モデルⅡ 専門研修では医師少数区域等の常勤勤務が見込めないが、専門医取得後に常勤勤務が見込める場合

三重大学医学部附属病院 内科

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠A 地域医療枠 一般枠	三重県内で臨床研修		専門研修 1群、2群 の病院	専門研修 1群、2群 の病院	専門研修 1群、2群 の病院	3群の病院で 12カ月勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠B	地域枠B推薦病院又は 三重大学医学部附属病院 で臨床研修		専門研修 1群、2群 の病院	専門研修 1群、2群 の病院	専門研修 1群、2群 の病院	3群の病院で 12カ月勤務	3群の病院で 12カ月勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務

■モデルⅢ 専門研修、及びそれ以降の勤務で医師少数区域等での常勤勤務が見込めない場合

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	
	臨床研修		専門研修							
地域枠A 地域医療枠 一般枠	三重県内で臨床研修		専門研修 1群、2群の病院	専門研修 1群、2群の病院	専門研修 1群、 2群の 病院	3群の 病院で 6カ月 勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務
						3群（推薦地域）の病院で、週1回、 2年を非常勤勤務				

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠B	地域枠B推薦病院又は 三重大学医学部附属病院 で臨床研修		専門研修 1群、2群の病院	専門研修 1群、2群の病院	3群（推薦地域）の 病院で 12カ月勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務
						3群（推薦地域）の病院で、週1回、4年を非常勤勤務			

■三重県内の研修先医療機関群

- 1群：三重大学医学部附属病院
- 2群：桑名市総合医療センター、四日市羽津医療センター、市立四日市病院、県立総合医療センター、鈴鹿中央総合病院、鈴鹿回生病院、三重中央医療センター、永井病院、武内病院、遠山病院、松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、松阪市民病院、伊勢赤十字病院、市立伊勢総合病院など
- 3群：いなべ総合病院、菰野厚生病院、岡波総合病院、伊賀市立上野総合市民病院、名張市立病院、亀山市立医療センター、県立一志病院、大台厚生病院、長島回生病院、県立志摩病院、南伊勢病院、尾鷲総合病院、紀南病院など

2 三重大学医学部附属病院 小児科

■モデルⅠ 専門研修期間と専門研修修了後に3群の医療機関で勤務

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目		
	臨床研修		専門研修								
地域枠A 地域医療枠 一般枠	三重県内で臨床研修		専門研修 1群病院	専門研修 2群病院	専門研修 1群病院	3群の 病院で 6カ月 勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2 群の 病院で勤 務	3群の 病院で 6カ月 勤務	1群、2群の 病院で勤務

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠B	地域枠B推薦病院又は 三重大学医学部附属病院 で臨床研修		専門研修 1群病院	専門研修 2群病院	3群の病院で 12カ月勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	3群の病院で 12カ月勤務	1群、2群の 病院で勤務

■モデルⅡ 専門研修修了後に3群の医療機関で勤務

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠A 地域医療枠 一般枠	三重県内で臨床研修		専門研修 1群病院	専門研修 2群病院	専門研修 1群病院	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	3群の病院で 12カ月勤務	1群、2群の 病院で勤務

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠B	地域枠B推薦病院又は 三重大学医学部附属病院 で臨床研修		専門研修 1群病院	専門研修 2群病院	専門研修 1群病院	1群、2群の 病院で勤務	3群の病院で 12カ月勤務	3群の病院で 12カ月勤務	1群、2群の 病院で勤務

■ 三重県内の研修先医療機関群

- 1群：三重大学医学部附属病院
- 2群：桑名市総合医療センター、県立総合医療センター、市立四日市病院、鈴鹿中央病院、三重病院、三重中央医療センター、松阪中央病院、伊勢赤十字病院
- 3群：岡波総合病院、県立志摩病院、尾鷲総合病院、紀南病院

3 三重大学医学部附属病院 皮膚科

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修				専門研修		専門研修
地域枠A 地域医療枠 一般枠	三重県内で臨床研修		専門研修 1群病院	専門研修 1群病院	専門研修 1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	専門研修 1群病院	1群、2群の 病院で勤務	専門研修 1群病院
						3群の病院で非常勤勤務（週1回程度）			

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修				専門研修		専門研修
地域枠B	地域枠B推薦病院又は 三重大学医学部附属病院 で臨床研修		専門研修 1群病院	専門研修 1群病院	専門研修 1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	専門研修 1群病院	1群、2群の 病院で勤務	専門研修 1群病院
						3群（推薦地域）の病院で非常勤勤務（週2回程度）			

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	
	臨床研修		専門研修							
地域枠B	地域枠B推薦病院又は 三重大学医学部附属病院 で臨床研修		専門研修 1群病院	専門研修 1群病院	専門研修 1群、2群の 病院で勤務	専門研修 1群、2群の 病院で勤務	専門研修 1群病院		3群（推薦地域） の病院で 12カ月勤務	3群（推薦地域） の病院で 12カ月勤務

■三重県内の研修先医療機関群

- 1群：三重大学医学部附属病院
- 2群：市立四日市病院、県立総合医療センター、鈴鹿中央総合病院、松阪市民病院
- 3群：県立志摩病院、尾鷲総合病院、紀南病院

4 三重大学医学部附属病院 精神科

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	
	臨床研修		専門研修							
地域枠A 地域医療枠 一般枠	三重県内で臨床研修		専門医プログラムに沿って 1~3群をローテーション (1群は少なくとも12ヶ月、 2群は6~12ヶ月) 可能なら3群を6~12ヶ月			6~9年目は、1~3群を希望に沿ってローテーション (3~5年目で3群に勤務しなかった場合には 3群を6~12ヶ月)				

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	
	臨床研修		専門研修							
地域枠B	地域枠B推薦病院又は 三重大学医学部附属病院 で臨床研修		専門医プログラムに沿って 1~3群をローテーション (1群は少なくとも12ヶ月、 2群は6~12ヶ月) 可能なら3群を6~12ヶ月			6~9年目は、1~3群を希望に沿ってローテーション 3群を合計12ヶ月 あるいは非常勤勤務 (3~5年目で3群に勤務しなかった場合には 3群を合計24ヶ月あるいは12ヶ月と非常勤勤務)				

■三重県内の研修先医療機関群

- 1群：三重大学医学部附属病院
- 2群：多度あやめ病院、総合心療センターひなが、県立子ども心身発達医療センター、
県立こころの医療センター、榊原病院、久居病院、松阪中央総合病院、松阪厚生病院、南勢病院
- 3群：大仲さつき病院、上野病院、県立志摩病院、熊野病院

5 三重大学医学部附属病院 外科

■モデルI 専門研修期間に3群の医療機関での研修+専門研修後に3群の医療機関での常勤

*専門研修中の3群病院勤務期間に応じて、専門研修後の勤務期間を調整する。

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
		臨床研修		専門研修			サブスペシャリティ研修		
地域枠A 地域医療枠 一般枠	三重県内で臨床研修		1群または 2群病院	1群または 2群病院	1群または 2群病院	1群または 2群病院に常勤	1群または 2群病院に常勤	1群または 2群病院に常勤	1群または 2群病院に常勤
			* 3群病院で常勤（目標：6ヶ月間）			* 3群病院で6ヶ月間の常勤			
			* 1群病院（基幹施設）での合計6ヶ月間の研修						

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
		臨床研修		専門研修			サブスペシャリティ研修		
地域枠B	三重県内で臨床研修		1群または 2群病院	1群または 2群病院	1群または 2群病院	1群または 2群病院に常勤	1群または 2群病院に常勤	1群または 2群病院に常勤	1群または 2群病院に常勤
			* 3群病院で常勤（目標：6ヶ月間）			* 3群病院で18ヶ月間の常勤			
			* 1群病院（基幹施設）での合計6ヶ月間の研修						

■モデルⅡ 専門研修期間に3群の医療機関での研修+専門研修後は3群の医療機関で非常勤

* 専門研修中の3群病院勤務期間に応じて、専門研修後の勤務期間を調整する。

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	
	臨床研修		専門研修			サブスペシャルティ研修				
地域枠A 地域医療枠 一般枠	三重県内で臨床研修		1群または 2群病院	1群または 2群病院	1群または 2群病院	1群または 2群病院に常勤	1群または 2群病院に常勤	1群または 2群病院に常勤	1群または 2群病院に常勤	
* 3群病院で常勤（目標：6ヶ月間）			* 3群病院で 1回/週 x 24ヶ月間の非常勤勤務 （6ヶ月間の常勤相当）							
* 1群病院（基幹施設）での合計6ヶ月間の研修										

常勤+非常勤

* 専門研修中の3群病院勤務期間に応じて、専門研修後の勤務期間を調整する。

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	
	臨床研修		専門研修			サブスペシャルティ研修				
地域枠B	三重県内で臨床研修		1群または 2群病院	1群または 2群病院	1群または 2群病院	1群または 2群病院に常勤	1群または 2群病院に常勤	1群または 2群病院に常勤	1群または 2群病院に常勤	
* 3群病院で常勤（目標：12ヶ月間）			* 3群病院で 1回/週 x 48ヶ月間の非常勤勤務 （12ヶ月間の常勤相当）							
* 1群病院（基幹施設）での合計6ヶ月間の研修										

■三重県内の研修先医療機関群

- 1群：三重大学医学部附属病院
- 2群：桑名市総合医療センター、四日市羽津医療センター、市立四日市病院、県立総合医療センター、鈴鹿中央総合病院、鈴鹿回生病院、三重中央医療センター、永井病院、武内病院、遠山病院、松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、松阪市民病院、伊勢赤十字病院、市立伊勢総合病院など
- 3群：岡波総合病院、伊賀市立上野総合市民病院、名張市立病院、県立志摩病院、南伊勢病院、尾鷲総合病院、紀南病院など

6 三重大学医学部附属病院 整形外科

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠A 地域医療枠 一般枠	三重県内で臨床研修		専門研修 1群病院	専門研修 2群病院	専門研修 2群or3群病院	専門研修 1群or2群病院	1群or2群病院 (但し5年目で3群病院選択しなければ 1年間は3群病院従事)		
						1群or2群病院 (但し5年目で3群病院選択しなければ、4年間は1群or2群に所属して 3群病院に非常勤で従事(週1回程度外来・当直に従事))			

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠B	地域枠B推薦病院又は 三重大学医学部附属病院 で臨床研修		専門研修 1群病院	専門研修 2群病院	専門研修 3群病院	専門研修 1群病院 or 2群病院	1群or2群病院 (但し1年間は3群病院従事)		
						1群or2群病院 (4年間は1群or2群に所属して、3群病院に非常勤で従事 (週1回程度外来・当直に従事))			
					専門研修 2群病院	専門研修 1群病院 or 2群病院	1群or2群病院 (但し2年間は3群病院従事)		

■三重県内の研修先医療機関群

1群：三重大学医学部附属病院

2群：桑名市総合医療センター、四日市羽津医療センター、県立総合医療センター、富田浜病院、主体会病院、
鈴鹿中央総合病院、鈴鹿回生病院、三重中央医療センター、三重病院、県立子ども心身発達医療センター、永井病院、
榊原温泉病院、済生会松阪総合病院、松阪市民病院、伊勢赤十字病院、市立伊勢総合病院

3群：日下病院、菰野厚生病院、伊賀市立上野総合市民病院、名張市立病院、大台厚生病院、県立志摩病院、
尾鷲総合病院、紀南病院

7 三重大学医学部附属病院 産婦人科

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠A 地域医療枠 一般枠	三重県内で臨床研修		専門研修 1群病院	専門研修 2群病院	専門研修 2群病院	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務
						3群の病院で外来勤務(週1回)			

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠B	地域枠B推薦病院又は 三重大学医学部附属病院 で臨床研修		専門研修 1群病院	専門研修 2群病院	専門研修 2群病院	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務
						3群の病院で外来勤務(週2回)			

■三重県内の研修先医療機関群

1群：三重大学医学部附属病院

2群：県立総合医療センター、三重中央医療センター、伊勢赤十字病院など

3群：名張市立病院、伊賀市立上野総合市民病院、尾鷲総合病院、紀南病院

8 三重大学医学部附属病院 眼科

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠A 地域医療枠 一般枠	三重県内で臨床研修		専門研修 1群病院	3群の 病院で 12か月 勤務	1群、2群、3群の 病院で勤務	1群、2群、3群の 病院で勤務	1群、2群、3群の 病院で勤務	1群、2群、3群の 病院で勤務	1群、2群、3群の 病院で勤務

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠B	地域枠B推薦病院又は 三重大学医学部附属病院 で臨床研修		専門研修 1群病院	1群、2群、3群の 病院で勤務	1群、2群、3群の 病院で勤務	3群（推薦地域） の病院で 12か月勤務	3群（推薦地域） の病院で 12か月勤務	1群、2群、3群の 病院で勤務	1群、2群、3群の 病院で勤務

■三重県内の研修先医療機関群

1群：三重大学医学部附属病院

2群：県立総合医療センター、鈴鹿中央総合病院、松阪中央総合病院、伊勢赤十字病院など

3群：岡波総合病院、名張市立病院、県立志摩病院、尾鷲総合病院、紀南病院など

9 三重大学医学部附属病院 耳鼻咽喉科

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠A 地域医療枠 一般枠	三重県内で臨床研修		専門研修 1群病院	専門研修 2群病院	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務
					3群の病院で、週1回、4年を非常勤勤務				

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠B	地域枠B推薦病院又は 三重大学医学部附属病院 で臨床研修		専門研修 1群病院	専門研修 2群病院	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務
					3群の病院で、週2回、4年を非常勤勤務				

■ 三重県内の研修先医療機関群

1群：三重大学医学部附属病院

2群：市立四日市病院、鈴鹿中央病院、伊勢赤十字病院

3群：岡波総合病院、伊賀市立上野総合市民病院、県立志摩病院、尾鷲総合病院

10 三重大学医学部附属病院 泌尿器科

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠A 地域医療枠 一般枠	三重県内で臨床研修		専門研修 1群病院	専門研修 2群病院	専門研修 2群病院	専門研修 2群病院	3群の病院で 12カ月勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠B	地域枠B推薦病院又は 三重大学医学部附属病院 で臨床研修		専門研修 1群病院	専門研修 2群病院	専門研修 2群病院	専門研修 2群病院	3群の病院で 24カ月勤務		1群、2群の 病院で勤務

■三重県内の研修先医療機関群

1群：三重大学医学部附属病院

2群：県立総合医療センター、四日市羽津医療センター、鈴鹿中央総合病院、三重中央医療センター、松阪市民病院、済生会松阪総合病院、伊勢赤十字病院、市立伊勢総合病院

3群：伊賀市立上野総合市民病院、名張市立病院、県立志摩病院、尾鷲総合病院、紀南病院

11 三重大学医学部附属病院 脳神経外科

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠A 地域医療枠 一般枠	三重県内で臨床研修		専門研修 2群病院	3群の病院で 12カ月勤務	専門研修 1群病院	専門研修 2群病院	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠A 地域医療枠 一般枠	三重県内で臨床研修		専門研修 2群病院	専門研修 1群病院	専門研修 2群病院	専門研修 2群病院	3群の病院で 12カ月勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠A 地域医療枠 一般枠	三重県内で臨床研修		専門研修 2群病院	専門研修 2群病院	専門研修 2群病院	専門研修 1群病院	1群の 病院で勤務	大学院	大学院
						3群の病院で、週1～2回、4年を非常勤勤務			

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠B	地域枠B推薦病院又は三重大学医学部附属病院で臨床研修		専門研修 2群病院	3群の病院で 12カ月勤務	専門研修 1群病院	専門研修 2群病院	3群の病院で 12カ月勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠B	地域枠B推薦病院又は三重大学医学部附属病院で臨床研修		専門研修 2群病院	3群の病院で 12カ月勤務	専門研修 2群病院	専門研修 1群病院	1群の 病院で勤務	大学院	大学院
						3群の病院で、週1～2回、4年を非常勤勤務			

■三重県内の研修先医療機関群

1群：三重大学医学部附属病院

2群：桑名市総合医療センター、県立総合医療センター、市立四日市病院、鈴鹿中央総合病院、鈴鹿回生病院、三重中央医療センター、松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、伊勢赤十字病院

3群：大台厚生病院、紀南病院

12 三重大学医学部附属病院 放射線科

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠A 地域医療枠 一般枠	三重県内で臨床研修		専門研修 2群病院	3群の病院で 12カ月勤務	専門研修 1群病院	専門研修 2群病院	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修					専門研修	
地域枠B	地域枠B推薦病院又は 三重大学医学部附属病院 で臨床研修		専門研修 1群病院	1群、2群の 病院で勤務	専門研修 3群病院	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	専門研修 3群病院	1群、2群の 病院で勤務

■ 三重県内の研修先医療機関群

1群：三重大学医学部附属病院

2群：桑名市総合医療センター、市立四日市病院、県立総合医療センター、鈴鹿中央総合病院、松阪中央総合病院、
済生会松阪総合病院、松阪市民病院、伊勢赤十字病院、市立伊勢総合病院

3群：名張市立病院

13 三重大学医学部附属病院 麻酔科

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠A 地域医療枠 一般枠	三重県内で臨床研修		専門研修 1群病院	専門研修 2群病院	専門研修 1群病院	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務
					3群の病院で、週1回、4年を非常勤勤務				

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠B	地域枠B推薦病院又は 三重大学医学部附属病院 で臨床研修		専門研修 1群病院	専門研修 2群病院	専門研修 1群病院	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務
					3群の病院で、週2回、4年を非常勤勤務				

■三重県内の研修先医療機関群

1群：三重大学医学部附属病院

2群：県立総合医療センター、鈴鹿中央総合病院、三重中央医療センター、松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、伊勢赤十字病院、市立伊勢総合病院

3群：名張市立病院

14 三重大学医学部附属病院 病理

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠A 地域医療枠 一般枠	三重県内で臨床研修		専門研修 2群病院	専門研修 1群病院	専門研修 1群病院	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務
						3群の病院で、週1回、4年 ~ 週2回、2年を非常勤勤務			

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠B	地域枠B推薦病院又は 三重大学医学部附属病院 で臨床研修		専門研修 2群病院	専門研修 1群病院	専門研修 1群病院	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務
						3群の病院で、週2回、4年を非常勤勤務			

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修			専門研修					
地域枠A 地域医療枠 一般枠	三重県内で臨床研修		3群の病院で 12カ月勤務 (内科など)	専門研修 2群病院	専門研修 1群病院	専門研修 1群病院	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修				専門研修				
地域枠B	地域枠B推薦病院又は 三重大学医学部附属病院 で臨床研修		3群（推薦地 域） の病院で 12カ月勤務 (内科など)	3群（推薦地 域） の病院で 12カ月勤務 (内科など)	専門研修 2群病院	専門研修 1群病院	専門研修 1群病院	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務

■三重県内の研修先医療機関群

1群：三重大学医学部附属病院

2群：桑名市総合医療センター、四日市羽津医療センター、県立総合医療センター、鈴鹿中央総合病院、鈴鹿回生病院、松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、松阪市民病院、三重中央医療センター、伊勢赤十字病院、市立伊勢総合病院

3群：三重県医師確保計画で設定する医師少数区域等にある医療機関
尾鷲総合病院、紀南病院、伊賀市立上野総合市民病院、名張市立病院、岡波総合病院など

注）3群病院での病理診断科非常勤勤務は確約するものではありません。他科での常勤・非常勤勤務となる可能性があります。

15 三重大学医学部附属病院 臨床検査

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修			専門研修					
地域枠A 地域医療枠 一般枠	三重県内で臨床研修		3群の病院で 12カ月勤務 (内科など)	専門研修 1、2群病院	専門研修 1、2群病院	専門研修 1、2群病院	専門研修 1、2群病院	専門研修 1、2群病院	1群、2群の 病院で勤務

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修				専門研修				
地域枠B	地域枠B推薦病院又は 三重大学医学部附属病院 で臨床研修		3群（推薦地域） の病院で 12カ月勤務 (内科など)	3群（推薦地域） の病院で 12カ月勤務 (内科など)	専門研修 1群病院	専門研修 2群病院	専門研修 1群病院	専門研修 1、2群病院	専門研修 1、2群病院

■三重県内の研修先医療機関群

- 1群：三重大学医学部附属病院
- 2群：鈴鹿中央総合病院、済生会松阪総合病院
- 3群：三重県医師確保計画で設定する医師少数区域等にある医療機関

16 三重大学医学部附属病院 救急科

■モデルⅠ 専門研修、及びその後の勤務で医師少数区域等の常勤勤務が見込まれる場合

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目		
	臨床研修		専門研修								
地域枠A 地域医療枠 一般枠	三重県内で臨床研修		専門研修 1群病院	専門研修 2群病院	専門研 修 1群病 院	3群の 病院で 6カ月 勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、 2群の 病院で 勤務	3群の 病院で 6カ月 勤務	1群、2群の 病院で勤務

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目		
	臨床研修		専門研修								
地域枠B	地域枠B推薦病院又は 三重大学医学部附属病院 で臨床研修		専門研修 1群病院	専門研修 2群病院	専門研 修 1群病 院	3群 (推薦 地域) の 病院で 6カ月 勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	3群(推薦地 域)の病院で 12カ月勤務	3群 (推薦 地域) の 病院で 6カ月 勤務	1群、 2群の 病院で 勤務

■モデルⅡ 専門研修では医師少数区域等の常勤勤務が見込めないが、専門医取得後に常勤勤務が見込める場合

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠A 地域医療枠 一般枠	三重県内で臨床研修		専門研修 1群病院	専門研修 2群病院	専門研修 1群病院	3群の病院で 12カ月勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠B	地域枠B推薦病院又は 三重大学医学部附属病院 で臨床研修		専門研修 1群病院	専門研修 2群病院	専門研修 1群病院	3群（推薦地 域）の病院で 12カ月勤務	3群（推薦地 域）の病院で 12カ月勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務

■三重県内の研修先医療機関群

1群：三重大学医学部附属病院

2群：桑名市総合医療センター、市立四日市病院、県立総合医療センター、鈴鹿中央総合病院、鈴鹿回生病院、三重中央医療センター、松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、松阪市民病院、伊勢赤十字病院

3群：尾鷲総合病院

17 三重大学医学部附属病院 リハビリテーション科

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠A 地域医療枠 一般枠	三重県内で臨床研修		1・2群 の病院	1・2群 の病院	1・2群 の病院	1・2群 の病院	1・2群 の病院	1・2群 の病院	3群の病院で 1年勤務 (内科等) (6~9年目のいずれ か)

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠A 地域医療枠 一般枠	三重県内で臨床研修		1・2群 の病院	1・2群 の病院	1・2群 の病院	1・2群 の病院	1・2群 の病院	1・2群 の病院	1・2群 の病院
						3群の病院で、週1回、4年を非常勤勤務（内科等）			

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修			専門研修					
地域枠A 地域医療枠 一般枠	三重県内で臨床研修		3群の病院で 1年勤務 (内科等)	1・2群 の病院	1・2群 の病院	1・2群 の病院	1・2群 の病院	1・2群 の病院	1・2群 の病院

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠B	三重県内で臨床研修		1・2群 の病院	1・2群 の病院	1・2群 の病院	1・2群 の病院	1・2群 の病院	3群の病院で 1年勤務 (内科等) (6～9年目のいずれ か)	3群の病院で 1年勤務 (内科等) (6～9年目のいずれ か)

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
地域枠B	三重県内で臨床研修		1・2群 の病院	1・2群 の病院	1・2群 の病院	1・2群 の病院	1・2群 の病院	1・2群 の病院	1・2群 の病院
						3群の病院で、週2回、4年を非常勤勤務（内科等）			

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	
	臨床研修					専門研修				
地域枠B	三重県内で臨床研修		3群の病院で 1年勤務 (内科等)	3群の病院で 1年勤務 (内科等)	1・2群 の病院	1・2群 の病院	1・2群 の病院	1・2群 の病院	1・2群 の病院	

- 三重県内の研修先医療機関群
- 1群：三重大学医学部附属病院
 - 2群：県立子ども心身発達医療センター、済生会明和病院
 - 3群：三重県医師確保計画で設定する医師少数区域等にある医療機関

18 三重大学医学部附属病院 総合診療科

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	
	臨床研修		専門研修							
地域枠A 地域医療枠 一般枠	三重県内で臨床研修		専門研修3群病院	専門研修2群病院	専門研修 1群病院	専門研修 2群病院	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	
	臨床研修		専門研修							
地域枠B	地域枠B推薦病院又は 三重大学医学部附属病院 で臨床研修		専門研修3群病院	専門研修3群病院	専門研修 1群病院	専門研修 2群病院	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務

■三重県内の研修先医療機関群

1群：三重大学医学部附属病院

2群：津生協病院、市立伊勢総合病院など

3群：亀山市立医療センター、県立一志病院、名張市立病院、県立志摩病院、志摩市民病院、町立南伊勢病院、尾鷲総合病院

[Bコース] 三重県内基幹病院専門研修コース

19 市立四日市病院 内科

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
医師 修学資金 貸与者	三重県内で臨床研修		専門研修 1群、2群の病院 および3郡※の病院	専門研修 1群、2群の病院 および3郡※の病院	専門研修 1群、2群の病院 および3郡※の病院	3群の病院 (6～9年目のいずれかの1年間)	1群の病院	1群の病院	1群の病院

■ 三重県内の研修先医療機関群

1群：市立四日市病院

2群：三重大学医学部附属病院、青木記念病院、主体会病院、みたき総合病院、小山田温泉記念病院、鈴鹿病院、

3群：※菰野厚生病院、岡波総合病院、名張市立病院、いなべ総合病院

20 市立四日市病院 外科

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
医師 修学資金 貸与者	三重県内で臨床研修		専門研修 1群、2群の 病院	専門研修 1群、2群の 病院	専門研修 1群、2群の 病院	1群、2群の 病院	1群、2群の 病院	1群、2群の 病院	1群、2群の 病院
	4年間のうち1～2年間、3群の病院で常勤勤務								

■ 三重県内の研修先医療機関群

1群：市立四日市病院

2群：青木記念病院、みたき総合病院

3群：いなべ総合病院、岡波総合病院、伊賀市立上野総合市民病院、名張市立病院

21 市立四日市病院 麻酔科

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
医師 修学資金 貸与者	三重県内で臨床研修		専門研修 1、2群の 病院	専門研修 1、2群の 病院	専門研修 1、2群の 病院	専門研修 1、2群の 病院	1、2群の 病院	1、2群の 病院	3群の病院

■三重県内の研修先医療機関群

- 1群：市立四日市病院
- 2群：県立総合医療センター
- 3群：岡波総合病院

22 藤田医科大学七栗記念病院 リハビリテーション科

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修			専門研修					
医師 修学資金 貸与者	三重県内で臨床研修		3群の病院で 12カ月勤務 (原則リハビリ科 以外)	専門研修 1・2群 の病院	専門研修 1・2群 の病院	専門研修 1・2群 の病院	1・2群 の病院	1・2群 の病院	1・2群 の病院

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修			専門研修					
医師 修学資金 貸与者	三重県内で臨床研修		専門研修 1・2群 の病院	専門研修 1・2群 の病院	専門研修 1・2群 の病院	1・2群 の病院	1・2群 の病院	1・2群 の病院	3群の病院で 12カ月勤務 [6～9年目の いずれか] (リハビリ科以外 の可能性も高い)

■ 三重県内の研修先医療機関群

1群：藤田医科大学七栗記念病院

2群：県立子ども心身発達医療センター、松阪中央総合病院、花の丘病院、済生会明和病院、市立伊勢総合病院

3群：三重県医師確保計画で設定する医師少数区域等にある医療機関

23 岡波総合病院 内科

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
医師 修学資金 貸与者	三重県内で臨床研修		専門研修 1群、2群	専門研修 1群、2群	専門研修 1群、2群	1群	1群	1群	1群

■ 三重県内の研修先医療機関群

- 1群：岡波総合病院
- 2群：三重大学医学部附属病院
- 3群：岡波総合病院

※注記：岡波総合病院は医師少数区域等にあるため、当院での勤務は医師少数区域等での勤務期間に算入できます。

24 伊勢赤十字病院 内科

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
医師 修学資金 貸与者	三重県内で臨床研修		内科専門研修プログラムにおける 各コースの専門研修に則って研修を行う (3群の病院で3ヶ月間の常勤勤務を含む)			1群の病院			
						3群の病院で、3ヶ月～6ヶ月単位で通算9ヶ月間の常勤勤務			

■ 三重県内の研修先医療機関群

- 1群：伊勢赤十字病院
- 2群：三重大学医学部附属病院
- 3群：県立志摩病院、町立南伊勢病院、尾鷲総合病院、紀南病院

25 伊勢赤十字病院 外科

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
医師 修学資金 貸与者	三重県内で臨床研修		1群の病院			県内の医療機関で勤務 このうち、3群または他の医師少数区域等の 医療機関で計1年となるまで常勤勤務 (専門研修で3群の病院に勤務した場合、 その期間を含めて計1年となるまで)			
			2群・3群の病院で6ヶ月以上 (1施設3か月以上)						

■ 三重県内の研修先医療機関群

- 1群：伊勢赤十字病院
- 2群：三重大学医学部附属病院
- 3群：県立志摩病院、尾鷲総合病院、紀南病院

26 伊勢赤十字病院 産婦人科

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
医師 修学資金 貸与者	三重県内で臨床研修		1群の 病院	2群の 病院	1群の 病院	1・2群の病院で勤務			1・2群 の病院
						3群の病院で週1～2回非常勤			

■ 三重県内の研修先医療機関群

- 1群：伊勢赤十字病院
- 2群：三重大学医学部附属病院、済生会松阪総合病院
- 3群：尾鷲総合病院、紀南病院

27 伊勢赤十字病院 麻酔科

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
医師修学資金貸与者 (一般枠)	三重県内で臨床研修		専門研修 1群病院	専門研修 1群、2群病院	専門研修 1群、2群病院	専門研修 1群、2群病院	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務	1群、2群の 病院で勤務

■三重県内の研修先医療機関群

- 1群：伊勢赤十字病院
- 2群：県立総合医療センター、鈴鹿中央総合病院、三重中央医療センター、松阪中央総合病院、
済生会松阪総合病院、松阪市民病院、市立伊勢総合病院
- 3群：名張市立病院

28 三重県地域医療研修センター 総合診療科

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
医師修学資金 貸与者	三重県内で臨床研修		専門研修 3群の 医療機関	専門研修 3群の 医療機関	専門 研修 2群 病院	専門研修 3群の 医療機関	県内の医療機関		

■ 三重県内の研修先医療機関群

1群：紀南病院（総合診療Ⅱ、内科、小児科）

2群：伊勢赤十字病院（救急科）

3群：県立志摩病院（総合診療Ⅱ・内科）、町立南伊勢病院（総合診療Ⅰ・Ⅱ）、熊野市立紀和診療所（総合診療Ⅰ）、
鳥羽市立神島診療所（総合診療Ⅰ）、鳥羽市立桃取診療所（総合診療Ⅰ）、**県立一志病院（総合診療Ⅰ）**

29 三重県立総合医療センター 麻酔科

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	臨床研修		専門研修						
医師修学資金貸与者 (一般枠)	三重県内で臨床研修		専門研修 1、2群の病院	専門研修 1、2群の病院	専門研修 1、2群の病院	専門研修 1、2群の病院	1、2群の病院	1、2群の病院	3群の病院

■ 三重県内の研修先医療機関群

1群：県立総合医療センター

2群：三重中央医療センター、鈴鹿中央総合病院、松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、松阪市民病院、伊勢赤十字病院
市立伊勢総合病院、市立四日市病院、三重大学医学部附属病院

3群：名張市立病院

30 鈴鹿回生病院 整形外科

※ 鈴鹿回生病院 整形外科プログラムを選択する場合のローテーションモデル例は、「6 三重大学医学部附属病院 整形外科（一般枠）」と同じ内容です（下記を参照）。

【参考】

6 三重大学医学部附属病院整形外科（一般枠）のローテーションモデル例

対象者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	
	臨床研修		専門研修							
医師修学資金貸与者 (一般枠)	三重県内で臨床研修		専門研修 1群病院	専門研修 2群病院	専門研修 2群or3群病院	専門研修 1群or2群病院	1群or2群病院 (但し5年目で3群病院選択してなければ 1年間は3群病院従事)			
						1群or2群病院 (但し5年目で3群病院選択してなければ、4年間は1群or2群に所属 して3群病院に非常勤で従事(週1回程度外来・当直に従事))				

■ 三重県内の研修先医療機関群

1群：三重大学医学部附属病院

2群：桑名市総合医療センター、四日市羽津医療センター、県立総合医療センター、富田浜病院、主体会病院、
鈴鹿中央総合病院、鈴鹿回生病院、三重中央医療センター、三重病院、県立子ども心身発達医療センター、永井病院、
榊原温泉病院、済生会松阪総合病院、松阪市民病院、伊勢赤十字病院、市立伊勢総合病院

3群：日下病院、菰野厚生病院、伊賀市立上野総合市民病院、名張市立病院、大台厚生病院、県立志摩病院、
尾鷲総合病院、紀南病院

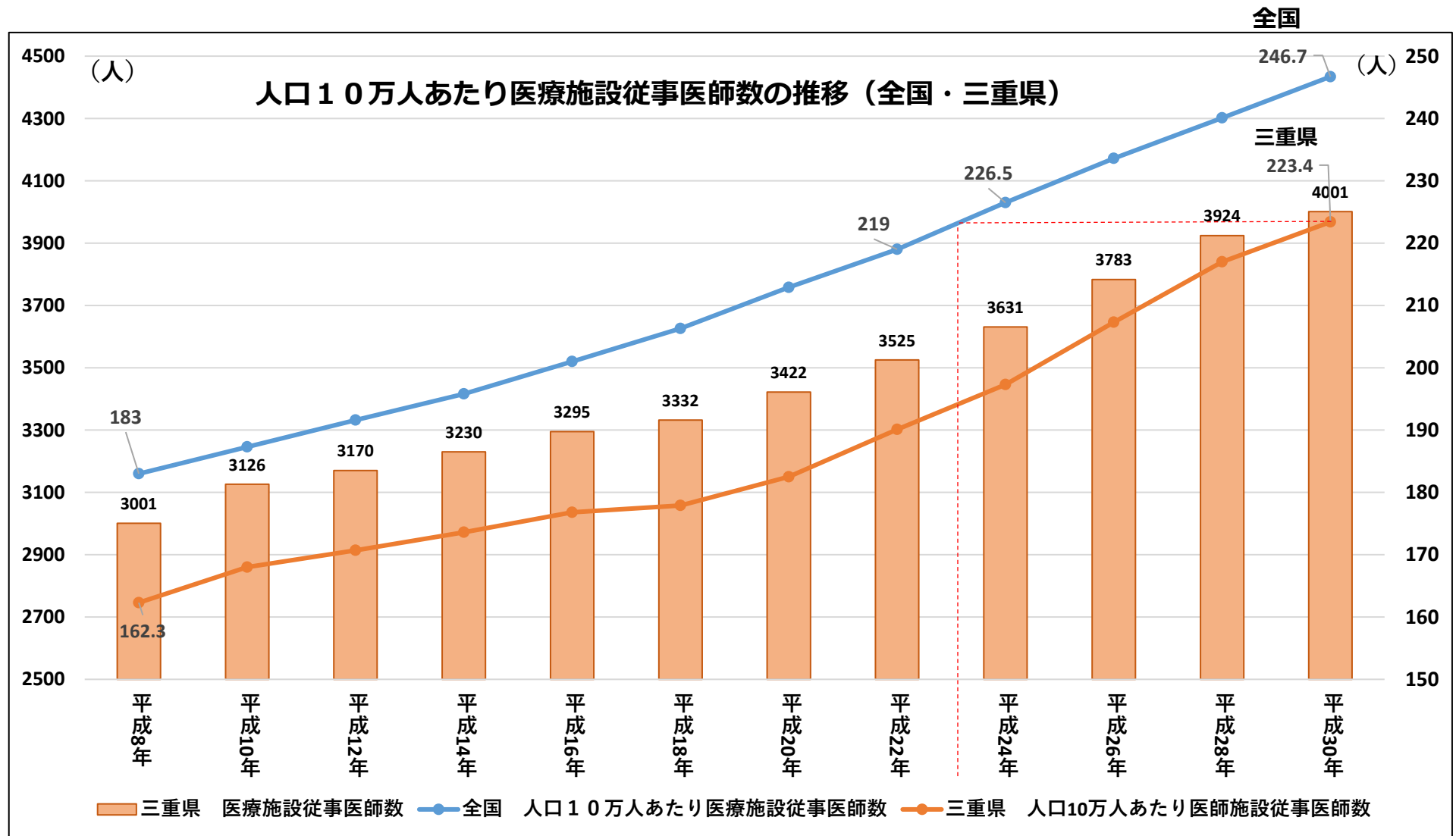
令和 3 年度
第 3 回三重県地域医療対策協議会
令和 4 年 3 月 1 6 日

地域枠の現状について

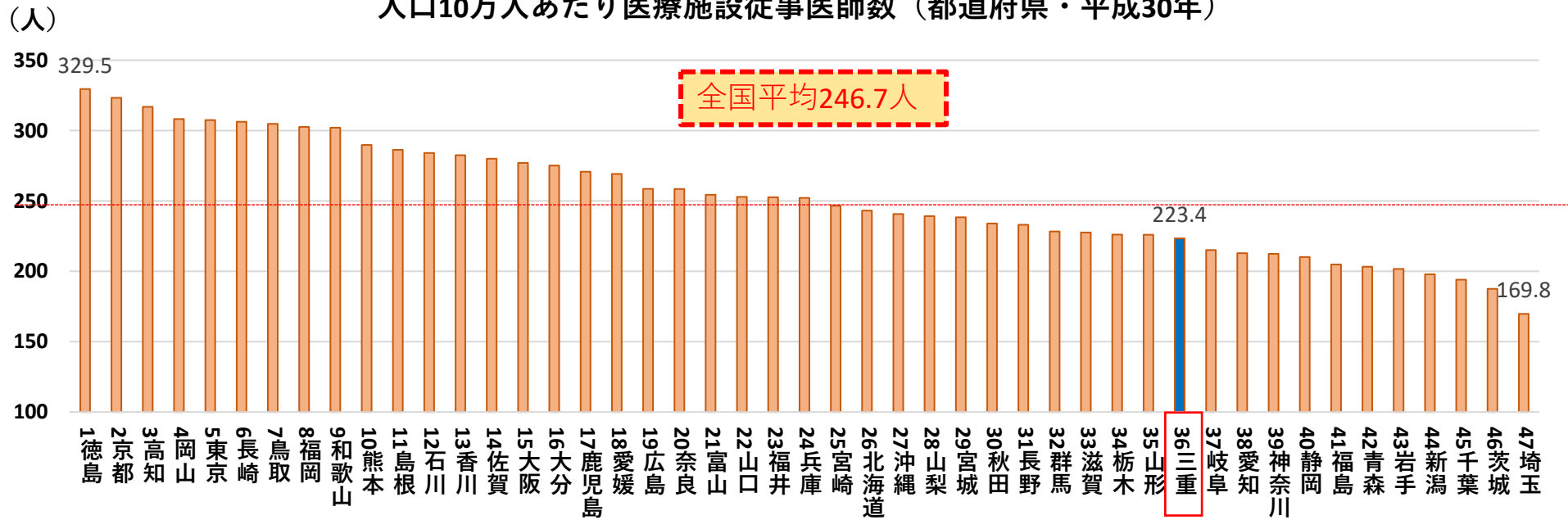
- 1 三重県の医師数について
- 2 地域枠制度について
- 3 地域枠入学者の現状について
- 4 地域枠医師のキャリア支援（派遣調整）にかかる課題について
- 5 今後の対応方針について

1 三重県の医師数について

- 本県の医師数は、平成23年頃の全国水準まで増加している

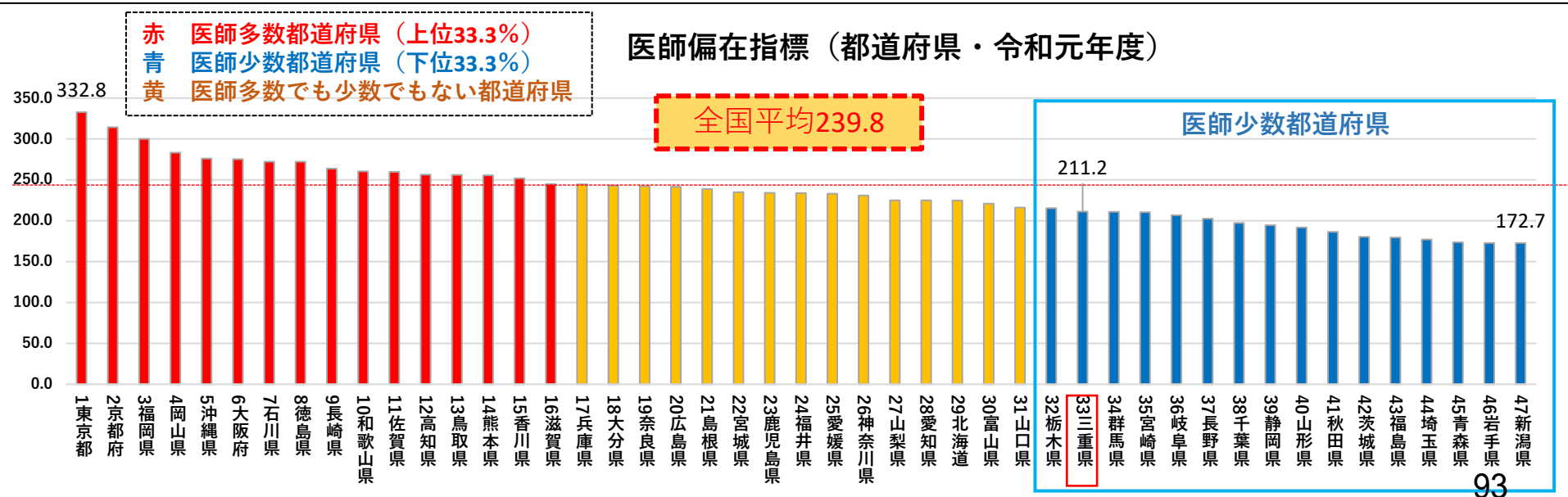


人口10万人あたり医療施設従事医師数（都道府県・平成30年）



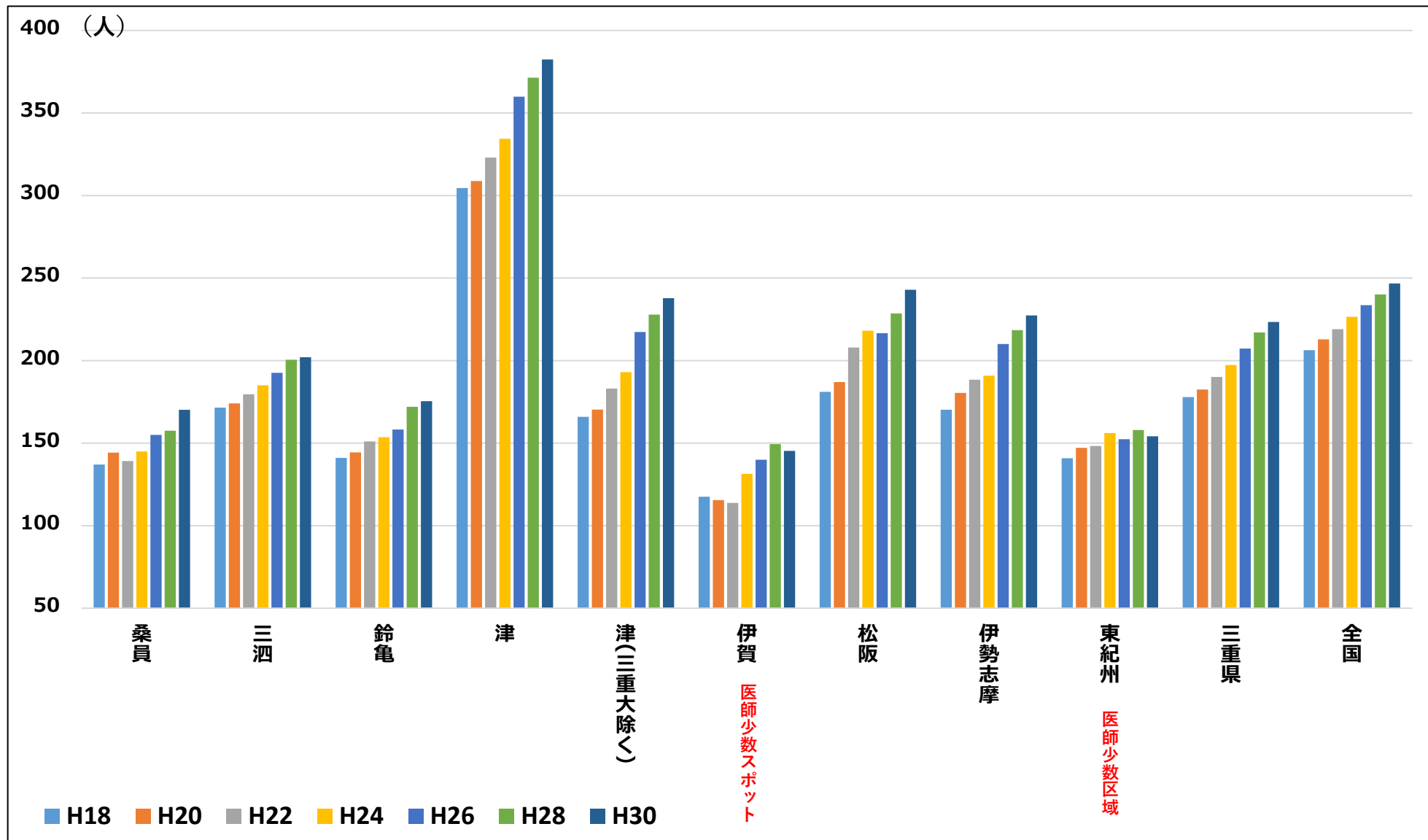
資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」

医師偏在指標（都道府県・令和元年度）



資料：厚生労働省「医師偏在指標」

人口10万人あたり医療施設従事医師数の推移（構想区域・三重県・全国）



※ 津区域は、三重大学病院の医師（診療を主とする医師）を除く推計を併記

資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査（統計）」

2 地域枠制度について

- 地域枠は、県内の特定の地域での診療義務を課すことが出来る入学枠。
- 卒後の従事要件は、キャリア形成プログラムに基づき、卒業後9年間を県内で勤務する（うち一定期間を医師少数区域等で勤務）。

令和3年度現在

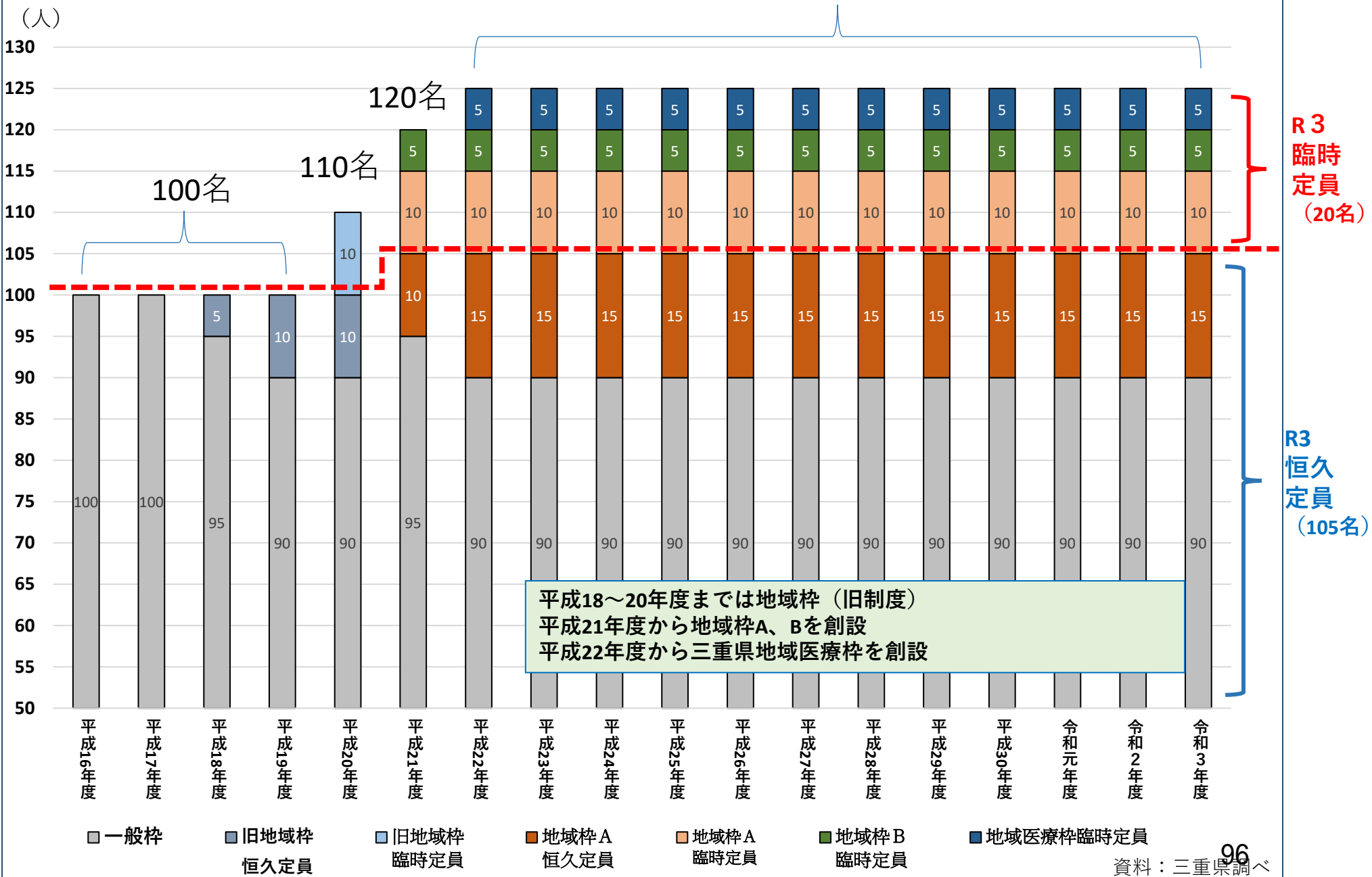
名称		対象	定員枠35 (うち臨時定員20)	入試方法	選抜方法	従事要件	左の従事期間のうち、医師の確保を特に図るべき区域等における就業期間※2	奨学金の貸与
三重大学 地域枠 35名	地域枠A	三重県内出身者から選抜	25 (10)	推薦入試	別枠方式 ※1	●卒業後、三重県地域医療支援センターキャリア形成プログラムに基づいて、三重県内で9年間従事する	医師少数区域及び医師少数スポットにおいて 1年以上 （臨床研修期間を除く）	三重県医師 修学資金の 貸与を受け ることが 条件
	地域枠B	三重大学が指定する県内の推薦市町の出身者で、推薦市町長および推薦病院の推薦を受けた者から選抜 ●推薦市町 (鳥羽市、志摩市、南伊勢町、大紀町、大台町、多気町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町、伊賀市、名張市、津市(旧美杉村に限る)、松阪市(旧飯南町、飯高町に限る)のいずれか ●推薦病院 県立志摩病院、尾鷲総合病院、紀南病院、上野総合市民病院、岡波総合病院、名張市立病院、県立一志病院、松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、松阪市民病院のいずれか	5 (5)			●卒業後、三重県地域医療支援センターキャリア形成プログラムに基づいて、三重県内で9年間従事する (ただし、臨床研修(2年間)は、推薦病院(基幹型)又は三重大学病院のいずれかを選択する)	医師少数区域及び医師少数スポットにおいて 2年以上 ただし、 原則として推薦市町の地域で従事する (臨床研修期間を除く)	
	三重県 地域医療枠	全国から選抜	5 (5)	一般入試		●卒業後、三重県地域医療支援センターキャリア形成プログラムに基づいて、三重県内で9年間従事する	医師少数区域及び医師少数スポットにおいて 1年以上 （臨床研修期間を除く）	
国が設定する 地域枠の定義 (令和4年度 から適用)		地元出身者もしくは全国から選抜		規定なし	別枠方式 ※1	●卒業後、当該都道府県内で9年間以上従事する ●将来のキャリア形成に関する意識の向上に資する都道府県のキャリア形成プログラムに参加すること	医師少数区域及び医師少数スポット等において4年間程度	問わない

※1 別枠方式とは、一般枠とは別枠の募集定員を設けること

※2 医師の確保を特に図るべき区域とは、都道府県が医師確保計画に定める医師少数区域及び医師少数スポットを指す【医師少数区域】東紀州医療圏。【医師少数スポット】地域枠B推薦市町の区域、津市白山町、いなべ市、東員町、菰野町、亀山市

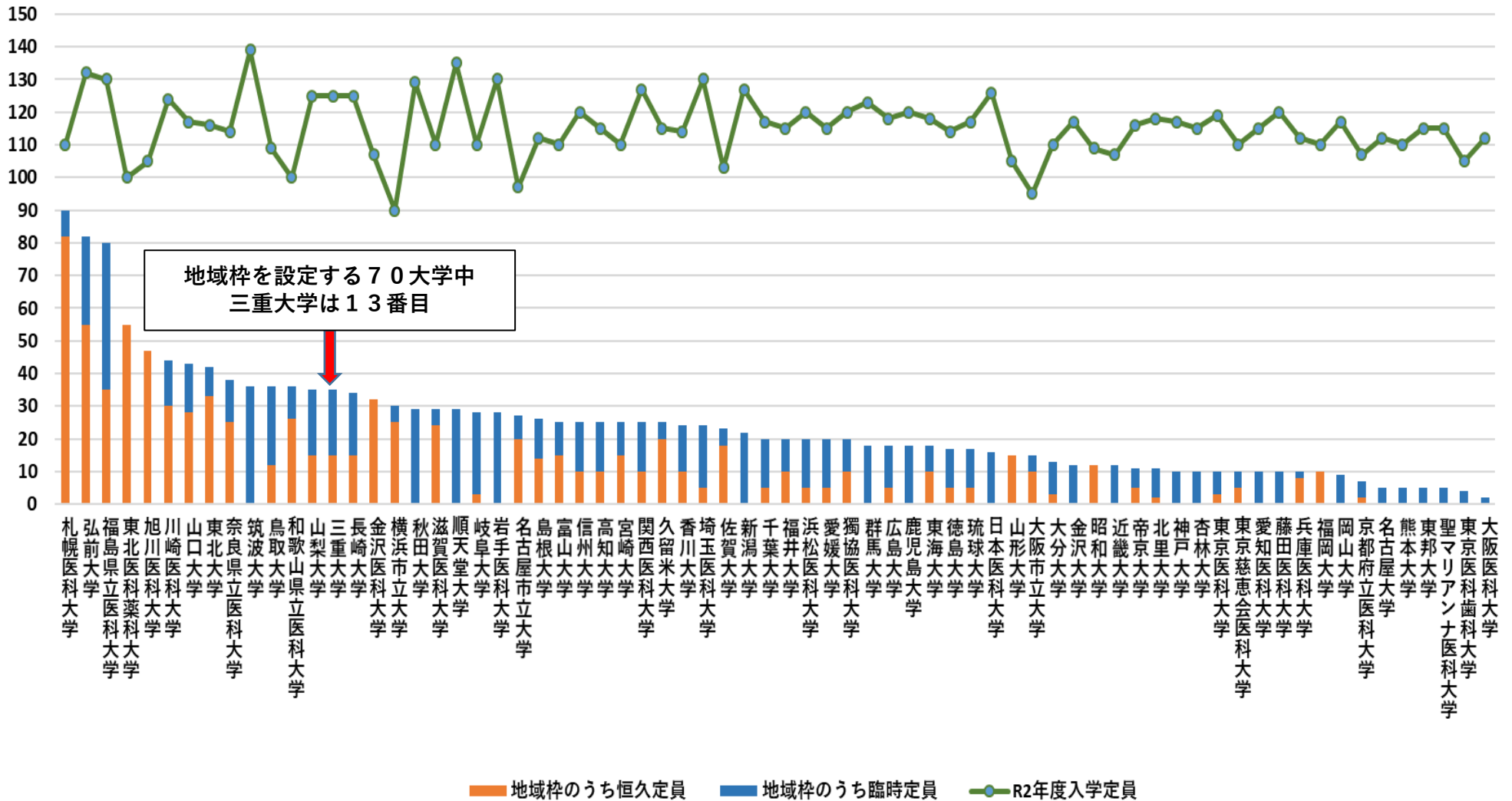
資料：三重県調べ

三重大学医学部定員・地域枠の推移



全国の地域枠募集定員（大学別・令和2年度）

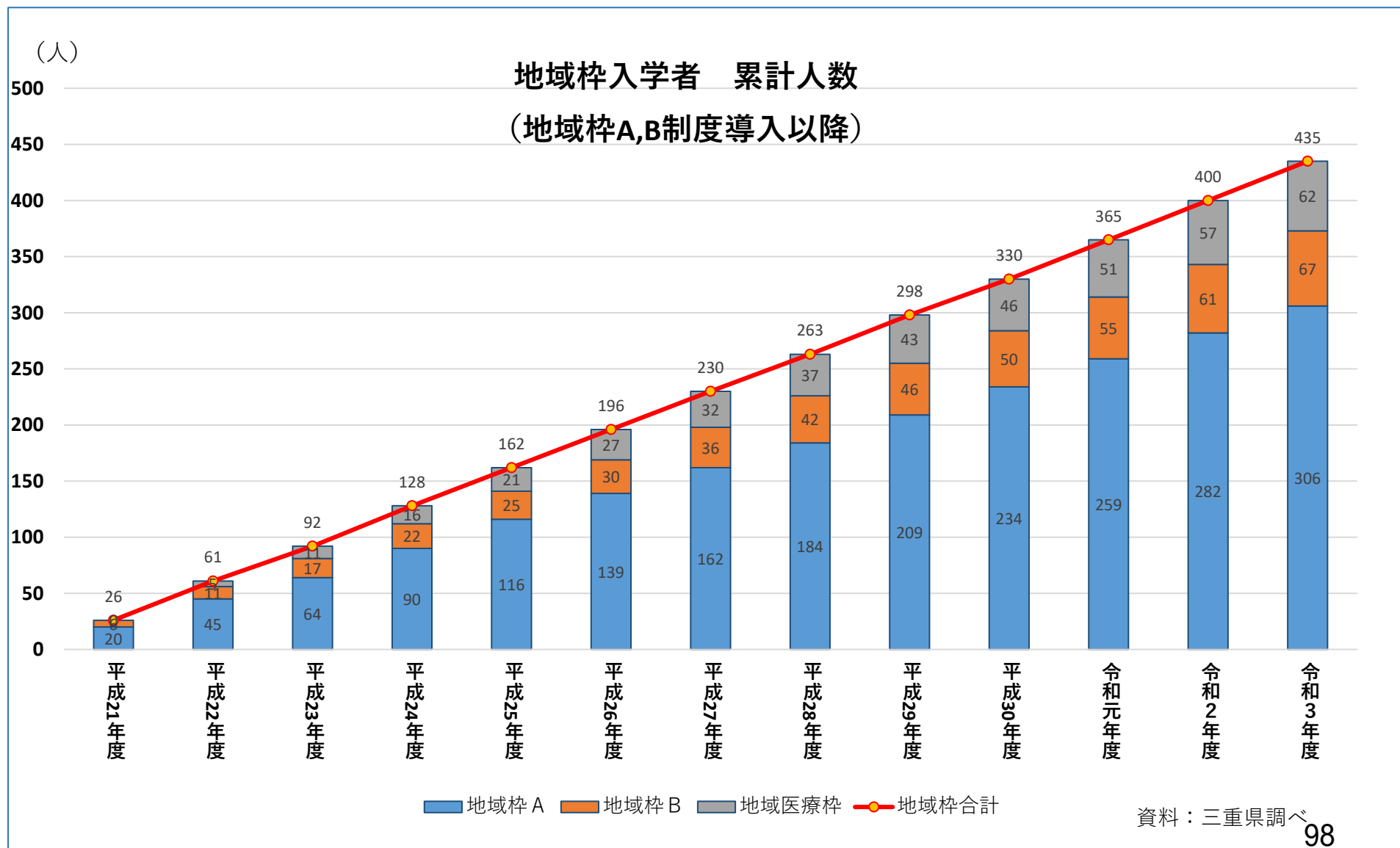
(人)



資料：医療従事者の需給に関する検討会 第34回医師需給分科会
 (令和2年3月12日) 資料1を改変

3 地域枠入学者の現状について

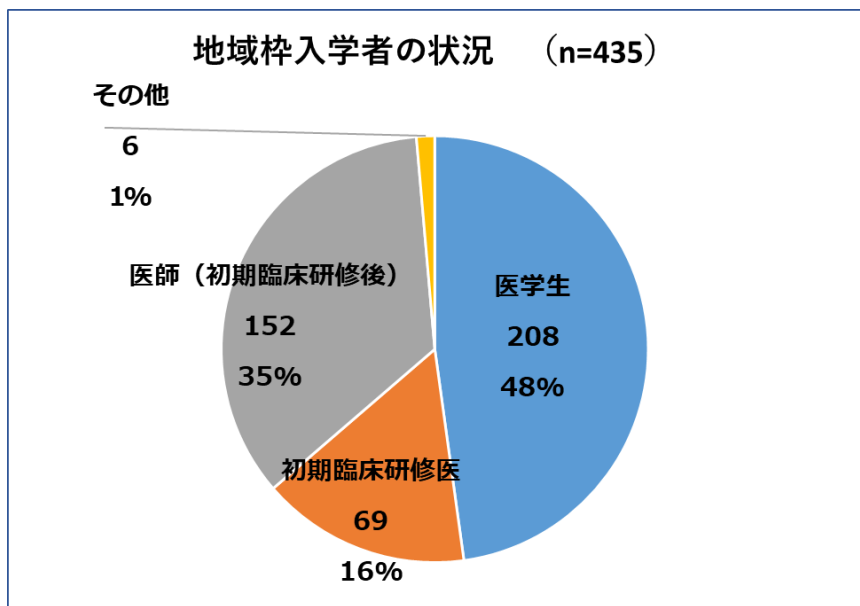
三重大学では、地域枠A,B制度を導入した平成21年度以降、これまで435名の地域枠が入学している。



○地域枠入学者の約5割が医師となっている。

○地域枠の最初の入学者（平成21年度入学者）は、現在医師7年目となる。

年度	医学部定員 (うち地域枠)	三重大学地域枠						地域枠 計		令和3年度 現在
		地域枠A		地域枠B		三重県地域医療枠		定員	入学者数	
		定員	入学者数	定員	入学者数	定員	入学者数			
平成21年度	120(25)	20	20	5	6			25	26	医師7年
平成22年度	125(35)	25	25	5	5	5	5	35	35	医師6年
平成23年度	125(35)	25	19	5	6	5	6	35	31	医師5年
平成24年度	125(35)	25	26	5	5	5	5	35	36	医師4年
平成25年度	125(35)	25	26	5	3	5	5	35	34	医師3年
平成26年度	125(35)	25	23	5	5	5	6	35	34	医師2年
平成27年度	125(35)	25	23	5	6	5	5	35	34	医師1年
平成28年度	125(35)	25	22	5	6	5	5	35	33	学生6年
平成29年度	125(35)	25	25	5	4	5	6	35	35	学生5年
平成30年度	125(35)	25	25	5	4	5	3	35	32	学生4年
令和元年度	125(35)	25	25	5	5	5	5	35	35	学生3年
令和2年度	125(35)	25	23	5	6	5	6	35	35	学生2年
令和3年度	125(35)	25	24	5	6	5	5	35	35	学生1年
計		320	306	65	67	60	62	445	435	



◎地域枠入学者の状況

学生・・・・・・・・・・・・・・・・48%

初期臨床研修医・・・・・・・・16%

医師 (初期臨床研修後)・・35%

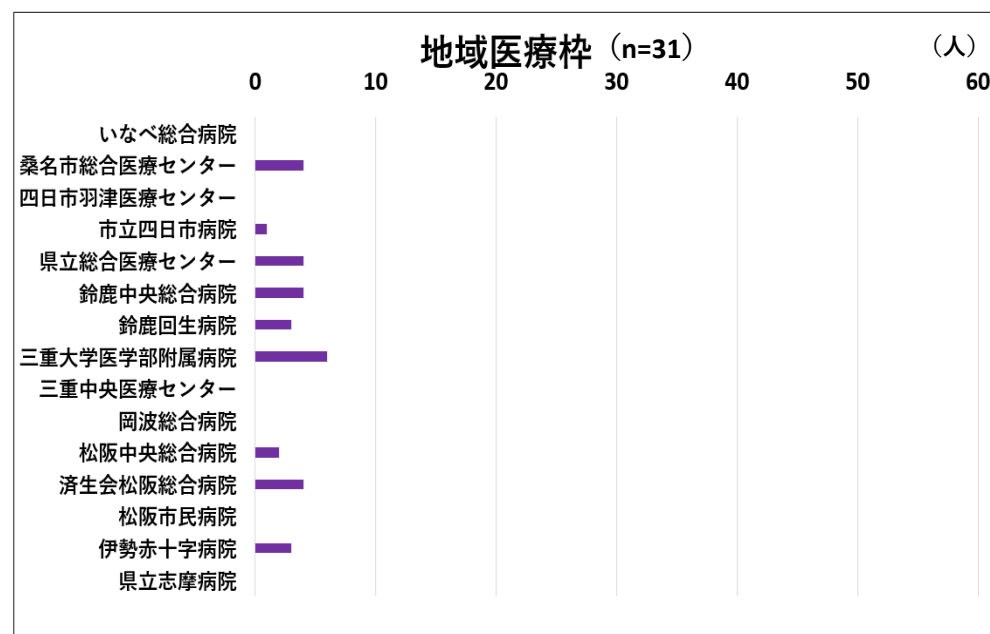
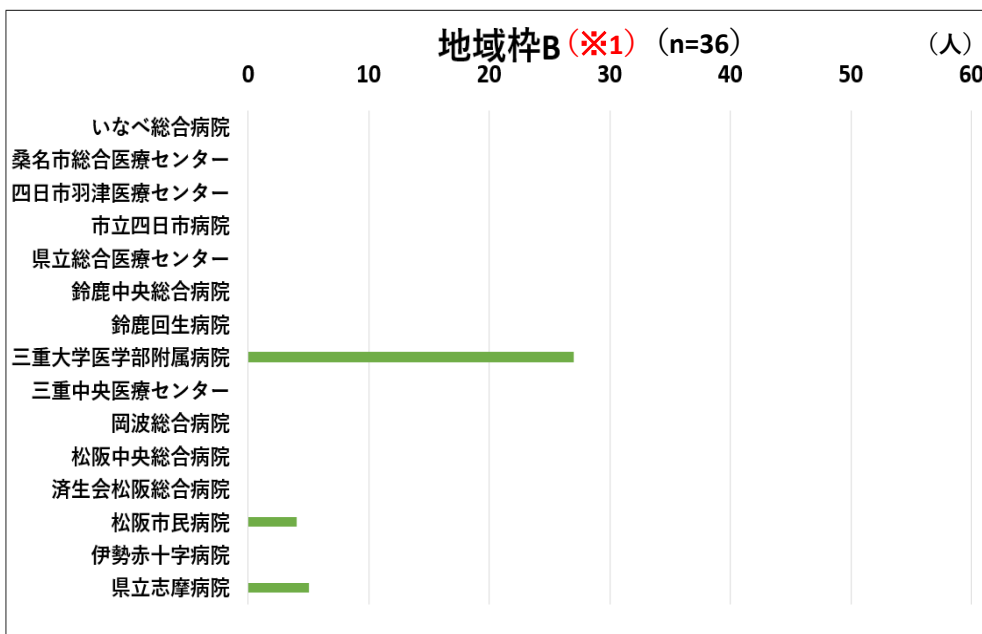
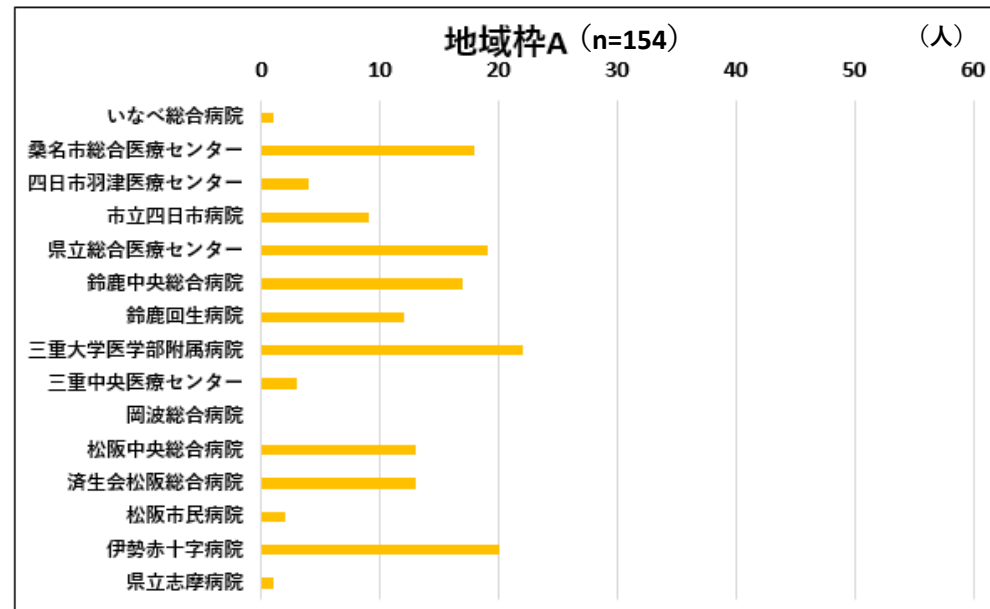
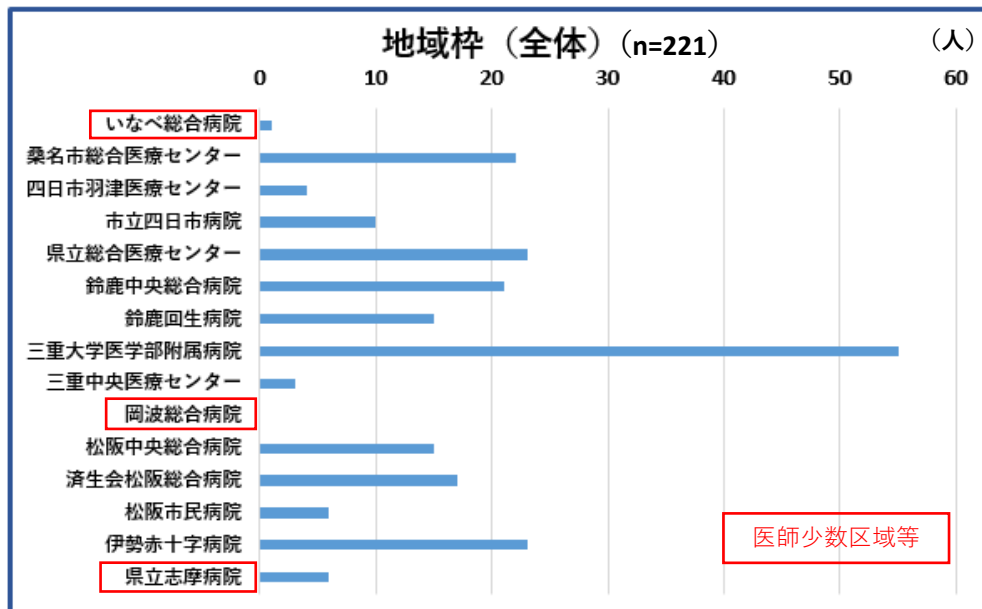
※ 令和3年12月現在の状況

※ その他は、国師浪人や医師以外の職に転職した者等

※ 入学者数の集計

※ 三重県地域医療枠は、平成22年度入学者から設定

初期臨床研修における基幹病院の選択先（地域枠医師 n=221）

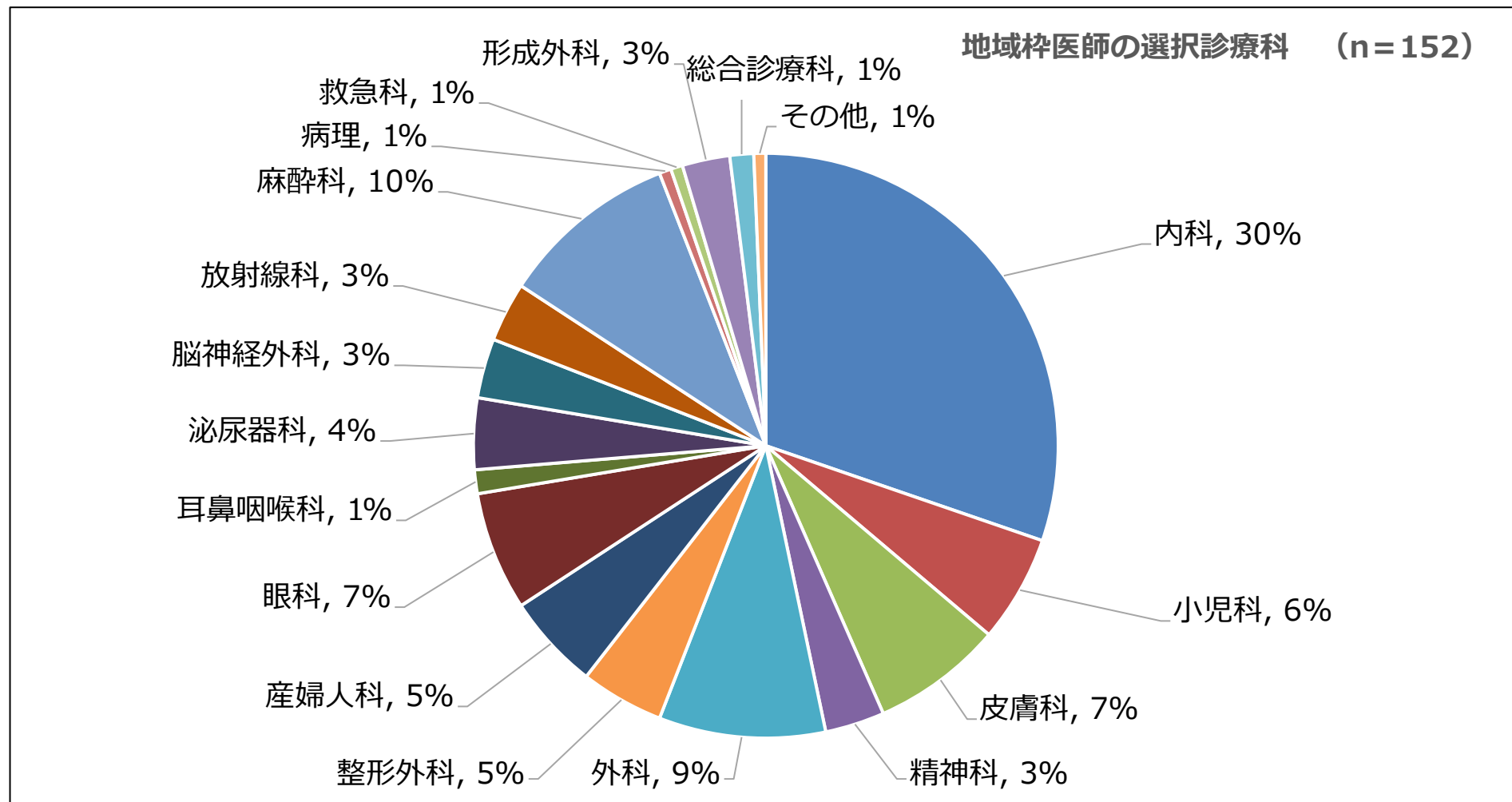


初期臨床研修を行った地域枠医師の基幹病院の選択内訳（研修中の者を含む）

（※1）地域枠Bは、推薦病院又は三重大学病院にマッチングした上で、推薦病院で一定期間研修を行う

○診療科の選択状況について

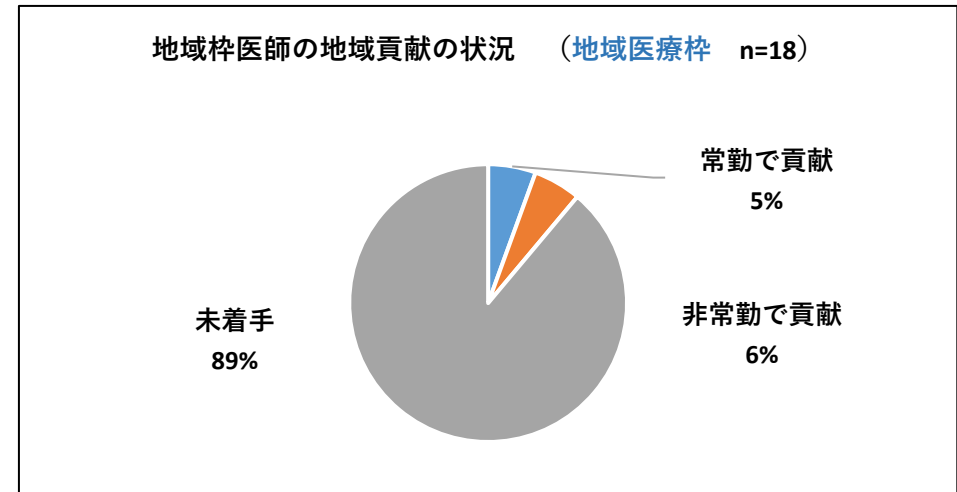
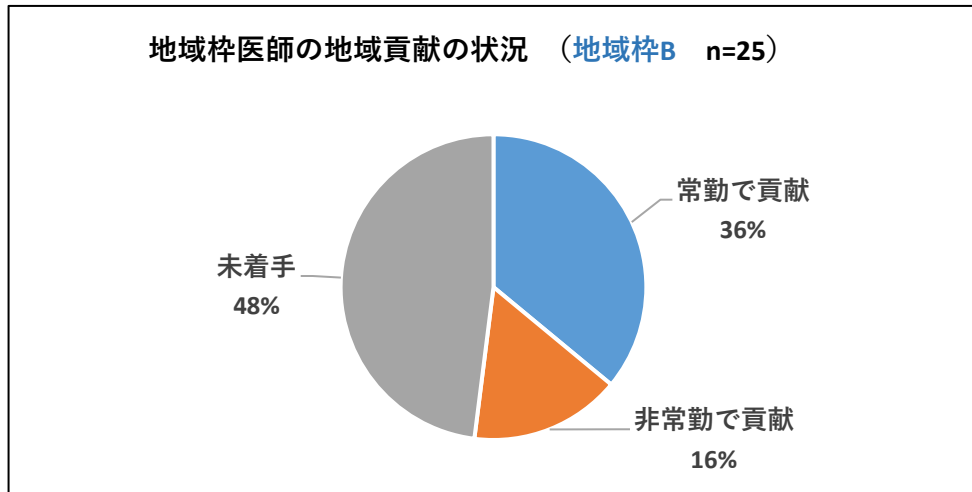
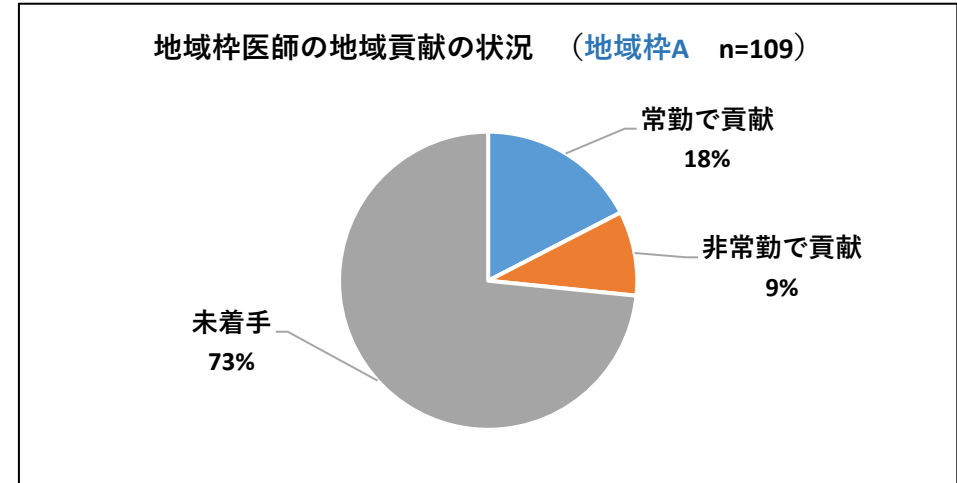
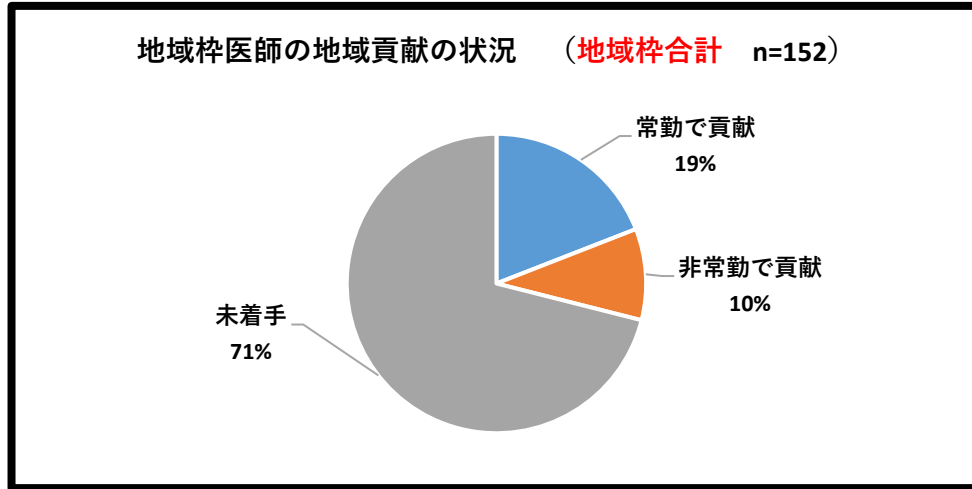
初期臨床研修を修了した地域枠医師は、多様な診療科を選択している。



- ※ 初期臨床研修を修了した地域枠医師の診療科の選択状況
- ※ 令和4年1月現在の集計
- ※ 三重県医師修学資金の届出情報、地域医療支援センターの情報等をもとに集計したもの
- ※ 医師修学資金返還者、非貸与者を含む集計

○ 医師少数区域等での勤務状況について（入学枠別）

地域枠医師で地域貢献を開始した者の割合は、全体で約3割となっている

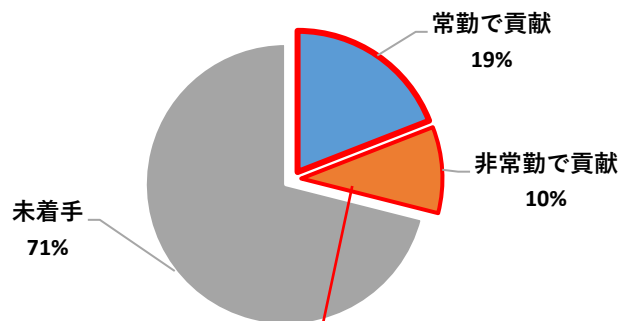


- ※ 臨床研修を修了した地域枠医師で、医師少数区域及び医師少数スポットにおいて地域貢献（勤務）を開始した人数（常勤・非常勤）
- ※ 令和4年1月現在の集計
- ※ 三重県医師修学資金の届出情報、地域医療支援センターの情報等をもとに集計したもの
- ※ 全ての地域枠医師の集計（修学資金の返還者や非貸与者も含む）

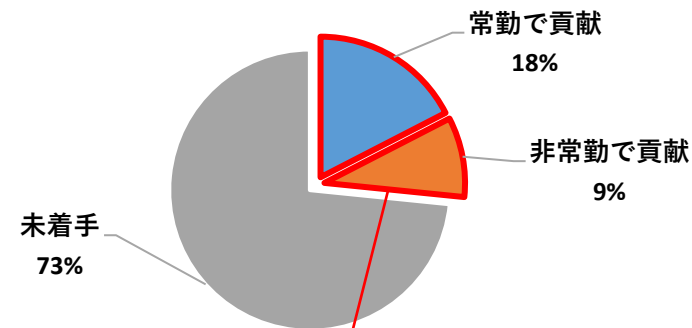
地域枠医師の医師少数区域等での勤務状況について（入学枠別・勤務年数別）①

地域貢献を開始した医師は、医師5年目から増加する傾向にある。

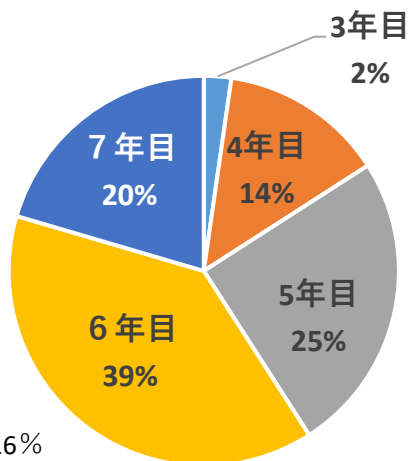
地域枠医師の地域貢献の状況（地域枠合計 n=152）



地域枠医師の地域貢献の状況（地域枠A n=109）

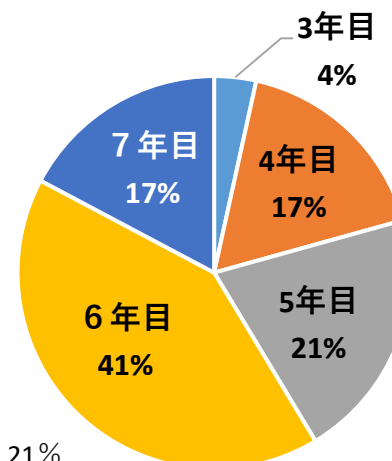


地域貢献医師（常勤・非常勤）の勤務年数内訳（地域枠合計）



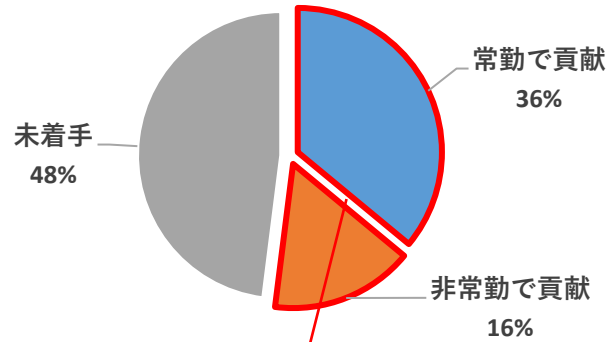
3～4年目医師 16%
5～7年目医師 84%

地域貢献医師（常勤・非常勤）の勤務年数内訳（地域枠A）

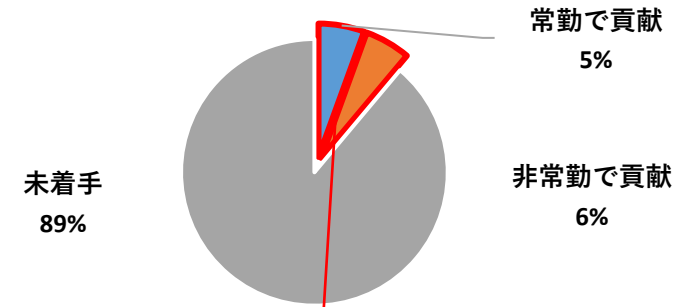


3～4年目医師 21%
5～7年目医師 79%

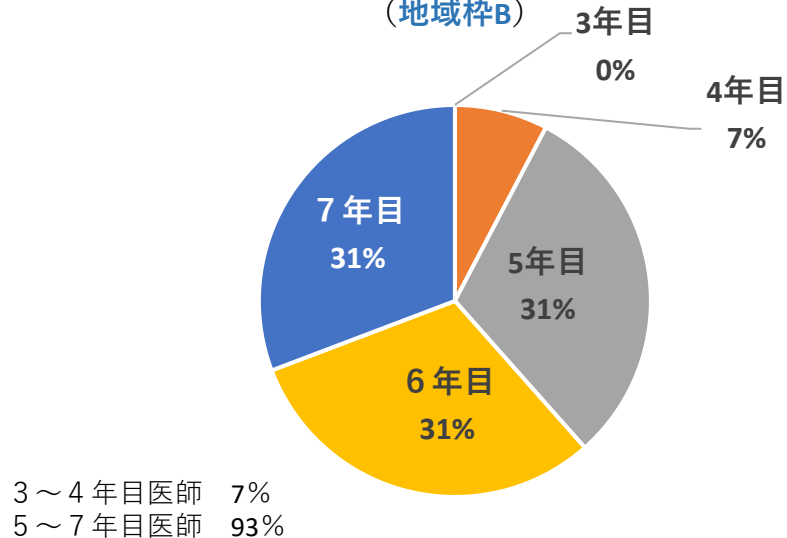
地域枠医師の地域貢献の状況（地域枠B n=25）



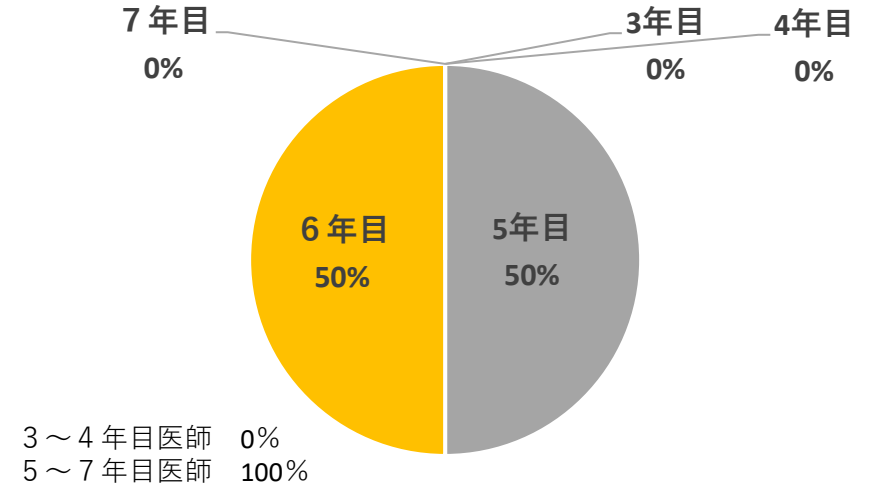
地域枠医師の地域貢献の状況（地域医療枠 n=18）



地域貢献医師（常勤・非常勤）の勤務年数内訳（地域枠B）

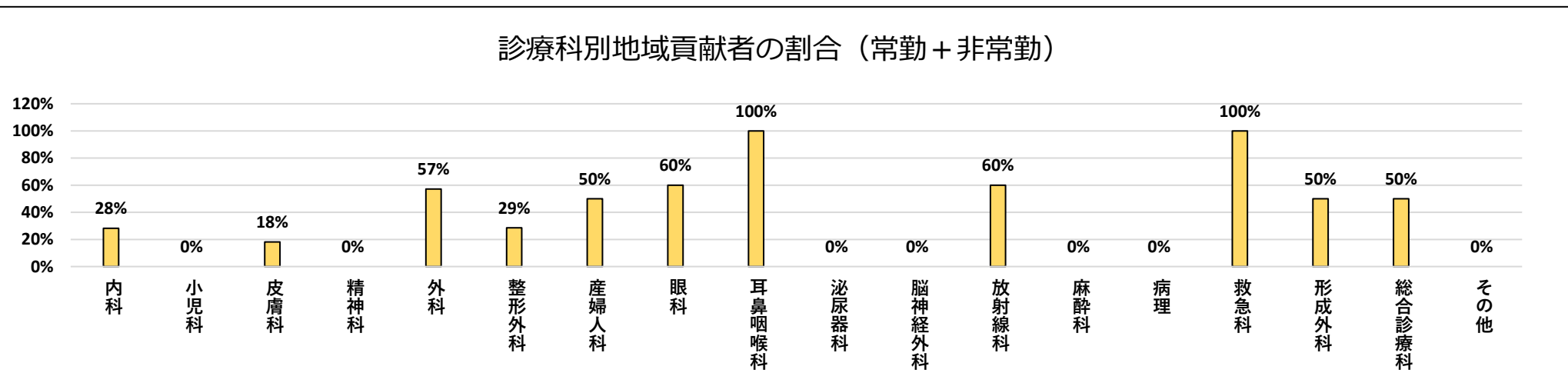
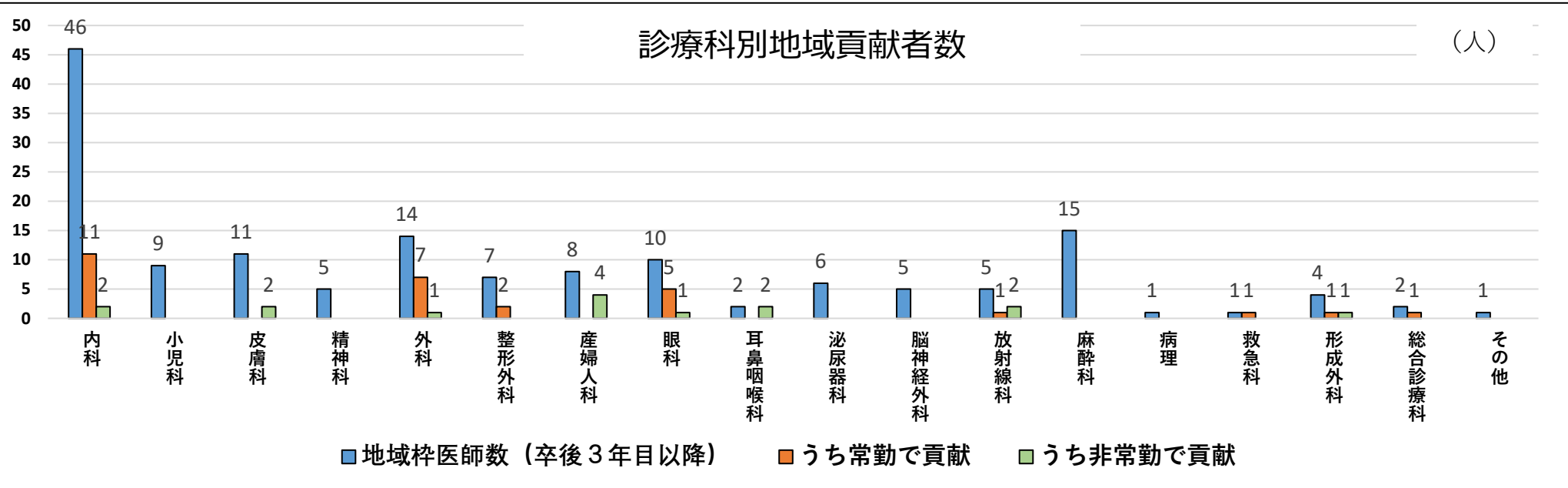


地域貢献医師（常勤・非常勤）の勤務年数内訳（地域医療枠）



○ 医師少数区域等での勤務状況について（診療科別）

地域枠医師で地域貢献を開始した者の診療科別の状況には差がみられる

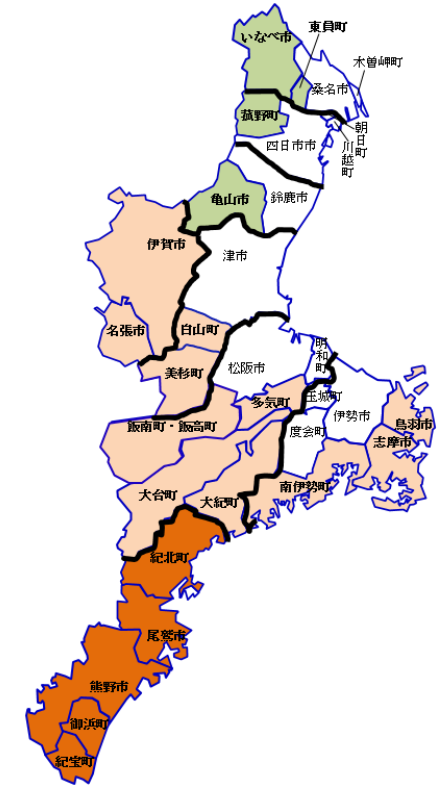


※ 臨床研修を修了した地域枠医師で、医師少数区域及び医師少数スポットにおいて地域貢献（勤務）を開始した人数（診療科別、常勤・非常勤別）
 ※ 令和4年1月現在の集計
 ※ 三重県医師修学資金の届出情報、地域医療支援センターの情報等をもとに集計したもの
 ※ 医師修学資金返還者、非貸与者を含む集計

○ 医師少数区域等の病院において不足する医師数

医師少数区域等（着色部分）

NO	病院名	構想区域	内科		呼吸器内科		循環器内科		消化器内科		内科その他		脳神経内科		総合診療科	
			常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
1	いなべ総合病院	桑員			1				3							
2	日下病院	桑員														
3	大仲さつき病院	桑員														
4	菰野厚生病院	三泗	1													
5	亀山市立医療センター	鈴亀	1	3												
6	県立一志病院	津												2	2	
7	名張市立病院	伊賀		6			1									
8	岡波総合病院	伊賀	3		2							2				
9	上野総合市民病院	伊賀	2	1	1	1	2	0	1	1	4	2	2	1	1	2
10	信貴山病院分院上野病院	伊賀														
11	大台厚生病院	松阪								1						
12	三重県立志摩病院	伊勢志摩	1				3						1			
13	志摩市民病院	伊勢志摩												2	1	
14	町立南伊勢病院	伊勢志摩														
15	尾鷲総合病院	東紀州	2													
16	(医) 紀南会熊野病院	東紀州	1													
17	長島回生病院	東紀州	1													
18	紀南病院	東紀州	2										2			
合計			14	10	4	1	6	0	4	2	4	2	7	1	5	5



(再掲)

構想区域	内科		呼吸器内科		循環器内科		消化器内科		内科その他		脳神経内科		総合診療科	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
桑員	0	0	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0
三泗	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鈴亀	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
津	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
伊賀	5	7	3	1	3	0	1	1	4	2	4	1	1	2
松阪	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
伊勢志摩	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	1	0	2	1
東紀州	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
合計	14	10	4	1	6	0	4	2	4	2	7	1	5	5

< 調査対象 > 18 病院
 三重県医師確保計画に定める医師少数区域および医師少数スポット内に所在する医師修学資金返還免除施設で、かつ県内の専門研修プログラムにおける研修病院

資料：令和3年度医師不足調査（三重県調べ）

医師不足数
(需要側)

内科系	
常勤	非常勤
44	21

(参考)

地域枠医師数	内科系
	48

地域枠医師
(供給側)

医師少数区域等での地域貢献は1~2年のため供給数は不足する
 106

NO	病院名	構想区域	小児科		皮膚科		精神科		外科		整形外科		産婦人科		眼科	
			常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
1	いなべ総合病院	桑員	1		1				2							
2	日下病院	桑員														
3	大仲さつき病院	桑員					3									
4	菰野厚生病院	三泗														
5	亀山市立医療センター	鈴亀							1		1					
6	県立一志病院	津				1						1				
7	名張市立病院	伊賀		2					1		2					
8	岡波総合病院	伊賀							3							
9	上野総合市民病院	伊賀										1		1		
10	信貴山病院分院上野病院	伊賀					2									
11	大台厚生病院	松阪				1						1				1
12	三重県立志摩病院	伊勢志摩	1				1		1		3		1			
13	志摩市民病院	伊勢志摩														
14	町立南伊勢病院	伊勢志摩														
15	尾鷲総合病院	東紀州							1		1					
16	(医)紀南会熊野病院	東紀州					2	1								
17	長島回生病院	東紀州														
18	紀南病院	東紀州	1		1				1		1		3			
合計			3	2	2	2	8	1	10	0	8	3	4	1	0	1

(再掲)

医師不足数
(需要側)

構想区域	小児科		皮膚科		精神科		外科		整形外科		産婦人科		眼科	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
桑員	1	0	1	0	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0
三泗	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鈴亀	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0
津	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
伊賀	0	2	0	0	2	0	4	0	2	1	0	1	0	0
松阪	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
伊勢志摩	1	0	0	0	1	0	1	0	3	0	1	0	0	0
東紀州	1	0	1	0	2	1	2	0	2	0	3	0	0	0
合計	3	2	2	2	8	1	10	0	8	3	4	1	0	1

(参考)

地域枠医師
(供給側)

地域枠医師数	小児科	皮膚科	精神科	外科	整形外科	産婦人科	眼科
	9	11	5	14	7	8	10

NO	病院名	構想区域	耳鼻咽喉科		泌尿器科		脳神経外科		放射線科		麻酔科		救急科		リハビリ		病理診断科		合計	
			常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
1	いなへ総合病院	桑員					1												9	0
2	日下病院	桑員																	0	0
3	大仲さつき病院	桑員																	3	0
4	菰野厚生病院	三泗																	1	0
5	亀山市立医療センター	鈴亀																	3	3
6	県立一志病院	津																	2	4
7	名張市立病院	伊賀																	4	8
8	岡波総合病院	伊賀					2		1	1	1								14	0
9	上野総合市民病院	伊賀			1		2		1	1	1		1	2		1		1	19	15
10	信貴山病院分院上野病院	伊賀																	2	0
11	大台厚生病院	松阪		1															0	5
12	三重県立志摩病院	伊勢志摩	1				1			1									15	0
13	志摩市民病院	伊勢志摩																	2	1
14	町立南伊勢病院	伊勢志摩																	0	0
15	尾鷲総合病院	東紀州																	4	0
16	(医)紀南会熊野病院	東紀州																	3	1
17	長島回生病院	東紀州																	1	0
18	紀南病院	東紀州			1		2												14	0
	合計		1	1	2	0	8	0	2	1	3	0	1	2	0	1	0	1	96	37

(再掲)

医師不足数
(需要側)

構想区域	耳鼻咽喉科		泌尿器科		脳神経外科		放射線科		麻酔科		救急科		リハビリ		病理		合計		
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
桑員	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0
三泗	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
鈴亀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
津	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4
伊賀	0	0	1	0	4	0	2	1	2	0	1	2	0	1	0	1	0	39	23
松阪	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
伊勢志摩	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	17	1
東紀州	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	1
合計	1	1	2	0	8	0	2	1	3	0	1	2	0	1	0	1	0	96	37

(参考)

地域枠医師
(供給側)

地域枠医師数	耳鼻咽喉科	泌尿器科	脳神経外科	放射線科	麻酔科	救急科	リハビリ	病理	合計
	2	6	5	5	15	1	0	1	108 152

4 地域枠医師のキャリア支援（派遣調整）にかかる課題について

- (1) 地域枠医師は、**多様な診療科を選択**しており、診療科によっては医師少数区域等での勤務が困難な場合がある※。

※ 地域枠Bについては推薦地域での勤務が困難な場合がある。

- (2) 臨時定員増を含めた地域枠制度の導入により、年あたり35名程度の入学者が見込まれるため、地域枠医師は着実に増加している。
一方で、医師少数区域等のニーズに合致させるには、**様々な課題発生している**。

※ 医師少数区域等の勤務に係る課題

- ① **多様な診療科の選択**により、地域での受け入れが難しい診療科がある
- ② **診療科の勤務枠が無い**こと等により、**非常勤であっても勤務が困難**な場合がある
- ③ **指導医の不在等**により、研修体制が確保できない。
- ④ **医療の集約化**や医療安全の観点から派遣が困難
- ⑤ **家庭事情**により勤務が困難 など

(参考) 現状における上記①～⑤の課題については、**キャリア形成プログラムにおいて次のとおり配慮しているところ**。

【対応策】

- ◆ 診療科ごとのモデルを策定し、**診療科の状況に応じた勤務形態を提示**している（①③）。
- ◆ 常勤が困難な診療科は、**非常勤モデルを策定**し、専門医取得後に週1～2回の勤務を行う（①③④⑤）
- ◆ 選択した診療科での勤務が困難な場合は、**内科医等として勤務するモデル**を策定（①②）
- ◆ 産休・育休、病休等については**中断制度**を設けている（⑤）

5 今後の対応方針について

前述の課題および国における医学部臨時定員増の検討状況をふまえ、今後の地域枠制度のあり方について、**制度の改正や運用の見直しも含め、地域医療対策協議会で協議してはどうか。**

(1) 検討内容について

① キャリア形成プログラム等における課題【県が所管する制度】

キャリア形成プログラムや医師修学資金貸与制度等の課題を検討し、大学や地域医療対策協議会の意見をふまえ、運用を改定したい。

検討内容：医師少数区域等（地域枠B推薦地域）における取扱いの見直しなど※

具体例：地域枠B推薦地域の状況に応じた地域貢献の取扱い。診療科ごとの状況をふまえた地域貢献の検討 等

※ 卒後の従事要件の見直しは、地域枠制度との整合が必要であるため、**大学とも協議が必要。**

② 地域枠制度等における課題【大学が所管する制度】

地域枠入試制度等、大学が所管する制度について、改善が必要と判断される場合は、**地域医療対策協議会において具体案をとりまとめの上、県から大学に要請したい※**

検討内容：地域枠制度に関するもの、その他の大学における地域枠の方針など

具体例：地域枠における診療科の範囲についての検討（特に地域枠B）

国における臨時定員の動向をふまえた地域枠の設定数、設定内容についての検討 等

※ **地对協における協議・要請に係る規定：**

- ・ 医療法第30条の23第2項（地域医療対策協議会において協議を行う事項（地域枠の設定））
- ・ 医療法第30条の24（医師不足地域における医師の確保に関する協力の要請）

ただし、要請内容の反映については、大学において判断されることとなる。

(2) 検討の体制およびスケジュール

今後、実務を所掌する地域医療支援センター及び大学等において（※1）、地域枠に係る課題や対応案等を整理し、地域医療対策協議会で協議したい。

① 令和4年4月～9月 : 対応策について検討

② 令和4年11月～12月 : 検討結果をもとに地域医療対策協議会において協議、大学に要請

③ 令和5年1月以降 : 制度改正について対応（検討）

（※1）実務を所掌する地域医療支援センターと三重大学（医学部・病院）・県等(少人数に絞る)で検討する予定

第2回 三重県地域医療対策協議会医師派遣検討部会での協議結果

日時：令和4年2月17日（オンライン開催）

（意見の概要）

- ① 地域枠A,B制度も導入後13年が経過し、制度が現状に合わない場合もあり見直しは必要かと思われる。
- ② 地域枠の卒後の従事要件は、医師修学資金貸与制度（キャリア形成プログラム）に基づいて詳細が決められている。
大学の入試要項には、具体的な従事要件が書き込まれていないため、具体的な従事要件を書き込むことについても、今後協議してはどうか。
現状では、地域枠入学志願者は、卒後の従事要件等について同意書・誓約書を提出している。

（協議結果）

対応方針案に沿って、地域枠制度の検討や運用の見直しを協議していくことについて了承された。

令和 3 年度
第 3 回三重県地域医療対策協議会
令和 4 年 3 月 1 6 日

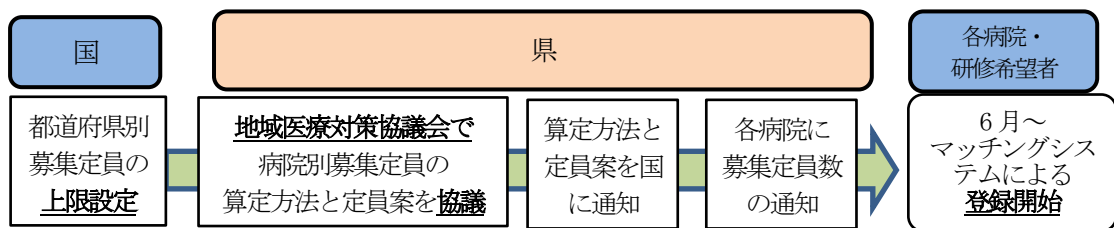
臨床研修募集定員の設定について

令和 5 年度に研修を開始する臨床研修医の募集定員について

1 臨床研修医の募集定員設定の流れ

各基幹型臨床研修病院の募集定員は、医療法及び医師法改正に伴い、令和 3 年度研修開始の募集から、国が設定する各都道府県の上限数の範囲内で県が設定しています。

また、県が各病院の定員を設定するにあたっては、本協議会において協議・検討を行うこととされています。



2 三重県の募集定員上限数 ※詳細は別紙 1 参照

①基本となる数（人口又は医学部入学定員に応じて按分）	1 2 0
②地域枠による加算（修学資金貸与者数等に基づき加算）	4 1
③地理的条件等による加算 （面積当たり医師数、離島人口、 医師少数区域人口、医師偏在状況に基づき加算）	1 9
①+②+③（仮上限）	1 8 0
④都道府県間による激変緩和	▲ 8
⑤募集定員上限の減少率が全体の募集定員上限の減少率を上回る場合の加算	該当せず
⑥新型コロナウイルスの影響を踏まえた募集定員上限の加算	〃
⑦医師偏在対策のための加算	〃
三重県の募集定員上限数	1 7 2

※⑤から⑦は今年度追加された項目

参考：近年の本県の臨床研修医募集採用状況

研修開始年度 (採用年度)	本県の上限	募集定員	採用数	採用率
H30	154	154	121	79%
R1	160	154	117	76%
R2	156	156	128	82%
R3	190	153	126	82%
R4	186	156		
R5	172			

※募集定員には、小児科・産科プログラム分を含む。

※採用率は、採用数／募集定員

3 各基幹型臨床研修病院（研修プログラム）別の配分案

各病院の定員数 別紙2のとおり（合計160名）

理由 受入実績等を反映した基本定員に各病院の希望数を考慮し算出

※希望数は、研修の受入実績や指導体制を考慮のうえ算出するよう各病院に
あらかじめ照会したものの。

4 算定方法

（1）根拠規定

国の通知「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（令和2年3月30日一部改正、医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知、以下「省令施行通知」という。）の規定に基づき算定します。（前年度と同じ）

①知事は、医師少数区域等における医師数、各病院の研修医受入実績、その他地域の実情等を勘案して、地域医療対策協議会の意見を踏まえ、病院ごとの定員の算定方法をあらかじめ定め、当該定員を設定すること（第2の23の（2））

②算定方法は、改正法施行前に国において採用していた算定方法を参酌の上、定めること（第2の23の（3））

（2）詳細

改正法施行前に国において採用していた算定方法に基づいて算定する。

① 各病院の過去3年間の研修医受入実績の最大値に医師派遣加算を加え

た値を基本定員とする。(A)

※医師派遣加算：派遣常勤医が20人以上の場合1とし、5人増える毎に1加え、80人以上は13とする。

- ② Aの合計値(A')が県の基礎数(B)を超える場合は、以下の計算式により算出した値とする。ただし、病院の希望定員(C)がそれを下回る場合はCの値とする。(D)

$A \times B / A'$ ただし、Cが当該値を下回る場合はC

※県の基礎数については、国から示されておらず、各都道府県で適宜判断することとされたことから、本県では、下記のとおりといたしたい。

基本となる数+地理的条件等による加算

- ③ 県の上限数の範囲内で配分(E)し、各病院の希望数になるよう調整する。(F)
- ④ Fの値が20以上となる病院には、県の上限数の範囲内で小児科・産科プログラム分(G)として4を加える。

令和5年度の都道府県別募集定員上限算出の対応方針(案)

※①～④は、全国の募集定員上限(11,053人)の範囲内で配分し、
 ※⑤～⑦は、全国の募集定員上限(11,053人)とは別に加算するもの

■全国の募集定員上限(11,053人)

※赤字部分は令和4年度からの変更点

$$\text{研修希望者数}(10,227\text{人}) \times 1.07^{※1} + \text{令和4年度の募集定員上限}(11,418\text{人}) \text{と募集定員}(11,144\text{人}) \text{の差分} \times 2/5^{※2}$$

※1 令和7年までに段階的に1.05まで縮小
 ※2 令和7年までに段階的に縮小・廃止

■各都道府県の募集定員上限

【別紙1】
第3回医道審議会医師分科会
医師臨床研修部会資料(R4.1.26)

① 人口分布

$$\text{全国の研修医総数}(9,102\text{人}) \times \frac{\text{都道府県の人口}}{\text{全国の総人口}}$$

② 医学部入学定員

$$\text{全国の研修医総数}(9,102\text{人}) \times \frac{\text{医学部の入学定員}}{\text{全国の医学部入学定員}}$$

① 基本となる数

$$\text{全国の研修医総数}(9,102\text{人}) \times \frac{\text{①と②の多い方}^*}{\text{①と②の多い方}^* \text{の全都道府県合計}}$$

* ②(入学定員)を用いる場合、①(人口分布)の1.2倍を限度とする

② 地域枠による加算

$$+ \text{地域枠入学者数} \times 1.07 \text{ (今回の倍率)}$$

③ 地理的条件等による加算

- (1)100km²当たり医師数^{※3}
- (2)離島の人口^{※4}
- (3)医師少数区域の人口^{※4}
- (4)都道府県間の医師偏在状況^{※5}

※3 それぞれに一定の係数をかけた値を加算
 ※4 残りの数に、「都道府県の医師少数区域の人口/全国の人口」をかけた値を加算
 ※5 さらに残った数を、都道府県間の医師偏在状況に応じて按分

④ 激変緩和(直近の採用数保障)

・①～③の合計(「仮上限」)が、直近(令和3年度)の採用数に満たない場合、各都道府県の令和3年度採用数を当該都道府県の募集定員上限とする
 ・上記により追加する定員は、他の都道府県の「仮上限」から $\frac{\text{各都道府県の(「仮上限」 - 令和3年度採用数)}}{\text{各都道府県の(「仮上限」 - 令和3年度採用数)の合計}}$ に応じて定員を削減して捻出
 ただし、「令和4年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県」については、「仮上限」からの定員削減の対象外とする

⑤ 募集定員上限の減少率が全体の募集定員上限の減少率を上回る場合の加算

・①～④の結果、募集定員上限の減少率が全体の募集定員上限の減少率を上回る都道府県については、減少率が全体の募集定員上限の減少率となるまで加算する。ただし、「令和4年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県(激変緩和措置対象の都道府県を除く)」のみを対象とする

⑥ 新型コロナウイルスの影響を踏まえた募集定員上限の加算

・新型コロナウイルス感染症の影響により、調整が困難であるために追加の定員の希望する都道府県に対し、募集定員上限を5追加する。
 ただし、令和4年度の募集定員を超える場合は、令和4年度の募集定員を上限とする

⑦ 医師偏在対策のための加算

・医師偏在対策の取組を行う都道府県に、募集定員を5～10追加する

※このほか、外国人留学生(大学との覚書等により、研修先の臨床研修病院が決定され、かつ、将来的に帰国するものとされている者に限る。)については、各都道府県の募集定員とは関係なく受け入れることができるものとする

令和5年度から研修を開始する臨床研修医の募集定員（案）

別紙2

	過去3年間の研修医受入実績			過去3年間の 最大の値 (ア)	医師派遣 常勤医師数	医師派遣 加算 (イ)	基本定員 A= (ア)+(イ)	Aの調整値 (基本定員の県 合計A'と県の基 礎数Bとの調整) $A \times B / A'$	病院の 希望募集 定員 C	病院の 受入可能 上限数	A(または調整 値)とCのうち小 さい値 D	調整 配分 E	計 F=D+E	小児科・産科 プログラム G	合計 H=F+G
	R1	R2	R3												
1 桑名市総合医療センター	9	11	11	11	0	-	11	10	14	14	11	3	14	-	14
2 いなべ総合病院	1	2	3	3	0	-	3	3	5	5	3	2	5	-	5
3 四日市羽津医療センター	5	6	6	6	0	-	6	6	6	6	6		6	-	6
4 市立四日市病院	16	16	15	16	0	-	16	15	16	16	16		16	-	16
5 県立総合医療センター	10	10	10	10	0	-	10	10	10	10	10		10	-	10
6 鈴鹿中央総合病院	7	10	10	10	0	-	10	10	10	10	10		10	-	10
7 鈴鹿回生病院	8	7	7	8	0	-	8	8	8	8	8		8	-	8
8 三重大学医学部附属病院	20	21	19	21	72	11	32	30	26	26	26		26	-	26
同病院【小児科・産科】	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-		-	4	4
9 三重中央医療センター	3	5	6	6	0	-	6	6	8	8	6	2	8	-	8
10 岡波総合病院	3	1	2	3	0	-	3	3	3	3	3		3	-	3
11 松阪中央総合病院	8	9	9	9	0	-	9	9	10	10	9	1	10	-	10
12 済生会松阪総合病院	7	7	6	7	0	-	7	7	9	9	7	2	9	-	9
13 松阪市民病院	6	6	3	6	0	-	6	6	10	10	6	4	10	-	10
14 伊勢赤十字病院	12	14	16	16	0	-	16	15	18	18	16	2	18	-	18
15 県立志摩病院	2	3	3	3	0	-	3	3	3	3	3		3	-	3
合計	117	128	126	135	72	11	【A'】 146	-	156	156	140	16	156	4	160
補足説明等 ※施行通知：「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」							【B】 県基礎数 139	A'がB(基礎数)より多ければAを調整する。 ($=A \times B / A'$ 。端数四捨五入)				病院の希望数になるよう配分		Fが20人以上になる場合は、各診療科2人計4人を加算する。(施行通知5(1)ア(カ))	国が示した本県の上限 172

- ◇三重県の募集定員配分上限数 (内訳)
- ①基本となる数 120
 - ②地域枠 41
 - ③地理的条件等による加算 19
 - ④激変緩和 ▲ 8

* 県基礎数
①+③= 139

令和 3 年度
第 3 回三重県地域医療対策協議会
令和 4 年 3 月 1 6 日

「第 7 次三重県医療計画」 (へき地医療対策) に係る実績評価について

第 7 次三重県医療計画 評価表【へき地医療対策】（案）

数値目標の状況

項目	策定時	目標	1 年後	2 年後	3 年後	4 年後	5 年後	6 年後
へき地診療所等からの代診医派遣依頼応需率	100%	100%	100%	100%	100%	(100%)		
へき地診療所に勤務する常勤医師数	16 人	17 人	16 人	16 人	17 人	(17 人)		
三重県地域医療研修センター研修医受入数 (累計数)	259 人	469 人	268 人	282 人	302 人	(325 人)		

※括弧内の数字は年度途中の暫定的な値です。

これまでの取組概要と今後の課題

取組方向 1：へき地等の医療提供体制の維持・確保

- ・へき地診療所の代診医の派遣について、へき地医療支援機構の調整のもとに実施した派遣の令和 3 年度実績は、12 月末時点で応需率 100%となっています。調整が難航するケースも見られることから、要請日から派遣日までの期間が短い場合や要請が短期間に集中した場合にも対応できるよう、さらに積極的に代診医派遣を要請する必要が生じています。
- ・へき地医療拠点病院がへき地診療所等への支援のために、独自に医師派遣等の取組を実施（県立一志病院から津市家庭医療クリニック及び津市国民健康保険竹原診療所へ、紀南病院から紀和診療所へそれぞれ医師を派遣）しており、これらを含めた令和 3 年度の実績（令和 3 年 12 月末時点）は、355 件となっています。
- ・へき地医療拠点病院が実施する無医地区等への巡回診療については、紀南病院から紀宝町の浅里地区へ隔週 1 回、神川・育生地区へ毎週 1 回、県立志摩病院から志摩市の和具（間崎）地区へ隔週 1 回、県立一志病院（津市家庭医療クリニック）から津市の伊勢地地区へ毎週 1 回の運用となっています。その他にも、熊野市立紀和診療所から熊野市内 5 地区へ隔週 1 回、町立南伊勢病院から南伊勢町の古和浦地区へ隔週 1 回で巡回診療を行っています。
- ・へき地診療所の施設・設備について、令和 3 年度は 1 箇所に医療施設整備を支援し、4 箇所に医療機器整備を支援しています。また、運営費については、8 箇所に対し支援を行う見込みです。
- ・医師不足地域等で勤務する医師の負担軽減や診療支援を図るため、WEB 会議システムや画像転送システム等、ICT を活用した医療機関の医療情報連携を可能とする機器の整備を支援しました。

- ・ドクターヘリは、東紀州地域をはじめとする県内全域の三次救急医療体制の充実・強化につながっており、令和3(2021)年度は、12月末現在で救急出動として191件(うち東紀州地域:41件)、病院間搬送として27件(うち東紀州地域:11件)出動しました。また、三重県、奈良県、和歌山県の三県で締結した相互応援協定による運航を安全かつ円滑に実施するため、三県フライトスタッフ会議を開催しました。
- ・郡市歯科医師会及び地域口腔ケアステーションに協力する歯科医療機関に対し、在宅歯科医療機器の整備費補助や貸し出しなど、へき地を含む地域の在宅訪問歯科診療の取組を支援しました。また、鳥羽市立神島保育所において、歯科疾患の予防に関する講話や歯みがき指導、歯科の視点からの食育に関する指導を行いました。
- ・将来的なへき地診療所の運営維持・確保のため、鳥羽市において、複数医師による医療チームで複数診療所を管理するグループ診療の体制整備が進められ、令和2年度に導入された離島4島にある診療所と本土の3診療所のクラウド型電子カルテと遠隔診療支援システムを用いた取組が引き続き行われています。
- ・大台町、多気町、明和町、度会町、大紀町および紀北町で構成する「三重県広域連携スーパーシティ推進協議会」の取組として、大台町の報徳診療所において健康測定器具を搭載した車両を用いて看護師等が患者の自宅近くまで出向き、診療所にいる医師がオンライン診療を行う実証実験が行われました。

取組方向2：へき地医療を担う医師・看護師等の育成・確保

- ・自治医科大学義務年限内医師及び三重県医師キャリアサポート制度活用医師をへき地医療機関に派遣・配置(令和3年度6医療機関内科へ計18名)しました。
- ・三重県ナースセンターにおいて、離職した看護職員の再就業のための情報提供や就業斡旋を行い、ナースバンク事業の求職者数延べ6,339名中延べ362名(令和3年12月末現在)の就業者を得て、看護職員の復職につながりました。また、看護職員として再就業を希望する潜在看護師等を対象にした復職研修を実施し、21名のうち8名(令和3年12月末現在)が復職しました。さらに県内の医療機関等における、離職、退職者等の潜在看護職員の情報を積極的に収集しました。また、平成27年10月に施行された免許保持者の届出制度の周知を図り、これまでに2,605名(令和3年12月末現在)の届出が行われました。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、「みえ地域医療オンラインセミナー」と題し、県内の医療従事者を対象とする高校生を対象に、紀南病院のオンライン病院訪問や看護師などの医療従事者へのインタビュー等をWEB会議システムを用いて行いました。県内私立・公立合わせて328名の高校生の参加がありました。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、高校生を対象とした1日看護体験を休止し、オンライン進路相談会の実施や(8校、合計162名参加)、看護についての関心を高め理解を深めるための「みえ看護フェスタ」の特設サイトの開設などの取組を通じて、地域医療をめざす中高生への動機づけの機会提供を行いました。
- ・三重大学医学生を対象とした全市町での保健教育活動や地域卒学生を対象とした県や市町

の訪問、また、三重県医師修学資金貸与学生や地域卒学生等を対象とした地域医療体験実習等を通じて、学生のへき地医療等への関心を深める機会としました。三重県地域医療講義では、三重大学医学部医学科1年生全員を対象に実施した受講者へのアンケートの結果、「実際の現場の話が聞けてよかった」「地域医療のイメージがつかめた」など、9割を超える回答者から満足を得られたとする評価を受けました。

- ・へき地等地域医療に従事する医師の育成に向けて、平成21年4月に紀南病院に設置した三重県地域医療研修センターにおいて、研修医等を対象に無医地区への巡回診療や往診など実践的な地域医療研修を提供し、令和3年度は23名を受け入れ、開設時からの受け入れ累計数は325名となりました。また、三重県へき地医療支援機構の取組として、「へき地医療オンライン研修会」（13名参加）を開催しました。
- ・医師無料職業紹介事業の活用等により、へき地に勤務する医師の確保に取り組みました。また、バディホスピタルシステムを利用して、伊勢赤十字病院から尾鷲総合病院へ常勤医師を派遣する診療支援を継続しています。
- ・労働者派遣にかかる法令の改正により、へき地への看護師等の派遣が可能となったことから、国の通知に基づき、派遣される看護師等を対象に、へき地の医療機関において円滑に業務を行うための知識や地域の状況等についての事前研修を行う必要があります。

令和4年度取組方向

取組方向1：へき地等の医療提供体制の維持・確保

- ・へき地医療機関の医師不足に加え、へき地医療拠点病院からへき地医療機関への代診医派遣の調整が難航するケースが生ずるほか、へき地に所在するへき地医療拠点病院からの巡回診療等の継続についても厳しい状況となっていることから、必須事業（主要3事業に遠隔医療による支援を加えた4事業）のいずれの実施もなかったへき地医療拠点病院の状況を確認し、へき地医療拠点病院の主要3事業（へき地への巡回診療、へき地診療所等への医師派遣および代診医派遣）の実績の向上と平準化に向けた連携強化を図ります。
- ・へき地診療所等の後方支援体制の確保や住民に対する医療提供体制の充実を図るため、今後も引き続き医療機器の更新など、へき地診療所等の設備整備への支援を行います。
- ・ドクターヘリについて、へき地等においても効果的に活用するため、引き続き、安全かつ円滑な運航体制の強化を図ります。
- ・引き続き、へき地での在宅訪問歯科診療の充実をめざして、歯科医療関係者への在宅歯科診療研修、在宅歯科診療機器整備及び貸し出し、へき地住民に対する歯科保健指導を行います。
- ・将来的なへき地診療所の運営維持・確保のため、鳥羽市で行われている地域医療を点から面で支えるグループ診療の取組や、大台町で実証実験が行われた多目的車両を用いたオンライン診療の取組等、へき地における効果的な医療提供のため、ICTを活用した実践的な取組を今後も注視していきます。

取組方向2：へき地医療を担う医師・看護師等の育成・確保

- ・自治医科大学義務年限内医師及び三重県医師キャリアサポート制度活用医師をへき地医療機関に派遣・配置するとともに、義務年限終了後のキャリアサポート制度の利用促進を図ります。
- ・へき地医療を担う医師や看護師等を確保するため、へき地医療に対する不安を払拭する必要があることから、医師や看護師等を志す医学生・看護学生・中高校生を対象にした「みえ地域医療メディカルスクール」を継続して開催し、地域で活躍する医師や看護師等との交流を通じて、へき地医療の魅力に触れる機会を提供し、地域医療への啓発を行います。
- ・へき地医療を担う看護師等の育成確保のため、今後も引き続き三重県ナースセンターや看護協会などの関係機関と連携して看護職員の復職を支援し、就業に結びつけるための情報提供の充実や就業支援の取組を進めます。また、進路相談会、出前授業や「みえ看護フェスタ」等の取組を通じて、地域医療をめざす中高校生への動機づけの機会提供を行ってまいります。
- ・医学生を対象に、へき地医療体験実習・へき地医療研修会や三重県地域医療講義などを通じ、継続して地域医療教育の充実を図り、今後も三重大学医学部医学・看護学教育センターなど関係機関と連携して地域医療の担い手の育成を進めます。
- ・三重県地域医療研修センターにおいて、地域医療の担い手の確保・定着に向けて、今後もより多くの研修医を受け入れるとともに、研修医のニーズに応じた効果的な研修を行っていくため、県内へき地・離島の医療機関とより一層の連携を図ります。
- ・医師無料職業紹介事業等の取組を通じて、へき地医療機関に従事する医師の確保に努めます。
- ・労働者派遣制度に基づき、へき地の医療機関に派遣された看護師等が円滑に業務を行えるよう、必要に応じて事前研修を実施します。

資料 6

令和3年度第3回
三重県地域医療対策協議会
令和4年3月16日

キャリア形成プログラム運用指針の改正について

キャリア形成プログラム運用指針の改正について

令和3年度 都道府県担当者向け説明会

厚生労働省 医政局地域医療計画課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

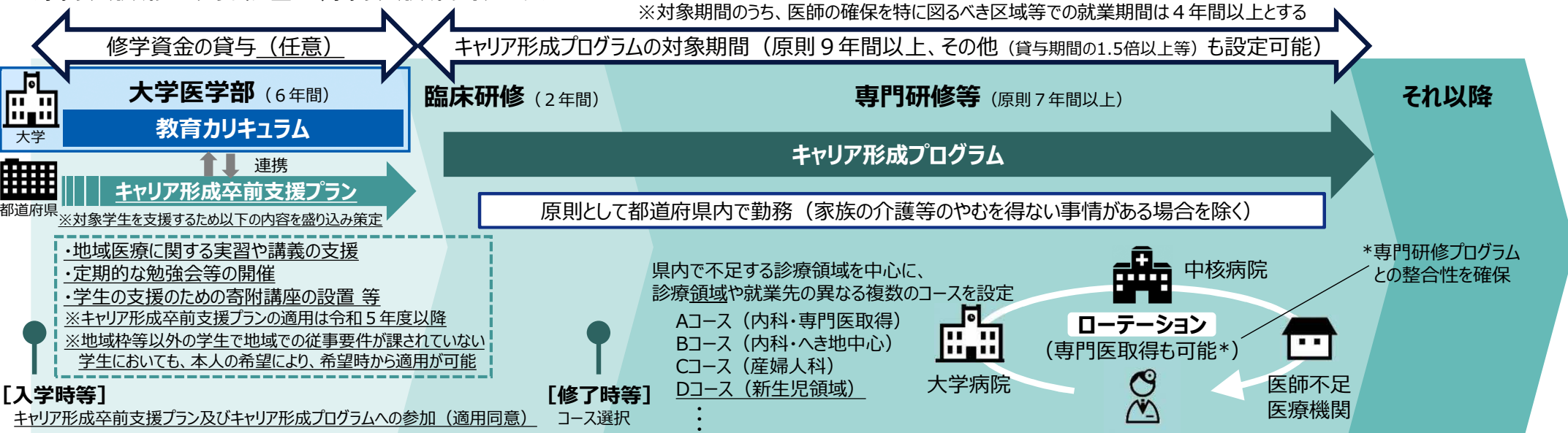
キャリア形成プログラムについて（改正の内容）

※改正箇所は下線

都道府県は、地域医療対策協議会において協議が調った事項に基づき、「医師不足地域における医師の確保」と「医師不足地域に派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保」の両立を目的とするキャリア形成プログラムを策定することとされている

※医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成30年法律第79号)により地域医療支援事務として医療法に明記。キャリア形成プログラムの詳細については、医療法施行規則(省令)及びキャリア形成プログラム運用指針(通知)に規定

<キャリア形成プログラムに基づくキャリア形成のイメージ>



<キャリア形成プログラムの対象者>

- ・ 地域枠を卒業した医師
- ・ 地域での従事要件がある地元出身者枠を卒業した医師
- ・ 自治医科大学卒業医師（平成30年度入学者までは任意適用）
- ・ その他プログラムの適用を希望する医師

※キャリア形成プログラムの適用に同意した学生に対しては、修学資金の貸与に地域医療介護総合確保基金の活用が可能

<キャリア形成プログラムに基づく医師派遣>

大学等による医師派遣との整合性を確保するため、地域医療対策協議会で派遣計画案を協議

※地域医療構想における機能分化・連携の方針との整合性を確保する

※理由なく公立・公的医療機関に偏らないようにする

※都道府県は、医師偏在対策と対象医師のキャリア形成の両立を円滑に推進するため、各地域の医師偏在の状況や対象医師の希望を勘案しつつ、就業先について、大学等の専門医の研修プログラム責任者等との調整を行うとともに、対象学生の支援を行う人材（キャリアコーディネーター）を配置する

※都道府県は、対象医師から満足度等も含む意見聴取を定期的実施し、勤務環境改善・負担軽減を図る

対象者の地域定着促進のための方策

<対象者の納得感の向上と主体的なキャリア形成の支援>

- ・ 都道府県は、対象者の希望に対応したプログラムとなるよう努め、診療科や就業先の異なる複数のコースを設定する
- ・ 都道府県は、コースの設定・見直しに当たって、対象者からの意見を聴き、その内容を公表し反映するよう努める
- ・ 出産、育児等のライフイベントや、大学院進学・海外留学等の希望に配慮するため、プログラムの一時中断を可能とする（中断可能事由は都道府県が設定）

<プログラム満了前の離脱の防止>

- ・ キャリア形成プログラムは都道府県と対象者との契約関係であり、対象者は満了するよう真摯に努力しなければならないことを通知で明示
- ・ 一時中断中は、中断事由が継続していることを定期的な面談等により確認（中断事由が虚偽の場合は、契約違反となる）
- ・ 都道府県は、キャリア形成プログラムを満了することを、修学資金の返還免除要件とする（家族の介護等のやむを得ない事情がある場合を除く）

「キャリア形成プログラム運用指針」の一部改正について

医師偏在対策の更なる推進のため、令和3年12月1日付で「キャリア形成プログラム運用指針」の一部を改正し、具体的には以下の項目を追加した。

→矢印部分は三重県の検討案

1. キャリアコーディネーターの配置

都道府県は、医師偏在対策と地域枠医師等のキャリア形成の両立を円滑に推進するため、派遣先について対象医師と大学等の専門医の研修プログラム責任者等との調整を行うとともに、対象学生の支援を行う人材（キャリアコーディネーター）を配置する



→1 地域医療支援センター（三重大学）専任医師を位置づけたい

3. キャリア形成プログラムの充実

キャリア形成プログラムの更なる充実に向けて、都道府県は、地域枠医師等の意見を参考に、研修環境の整備や勤務負担の軽減に努めるものとし、就業開始後も、満足度等を含む意見聴取を定期的



に実施する

→3 今後具体的な対応を検討する

2. 修学資金貸与対象者の明確化（確保基金）

地域医療に従事する医師を増加させるため、別枠で選抜された地域枠の学生だけでなく、それ以外の学生においても、本人の希望により卒業後にキャリア形成プログラムを適用する場合は、都道府県が行う修学資金の貸与に対し、地域医療介護総合確保基金の活用を可能とする



→2 一般枠の貸与者にも基金を活用する

4. キャリア形成卒前支援プランの策定

地域医療に従事することを希望する者が、学生・臨床研修の期間を通じてその意思を継続することができるよう、都道府県は、「キャリア形成卒前支援プラン」を策定し、学生の地域医療マインド涵養のために、地域医療に関する実習や講義の支援等を行う



※キャリア形成卒前支援プランの適用は令和5年度以降

→4 三重大学と協議（既存の取組の位置づけを検討）

今後の考え方

キャリア形成プログラムの課題に対し、以下のような方針で考えてはどうか。

- 〔1〕 地域医療に従事する学生・医師を増加させる。 ・ ・ 課題（1）（2）（4）に対応
 - ・ 地域枠ではない学生（一般入試の学生）に対しても、医療機関の所在地域の魅力を伝えるなど、地域に愛着を持てるようにする。
 - ・ 都道府県や大学医学部の取り組みに対する効果的な支援を検討する。
- 〔2〕 地域医療に従事する意識を涵養し、醸成させる。 ・ ・ ・ 課題（3）に対応
 - ・ 地域医療に従事することを希望する者が、学生・臨床研修の期間を通じて、その意志を継続できるような支援を検討する。
- 〔3〕 地域医療の従事と医師としての研鑽を両立させる。 ・ ・ ・ 課題（5）に対応
 - ・ 専門医取得に必要な経験、技術を得ることが可能なキャリア形成プログラムを策定するなど、医師としての研鑽を図ることができるようにする。
 - ・ 地域枠学生の修学環境支援や地域枠医師の勤務環境支援を行う。
- 〔4〕 上記に関する都道府県の取り組みを支援する。
 - ・ 各都道府県の取組事例を共有するなどの技術的支援を行う。
 - ・ その他、上記の取り組みを進めるための様々な支援を検討する。

対応案

- ① 今後の医師需給分科会において、地域医療に従事する意識の涵養・醸成や、地域医療の従事と医師としての研鑽の両立などの取り組みを実施している都道府県より、具体的な取組事例を公表してもらおう。
- ② 併せて、都道府県や大学医学部の取り組みを進めるための様々な支援を検討する。

【参考】地域枠学生等の地域定着のための取組（長崎県の事例）

医療従事者の需給に関する検討会 第36回 医師需給分科会 令和2年11月18日 資料3

①夏季ワークショップの開催

医学修学生を対象に、離島の保健医療に対する認識を深めることを目的として、昭和53年から実施している。

<主な活動内容>

・地域の施設見学 ・地域住民との意見交換 ・先輩医師との意見交換等

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
学生参加数（人）	31	31	44	57	59	80（見込）
開催地	壱岐市	五島市	新上五島町	対馬市	壱岐市	新上五島町



②医学修学生冬季研修会の実施

医学修学生1～5年生を対象に、離島勤務における不安を払拭すること等を目的として、養成医等の講演や意見交換を実施している。

年度	H26	H27	H28	H29	H30
学生参加数（人）	20	13	29	39	36



③離島病院等見学の実施

医学修学生3～6年生を対象に、将来勤務する病院等を見学し、ミスマッチ防止を図る目的で、県養成医が勤務する離島病院等の見学を実施している。

年度	H28	H29	H30
助成数（人）	13	18	16

④養成医との面談の実施

卒業後、県及びながさき医療人材支援センターが、離島の病院で勤務を開始した養成医と面談を実施し、離島での定着勤務を行う上での課題整理等を行い、定着に向けた施策に反映させる取組を行っている。

⑤大学のカリキュラムとの連携

川崎医科大学においては、地域枠学生に対して、卒業後に地域医療に貢献する医師となるための高い意識を持つことを目的とした、「地域医療を考える」という科目を必修としており、ながさき医療人材支援センターの医師を講師として派遣し、授業を行っている。

長崎大学においては、医学部5年生全員を対象とした離島での臨床実習（1週間離島に滞在しての実習）を必修としている。また、地域枠学生に対しては、他の学生よりも多くの地域医療教育の機会を設けるために、授業の一環として、医学部1年生～3年生に対し長崎県五島市において、地域包括医療に関する2泊3日の集中セミナー（離島ゼミ）を行い、意識向上を図っている。

資料 7

令和3年度第3回
三重県地域医療対策協議会
令和4年3月16日

医師少数区域経験認定医制度について

医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号）の概要

改正の趣旨

地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するため、都道府県の医療計画における医師の確保に関する事項の策定、臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の決定権限の都道府県への移譲等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 医師少数区域等で勤務した医師を評価する制度の創設【医療法】

医師少数区域等における一定期間の勤務経験を通じた地域医療への知見を有する医師を厚生労働大臣が評価・認定する制度の創設や、当該認定を受けた医師を一定の病院の管理者として評価する仕組みの創設

2. 都道府県における医師確保対策の実施体制の強化【医療法】

都道府県においてPDCAサイクルに基づく実効的な医師確保対策を進めるための「医師確保計画」の策定、都道府県と大学、医師会等が必ず連携すること等を目的とした「地域医療対策協議会」の機能強化、効果的な医師の配置調整等のための地域医療支援事務の見直し 等

3. 医師養成過程を通じた医師確保対策の充実【医師法、医療法】

医師確保計画との整合性の確保の観点から医師養成過程を次のとおり見直し、各過程における医師確保対策を充実

- ・ 医学部：都道府県知事から大学に対する地域枠・地元出身入学者枠の設定・拡充の要請権限の創設
 - ・ 臨床研修：臨床研修病院の指定、研修医の募集定員の設定権限の国から都道府県への移譲
 - ・ 専門研修：国から日本専門医機構等に対し、必要な研修機会を確保するよう要請する権限の創設
- 都道府県の意見を聴いた上で、国から日本専門医機構等に対し、地域医療の観点から必要な措置の実施を意見する仕組みの創設 等

4. 地域の外来医療機能の偏在・不足等への対応【医療法】

外来医療機能の偏在・不足等の情報を可視化するため、二次医療圏を基本とする区域ごとに外来医療関係者による協議の場を設け、夜間救急体制の連携構築など地域における外来医療機関間の機能分化・連携の方針と併せて協議・公表する仕組みの創設

5. その他【医療法等】

- ・ 地域医療構想の達成を図るための、医療機関の開設や増床に係る都道府県知事の権限の追加
- ・ 健康保険法等について所要の規定の整備 等

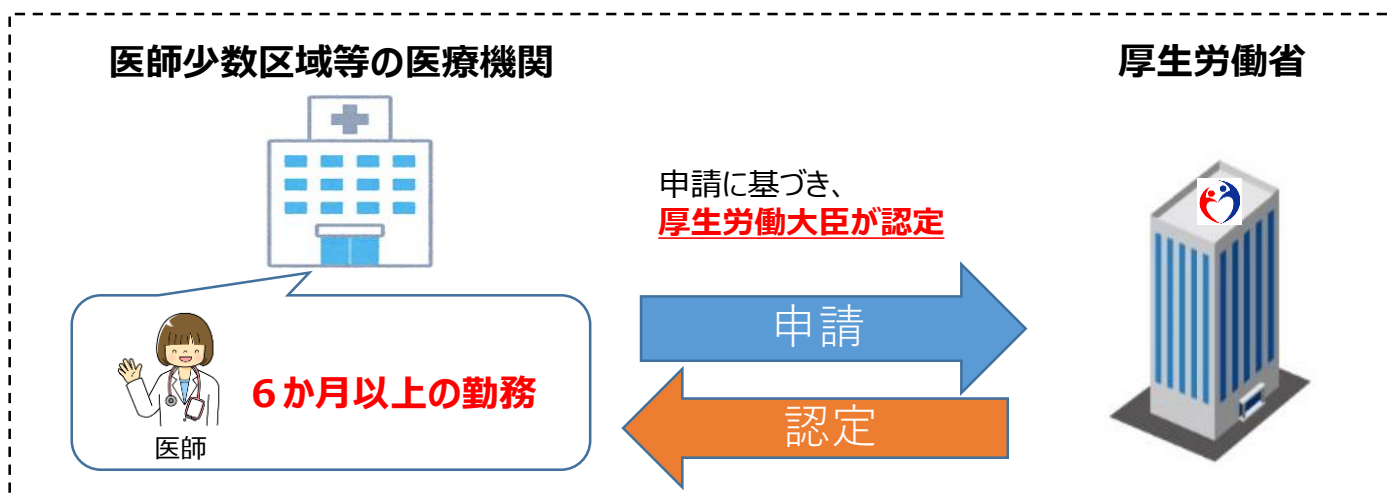
施行期日

2019年4月1日。（ただし、2のうち地域医療対策協議会及び地域医療支援事務に係る事項、3のうち専門研修に係る事項並びに5の事項は公布日、1の事項及び3のうち臨床研修に係る事項は2020年4月1日から施行。）

医療法第5条の2に基づく 医師少数区域経験認定医師制度のご案内

■ 認定について

医師少数区域等（※）に所在する病院又は診療所における医師の勤務を促進することを目的に、医療法第5条の2に基づき、当該病院等で**6か月以上勤務**し、診療や保健指導等に従事した医師を**厚生労働大臣が認定**します。



■ 認定を受けた場合

認定を受けた医師、当該医師が所属する医療機関は以下の制度が適用できます。

① **管理者の資格**：地域医療支援病院の管理者

医療法第5条の2に基づく認定を受けた場合、地域医療支援病院の管理者となることができます。（2020年度以降に臨床研修を開始した医師が管理者となる場合）

② **補助金**：医師少数区域等で勤務を継続するためのスキルアップ支援

医師少数区域等で診療を行う認定医師のスキルアップを目的とした研修費等について、国の補助を受けることができます。

③ **優遇融資**：医師少数区域等における診療所等の開設に係る融資条件の優遇

認定医師が、医師少数区域等において、診療所等を開設する際、建築資金等の融資条件の優遇融資が受けられます。

<照会先（制度）>

厚生労働省医政局地域医療計画課 医師確保等地域医療対策室

電話番号 03-5253-1111（内線4120）

メールアドレス ishi-kakuho@mhlw.go.jp

厚生労働省ホームページ（医師確保対策）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kinkyu/index.html

<照会先（認定の申請、補助金、優遇融資）>

認定の申請、認定後の補助金及び優遇融資の各照会先は裏面をご確認ください。



認定制度の詳細及び各種照会先

<認定制度の詳細>

■ 認定の要件

医師少数区域等に所在する病院又は診療所で6か月以上勤務し、かつ、当該病院等において次の業務を全て行ったことがある医師を認定します。

- ① 個々の患者の生活状況を考慮し、幅広い病態に対応する継続的な診療や保健指導（患者の専門的な医療機関への受診の必要性の判断を含む。）
[地域の患者への継続的な診療、診療時間外の患者の急変時の対応、在宅医療 等]
- ② 他の医療機関や、介護・福祉事業者等との連携
[地域ケア会議や他の医療機関又は介護・福祉事業者が加わる退院カンファレンス等への参加 等]
- ③ 地域住民に対する健康診査や保健指導等の地域保健活動 [健康診断や予防接種等の実施 等]

<医師少数区域等における6か月以上※1の勤務※2とは>

※1 医師免許取得後9年以上経過していない場合は、原則として連続した勤務（妊娠・出産等による中断は可）とするが、9年以上経過した場合は、断続的な勤務の積算も可。

※2 認定の対象となるのは、2020年度以降の勤務とする。（臨床研修中の期間を除く。）

■ 申請内容

- 勤務した医療機関名と所在地
- 勤務した期間
- 業務内容 等

<各種照会先>

■ 認定の申請 ※認定の申請をする医師の住所地の都道府県を管轄する地方厚生（支）局

地方厚生（支）局	電話番号	ホームページ	管轄地域
北海道厚生局	011-709-2311	https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/hokkaido/jji/ishinintei_00001.html	北海道
東北厚生局	022-726-9263	https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/newpage_00188.html	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東信越厚生局	048-740-0754	https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/shinsei/jji/newpage_00283.html	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
東海北陸厚生局	052-971-8836	https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihoukuryu/gyomu/bu_ka/jji/newpage_00309.html	富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿厚生局	06-6942-2492	https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinkei/newpage_00262.html	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国厚生局	082-223-8204	https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/shinsei/jji/ishi_shousuukui_nintei_00002.html	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国厚生支局	087-851-9566	https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku/shinsei/kenko_fukushi/ninteishi_00001.html	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州厚生局	092-472-2366	https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/jji/minority_areas.html	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

■ 認定後の医療機関向けの補助金 ※医療機関の所在地の都道府県

照会先等

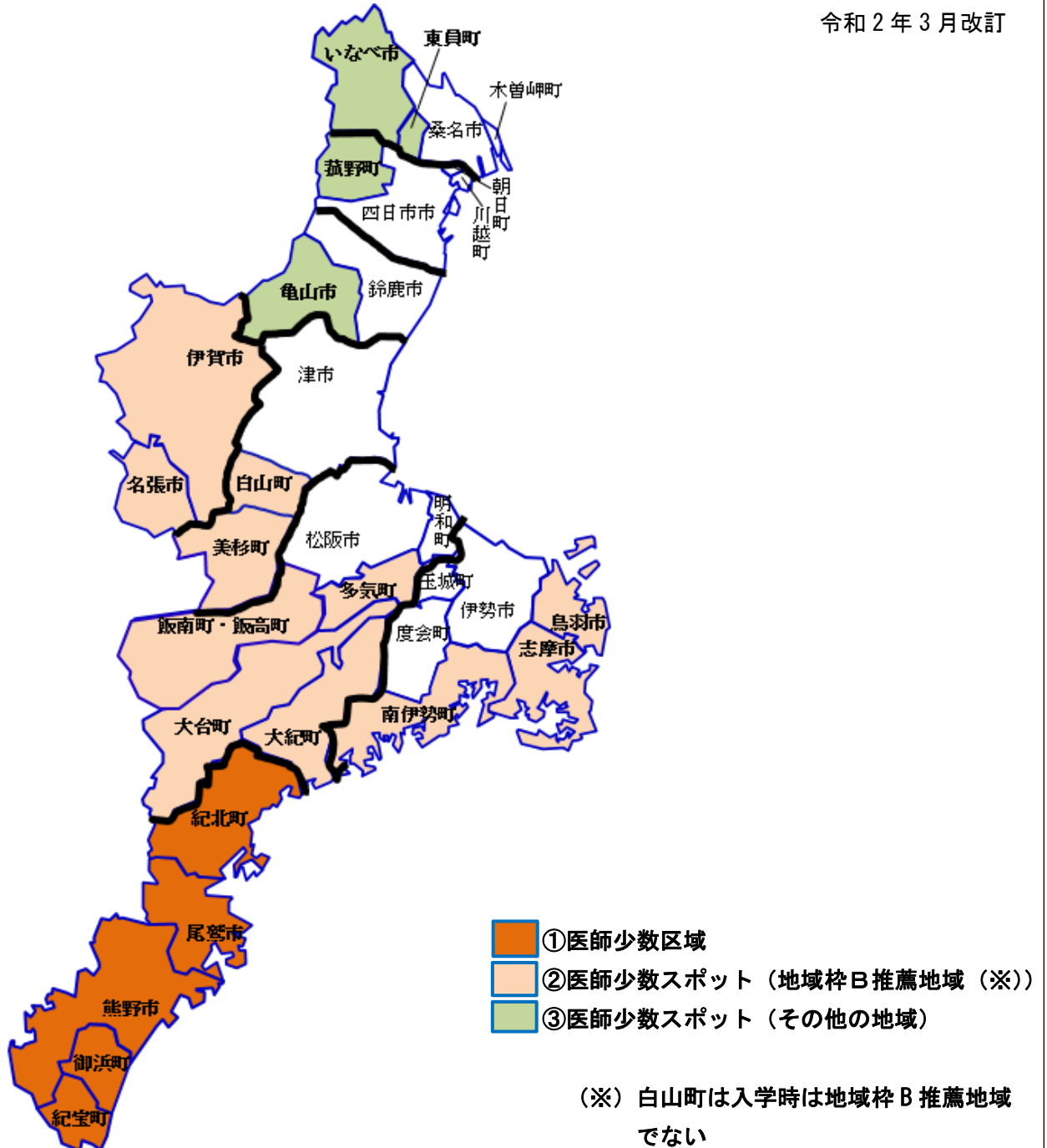
所在地である都道府県庁の健康福祉担当課に、「認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業」について、お問合せください。

■ 認定後の医師向けの優遇融資

(独) 福祉医療機構	電話番号	ホームページ	地域
本部（東京）	03-3438-9937	https://www.wam.go.jp/hp/kakuju/	開設地が東日本の方
大阪支店	06-6252-0219		開設地が西日本の方

三重県医師確保計画に定める医師少数区域及び医師少数スポット

令和2年3月改訂



○ 医師少数区域等（市町名）

①医師少数区域

・ 紀北町・尾鷲市・熊野市・御浜町・紀宝町

②医師少数スポット（地域枠B推薦地域）

・ 津市（白山町（※）、美杉町）・伊賀市・名張市
・ 松阪市（飯南町、飯高町）・多気町・大台町・大紀町
・ 鳥羽市・志摩市・南伊勢町

（※） 入学時は地域枠B推薦地域でない

③医師少数スポット（その他の地域）

・ いなべ市・東員町・菰野町・亀山市

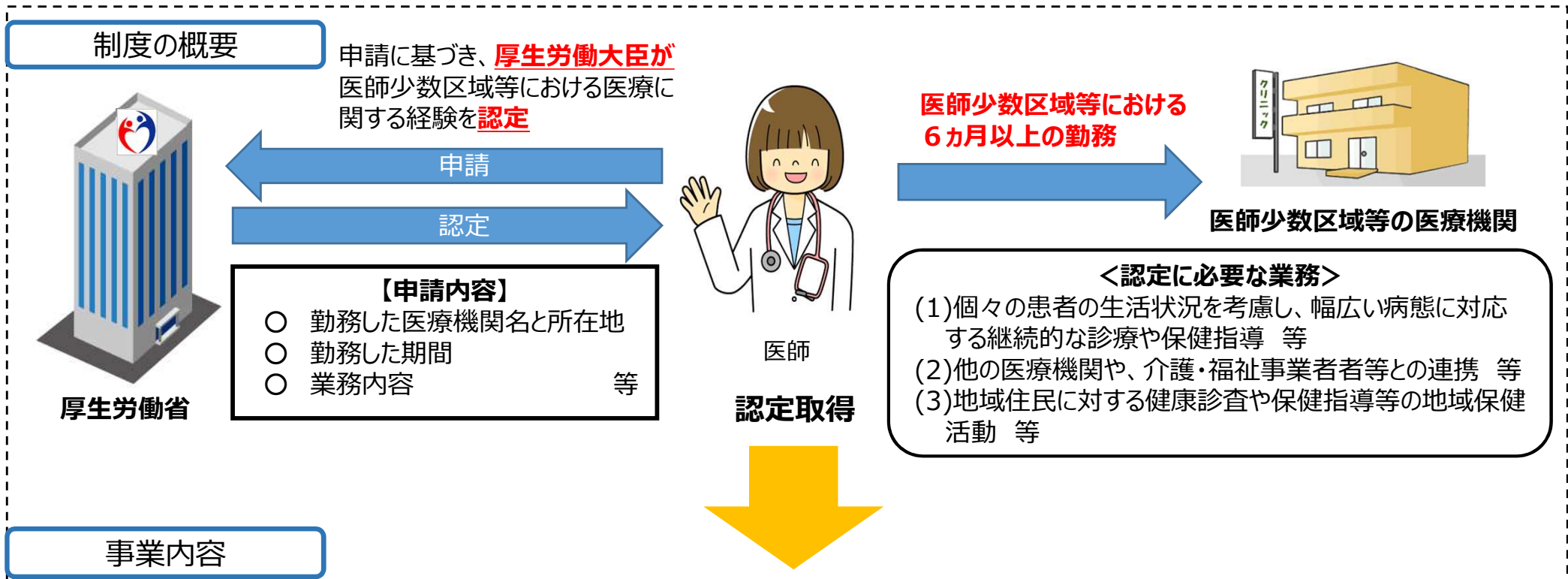
三重県内の地域医療支援病院一覧

令和3年12月1日現在

番号	二次医療圏	病院の名称	所在地	承認年月日
1	北勢	市立四日市病院	四日市市	平成24年6月1日
2	北勢	四日市羽津医療センター	四日市市	平成24年6月1日
3	北勢	県立総合医療センター	四日市市	平成25年6月1日
4	北勢	厚生連鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市	平成16年3月8日
5	北勢	鈴鹿回生病院	鈴鹿市	平成29年11月1日
6	北勢	桑名市総合医療センター	桑名市	令和2年9月1日
7	中勢伊賀	三重中央医療センター	津市	平成22年8月26日
8	中勢伊賀	名張市立病院	名張市	平成24年6月1日
9	中勢伊賀	岡波総合病院	伊賀市	平成26年8月1日
10	中勢伊賀	上野総合市民病院	伊賀市	平成28年10月1日
11	南勢志摩	厚生連松阪中央総合病院	松阪市	平成16年3月8日
12	南勢志摩	済生会松阪総合病院	松阪市	平成21年7月14日
13	南勢志摩	伊勢赤十字病院	伊勢市	平成24年1月1日
14	南勢志摩	松阪市民病院	松阪市	平成26年8月1日
15	南勢志摩	市立伊勢総合病院	伊勢市	平成29年4月1日
16	南勢志摩	三重県立志摩病院	志摩市	平成29年11月1日
17	東紀州	紀南病院	御浜町	平成31年1月1日

認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業

- 医師少数区域等において一定期間勤務した医師を厚生労働大臣が認定する制度が令和2年4月に施行された。本制度が医師偏在の解消に資するよう、認定を取得した医師が医師少数区域等で診療を継続するための経済的支援を行う。



医師少数区域等で勤務する医師の質の向上等にかかる経済的支援

認定を取得した医師が医師少数区域等で診療を実施する際の医療レベルの向上や取得している資格等の維持に係る以下の経費について支援を行う。

- 医師少数区域等で必要な医療等を学ぶための研修の受講に必要な経費（研修受講料、旅費）
- 医師少数区域等で必要な医療等を学ぶための新たな専門書の購入に必要な経費（医学用図書購入費）
- 専門領域のレベル維持のために他病院等で実績を積むための経費（旅費）

医師少数区域等における 病院・診療所に係る優遇融資のお知らせ

医師少数区域等における勤務の促進のため、医師少数区域等に一定期間勤務し、その中で医師少数区域等における医療体制のために必要な業務を行ったとして厚生労働大臣に認定された医師が、医師少数区域等において、病院、診療所を開設する際の新築資金がご融資の対象となりました。

区 分		【 令和元年度までの融資条件 】	【 令和2年度以降の融資条件 】
対象 施設等	病院	<ul style="list-style-type: none"> ・病床の不足地域 ・地域の実情により、新設が特に必要と認められる場合 	左記に加えて、 <u>・医師少数区域等における医療体制のために必要な業務を行ったとして厚生労働大臣に認定された医師が、医師少数区域等において新設する病院又は診療所</u>
	診療所	<ul style="list-style-type: none"> ・診療所の不足地域 ・地域の実情により、新設が特に必要と認められる場合 ・在宅療養支援（歯科）診療所 ・かかりつけ医機能を有する診療所 	
融資率		70%	90%
貸付利率 (※)		0.5%	

※ 令和4年1月4日時点：償還期間20年 完全固定金利制度の場合
利率は、融資実行（金銭消費貸借契約）時の利率を適用します。

《融資相談をご希望のお客さまへ》
まずはご状況をお伺いいたしますので、下記の連絡先までお問い合わせ下さい！

●ご融資には担保・保証人（保証人不要制度あり）が必要です。
また、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

1
し
連
絡
先

●開設地が東日本(北海道～三重県)：東京本部
福祉医療貸付部 TEL 03-3438-9937
医療審査課 FAX 03-3438-0659

●開設地が西日本(福井県～鹿児島県)：大阪支店
大阪支店 TEL 06-6252-0219
医療審査課 FAX 06-6252-0240

独立行政法人 福祉医療機構ホームページアドレス <https://www.wam.go.jp/hp>

資料 8-1

令和 3 年度第 3 回
三重県地域医療対策協議会
令和 4 年 3 月 1 6 日

地域枠医師のキャリア支援（派遣調整）について

地域医療対策協議会運営指針（抜粋）

（最終改正 令和元年7月5日付け医政発0705第3号 厚生労働省医政局長通知）

3. 地域医療対策協議会の協議内容

（3）医師の派遣に関する事項

- ア 地域における医師の確保のためには、**地域医療対策協議会において医師の派遣調整を行うこと**により、都道府県内で医師が不足している地域における医療機関をはじめ、医師確保が必要な医療機関に適切に医師が派遣される必要がある。
- イ このため、**地域医療対策協議会において、都道府県内の各医療機関の診療科ごとに、医師を派遣する必要性を慎重に検討した上で、派遣期間及び人数を協議することとする。**ただし、個人情報保護の観点から、協議が調った事項として**公表する内容は、各医療機関の診療科ごとの派遣期間及び人数とする。**
- ウ 地域医療対策協議会において**派遣調整を行う対象となる医師**（以下「協議対象医師」という。）は、**地域枠医師**（大学医学部において、卒業後に一定期間、都道府県内で医師として就業する意思を有するものとして選抜され、その旨の契約を都道府県等と締結した医師）**を中心とした、キャリア形成プログラムの適用を受ける医師が基本となる。**



地域枠医師については、三重県地域医療対策協議会の方針として、キャリア形成プログラムの適用者だけでなく、非適用者を含めた**全ての地域枠医師（A,B,地域医療枠）**を対象として扱っている。

※非適用者は、医師修学資金の返還者、非貸与者、「県内勤務医コース（10年）」選択者が該当する

（公表例）

医療機関名	診療科	人数	勤務（予定）期間
〇〇〇〇病院	〇〇科	1名	〇〇年〇月～〇〇年〇月
△△△△病院	■ ■科	1名	〇〇年〇月～未定

地域枠医師のキャリア支援（派遣調整）について

本県の対応として、三重県地域医療支援センター（県・大学）において、地域枠医師の勤務実績・勤務計画のとりまとめを行っている

令和〇年度 地域枠医師の勤務実績・勤務計画表

臨床研修病院	医師不足地域の病院
--------	-----------

NO	卒業年度 (西暦)	氏名	地域枠 区分	出身市町 (Bのみ)	診療科	専門研修	修学資金 受給 ○：あり ×：なし	修学資金 勤務コース									備考
									2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	
1	2014	〇〇 〇〇	地域枠A		●●科	**病院**科専門研修	○	9年間	○○病院 (2015.4-2017.3)		○○病院 (2017.4-2018.3)	○○病院 (2018.4-2019.3)	○○病院 (2019.4-2021.3)	○○病院 (2021.4-2022.3)			
2	2015	●● ●●	地域枠B	鳥羽市	△△科	**病院**科専門研修	○	9年間		○○病院 (2016.4-2018.3)		○○病院 (2018.4-2019.3)	○○病院 (2019.4-2021.3)	○○病院 (2021.4-2022.3)			
3	2016	■■ ■■	地域医療枠		■■科	**病院**科専門研修	○	9年間			○○病院 (2017.4-2019.3)		○○病院 (2019.4-2021.3)	○○病院 (2021.4-2022.3)			
4																	
5																	

👉 地域枠医師（臨床研修を修了した卒後3年目以降の医師）・・・152名

地域枠医師のキャリア支援（派遣調整）について

○ 勤務年数別、勤務コース別の内訳

区分	学年 勤務年数	地域枠（医師修学資金の貸与を問わない）						
		地域枠 計	地域枠A	地域枠B	地域医療枠	勤務コース（医師3年目以降）		
						キャリア形成 プログラム （8・9年）	その他 （県内10年、返還、非 貸与）	計
学 生	1年生	35	24	6	5			
	2年生	36	23	6	7			
	3年生	34	25	5	4			
	4年生	34	26	4	4			
	5年生	38	27	5	6			
	6年生	31	22	5	4			
	計	208	147	31	30			
臨床研修医	臨床1年目	36	24	6	6			
	臨床2年目	33	21	5	7			
	計	69	45	11	13			
医 師	医師3年目	29	22	3	4	17	12	29
	医師4年目	35	26	6	3	18	17	35
	医師5年目	32	20	6	6	11	21	32
	医師6年目	34	24	5	5	13	21	34
	医師7年目	22	17	5		4	18	22
	計	152	109	25	18	63	89	152
合計		429	301	67	61	63	89	152

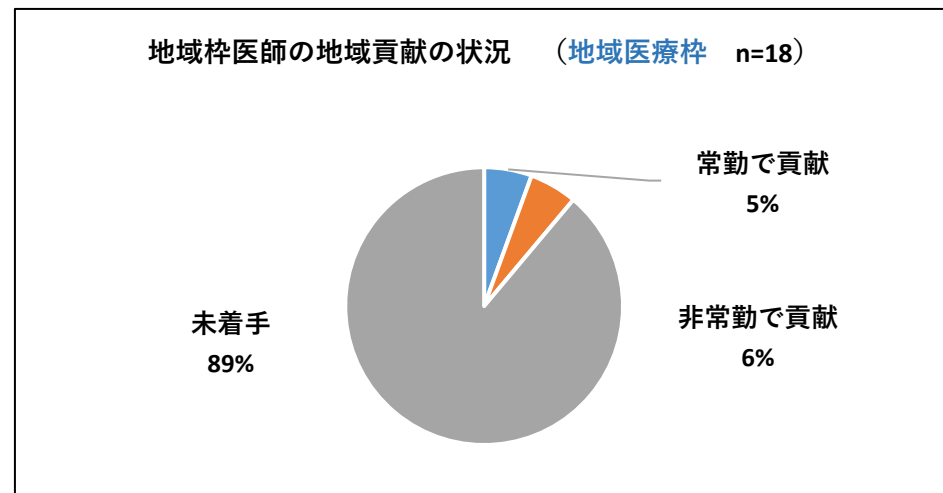
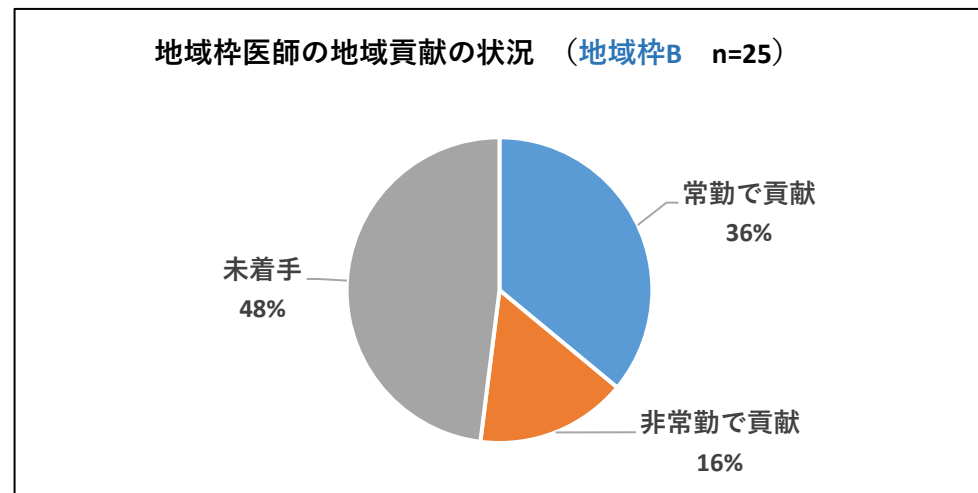
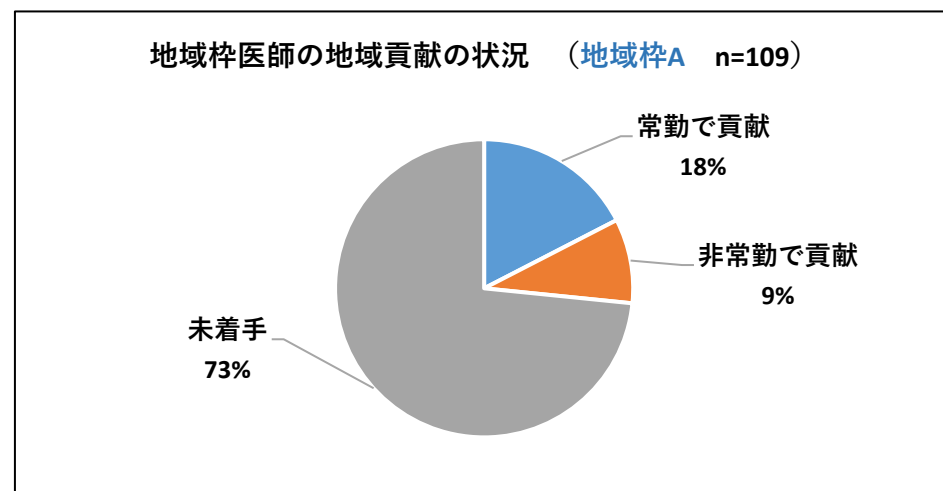
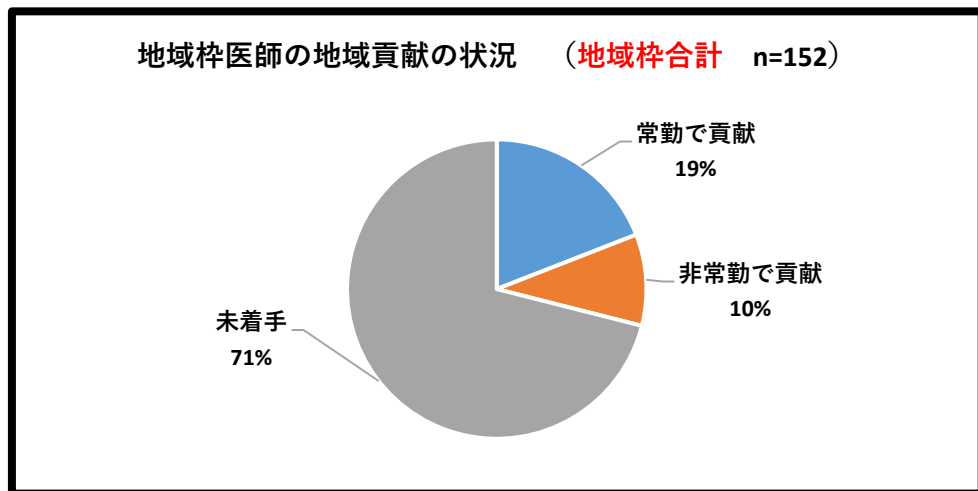
※ 派遣調整の対象はキャリア形成プログラム（8.9年）適用者となるが、三重県地域医療対策協議会の方針として、キャリア形成プログラムの適用者だけでなく、非適用者を含めた全ての地域枠医師（A,B,地域医療枠）を対象として扱っている。

地域枠医師の地域貢献の対象者※

地域枠医師の地域貢献の状況は、次ページ及び資料7参照

地域枠医師の医師少数区域等での勤務状況について（入学枠別）

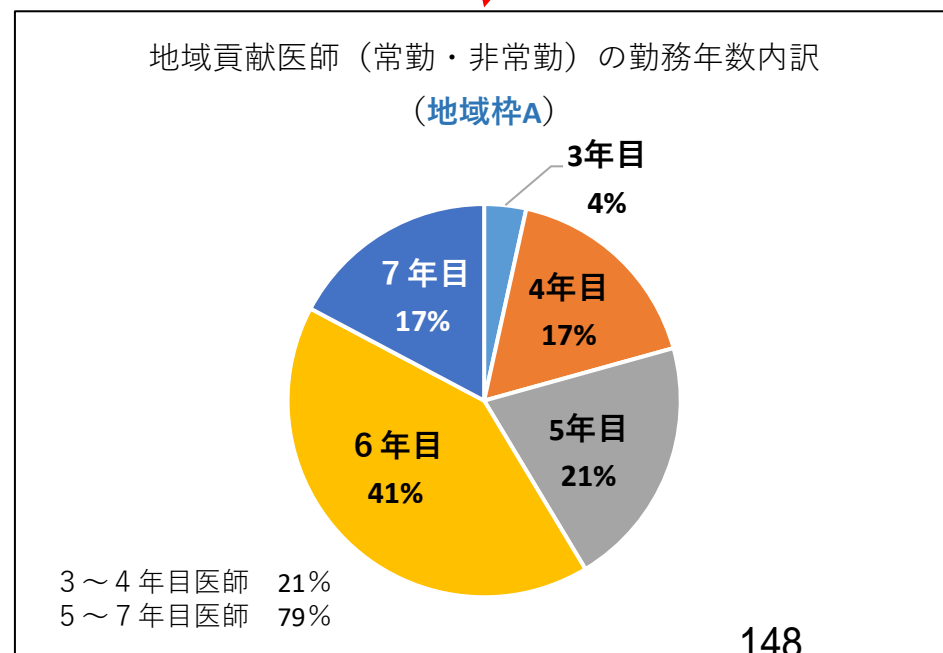
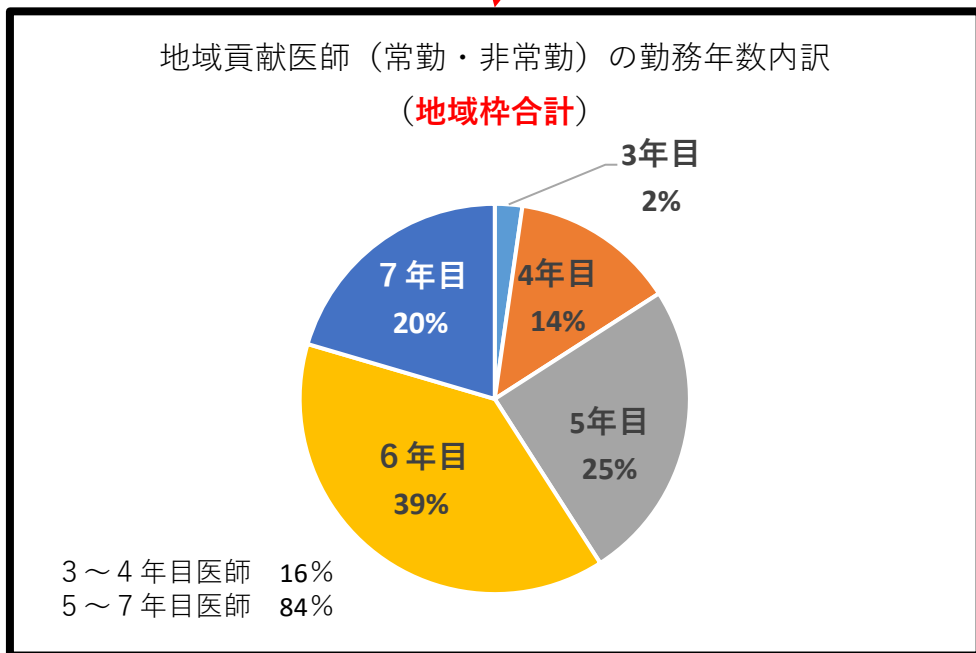
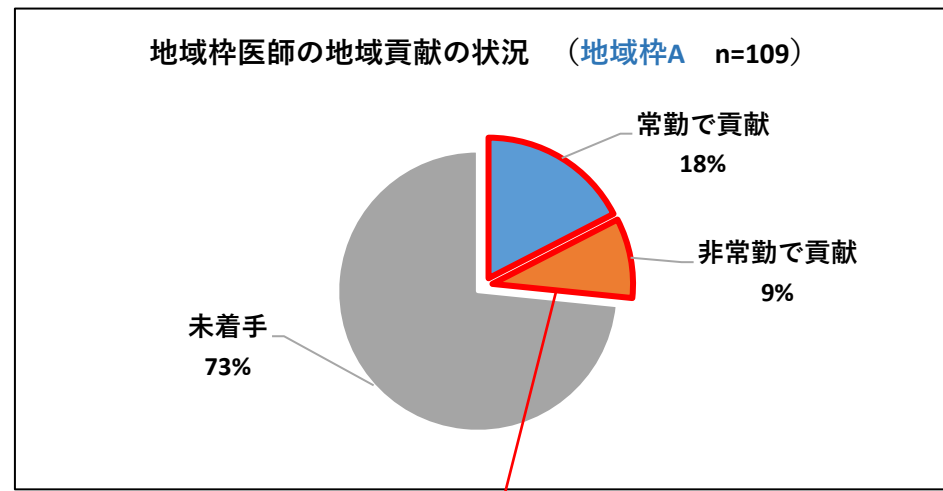
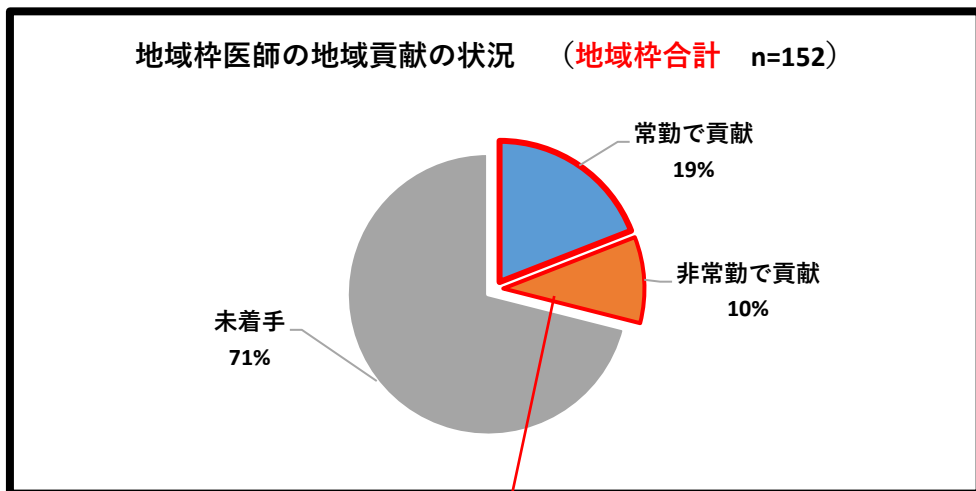
地域枠医師で地域貢献を開始した者の割合は、全体で約3割となっている



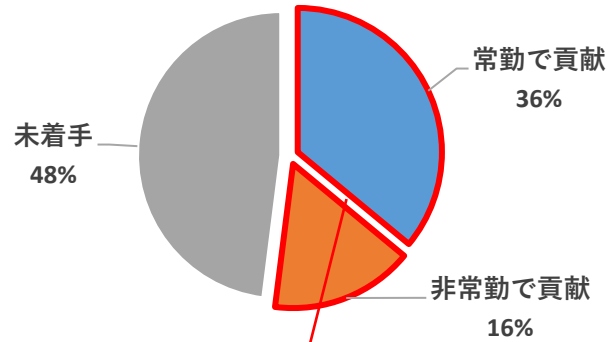
- ※ 臨床研修を修了した地域枠医師で、医師少数区域及び医師少数スポットにおいて地域貢献（勤務）を開始した人数（常勤・非常勤）
- ※ 令和4年1月現在の集計
- ※ 三重県医師修学資金の届出情報、地域医療支援センターの情報等をもとに集計したもの
- ※ 全ての地域枠医師の集計（修学資金の返還者や非貸与者も含む）

地域枠医師の医師少数区域等での勤務状況について（入学枠別・勤務年数別）①

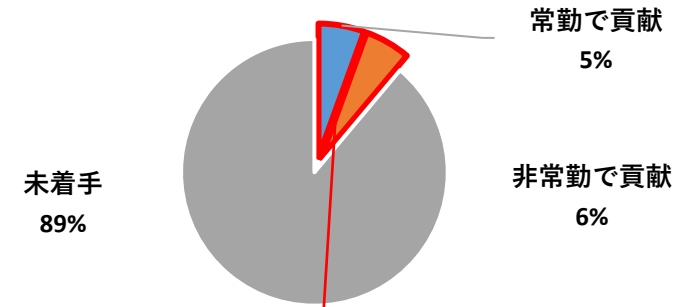
地域貢献を開始した医師は、医師5年目から増加する傾向にある。



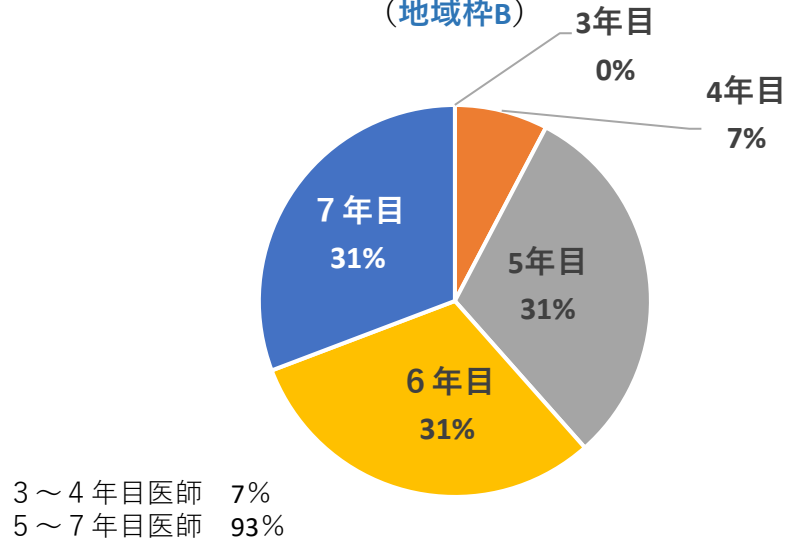
地域枠医師の地域貢献の状況（地域枠B n=25）



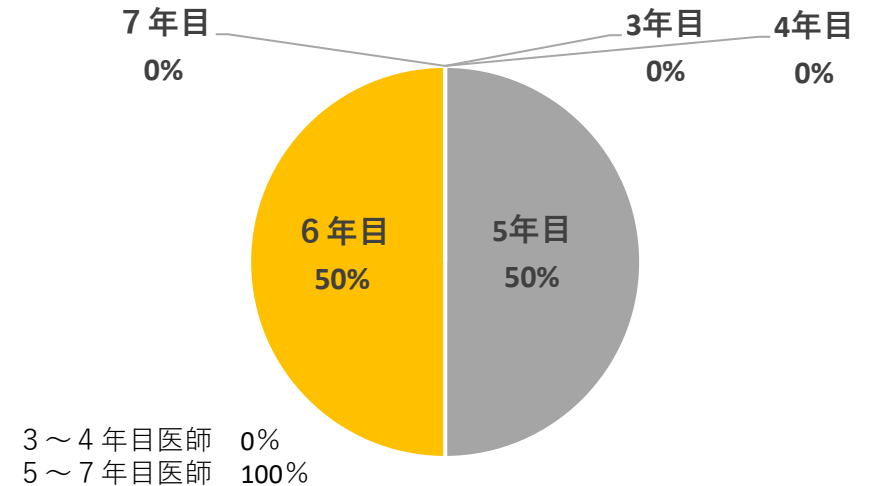
地域枠医師の地域貢献の状況（地域医療枠 n=18）



地域貢献医師（常勤・非常勤）の勤務年数内訳（地域枠B）



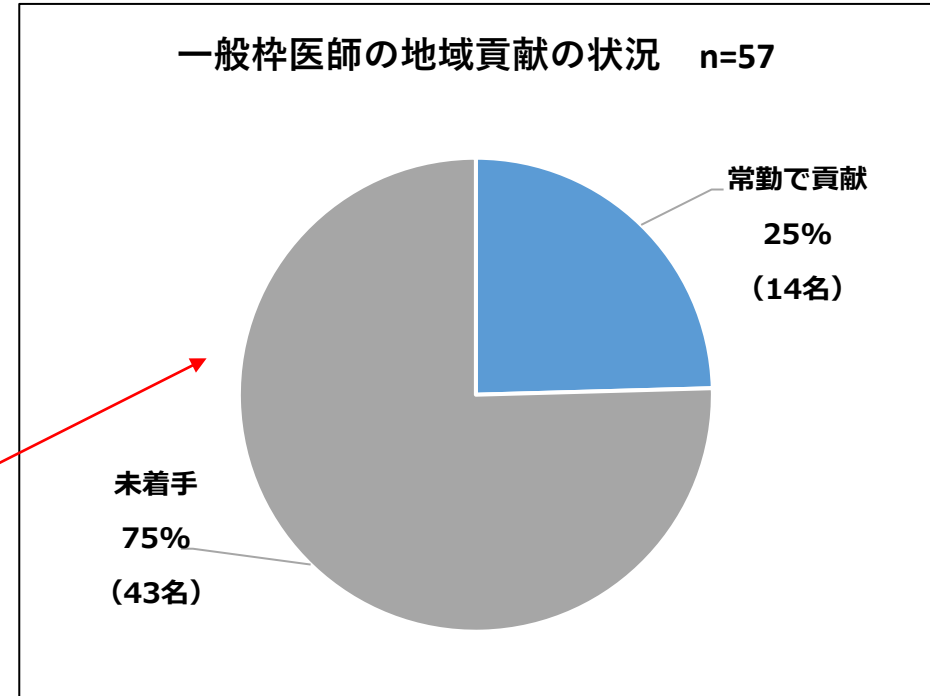
地域貢献医師（常勤・非常勤）の勤務年数内訳（地域医療枠）



一般枠医師の医師少数区域等での勤務状況について

区分	学年 勤務年数	一般枠（医師修学資金貸与者）		
		勤務コース（医師3年目以降）		
		一般枠 計	キャリア形成 プログラム （8・9年）	その他 （県内10年）
学 生	1年生	5		
	2年生	7		
	3年生	11		
	4年生	13		
	5年生	20		
	6年生	13		
	計	69		
臨床研修医	臨床1年目	17		
	臨床2年目	17		
	計	34	0	0
医 師	医師3年目	25	4	21
	医師4年目	29	5	24
	医師5年目	27	7	20
	医師6年目	34	16	18
	医師7年目	30	8	22
	医師8年目	29	8	21
	医師9年目	20	9	11
	医師10年目	18	0	18
	計	212	57	155
合計		315	57	155

○医師少数区域等での勤務状況について（一般枠）



- ※ 臨床研修を修了した一般枠医師で、医師少数区域及び医師少数スポットにおいて地域貢献（勤務）を開始した人数（常勤・非常勤）
- ※ 令和4年1月現在の集計
- ※ 三重県医師修学資金の届出情報をもとに集計したもの
- ※ キャリア形成プログラム8，9年コース対象者を集計

一般枠医師の地域貢献の対象者 57名

第2回 三重県地域医療対策協議会医師派遣検討部会での協議結果

日時：令和4年2月17日（オンライン開催）

（意見の概要）

- ① 地域枠B医師について、推薦地域とは違う地域で地域貢献を行っている医師がおり、課題であると認識している。
- ② 松阪地区の地域枠B医師が増加しており、大台厚生病院しか常勤で勤務できる病院が無いことから、推薦地域での勤務を原則としつつ、例えば、地域貢献の対象地域を尾鷲地域まで広げるといったことについて、今後検討すればどうか。
- ③ 診療科別の地域貢献率にばらつきがある。診療科間のバランスも必要である。
- ④ 医師少数スポットについて、国道23号線から30分で行けるところもあれば、1時間半から2時間ほどかかる場所もある。このため、地域貢献の勤務先が近い場所に流れる傾向がある。

（協議結果）

地域枠医師の派遣調整案について了承された。

令和4年度 地域枠医師の医師少数区域等勤務予定一覧（公表案）

資料8-1

NO	医師少数区域等の勤務先医療機関名	診療科名	人数	勤務形態	令和4年度勤務（予定）期間
1	岡波総合病院	内科	1	常勤	12カ月
2	名張市立病院		1	常勤	12カ月
3	尾鷲総合病院		1	常勤	未定
4	紀南病院		1	常勤	12カ月
5	尾鷲総合病院		1	非常勤（週1回当直）	6カ月（4月～9月）
6	伊賀市立上野総合市民病院		1	非常勤（週1回）	未定
7	紀南病院		1	常勤	12カ月
8	名張市立病院		1	非常勤（週1回）	未定
9	尾鷲総合病院		1	常勤	6カ月
10	報徳診療所	外科	1	非常勤（週1回）	9カ月（7月～3月）
11	県立志摩病院		1	非常勤（週1回）	未定
12	紀南病院		1	常勤	12カ月
13	紀南病院		1	常勤	6カ月
14	紀南病院		1	常勤	3カ月
15	紀南病院	小児科	1	常勤	12カ月
16	岡波総合病院	皮膚科	1	非常勤	未定
17	岡波総合病院		1	非常勤	未定
18	岡波総合病院		1	非常勤	未定
19	紀南病院	整形外科	1	常勤	3カ月
20	上野総合市民病院、名張市立病院、尾鷲総合病院	産婦人科	1	非常勤（外来週1回、尾鷲月1回当直）	未定
21	上野総合市民病院、名張市立病院、尾鷲総合病院		1	非常勤（外来週1回、尾鷲月2回当直）	未定
22	上野総合市民病院、名張市立病院、尾鷲総合病院		1	非常勤（外来週1回、尾鷲月3回当直）	未定
23	上野総合市民病院、名張市立病院、尾鷲総合病院		1	非常勤（外来週1回、尾鷲月4回当直）	未定
24	上野総合市民病院、名張市立病院、尾鷲総合病院		1	非常勤（外来週1回、尾鷲月5回当直）	未定
25	上野総合市民病院、名張市立病院、尾鷲総合病院		1	非常勤（外来週1回、尾鷲月6回当直）	未定
26	上野総合市民病院、名張市立病院、尾鷲総合病院		1	非常勤（外来週1回、尾鷲月7回当直）	未定
27	岡波総合病院	耳鼻咽喉科	1	非常勤（週1回）	未定
28	名張市立病院	放射線科	1	非常勤（週1回）	未定
29	名張市立病院		1	非常勤（週1回）	未定
30	名張市立病院		1	非常勤（週1回）	未定
31	名張市立病院		1	常勤	12カ月
32	県立志摩病院	麻酔科	1	常勤（内科勤務）	12カ月
33	名張市立病院、岡波総合病院、上野総合市民病院	病理	1	非常勤（週1回）	未定
34	大台厚生病院	形成外科	1	常勤（整形外科）	12カ月
35	県立志摩病院		1	非常勤（週1回）	12カ月
	計		35		